

令和7年定例会
都市・環境常任委員会
年間白書

令和8年4月

四日市市議会

目次

1. 委員会の活動報告	P 1 ~ P 2
2. 委員会の構成	P 3
3. 委員会開催状況	P 4 ~ P 27
4. 委員長報告等	P 28 ~ P 129
5. 所管事務調査報告書	P 130 ~ P 188
6. 行政視察報告書	P 189 ~ P 222
7. 議会報告会の概要	P 223 ~ P 226
8. ワイ！ワイ！GIKAIの概要	P 227 ~ P 229
9. 高校生議会意見書	P 230 ~ P 238

1. 委員会の活動報告

1 議案審査・協議事項

<議案審査>

- ・ 6月定例会議会付託議案（令和7年6月18日）
- ・ 9月定例会議会付託議案（令和7年9月16日～9月18日）
- ・ 11月定例会議会付託議案（令和7年12月11日）
- ・ 2月定例会議会付託議案（令和8年3月3日～5日）

<協議会>

- ・ 四日市市第3期合理化事業計画検証委員会からの提言及び今後の進め方について（令和7年6月18日）
- ・ 北大谷霊園合葬墓設置事業について（令和7年9月18日）
- ・ 第4期四日市市環境計画の中間見直しについて（令和7年12月11日）
- ・ 四日市市ごみ処理基本計画の中間見直しについて（令和7年12月11日）
- ・ 北大谷霊園合葬墓設置事業について（令和7年12月11日）
- ・ 第4期四日市市環境計画の中間見直しについて（令和8年3月5日）
- ・ 四日市市ごみ処理基本計画の中間見直しについて（令和8年3月5日）

2 休会中の所管事務調査

- ・ ウォーターPPP（レベル3.5）の導入について（令和7年8月1日）
- ・ 企業視点から見る四日市コンビナートの現状と展望
～設備投資と環境対策の両立に向けて～ について（令和8年1月19日）
※産業生活常任委員会との連合審査会
- ・ ごみの収集・処理について（令和8年4月13日）

3 行政視察

（令和8年1月20日～22日）

- ・ 大洲雨水貯留池 施設見学（広島県広島市）
- ・ 漂着ごみの実態把握の省力化について（岡山県岡山市）
- ・ 空き家対策全般（項目内に斜面の空き家解体支援を含む）について（広島県呉市）

4 議会報告会

- ・ 令和7年10月21日 4常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>10人

5 ワイ！ワイ！GIKAI

- ・令和8年1月27日 <場所>四日市西高校 <参加者>6名

6 管内視察

令和7年8月6日

- ・堀川放水路
- ・三重県北勢沿岸流域下水道南部浄化センター
- ・四日市市北大谷斎場

7 特記事項

2. 委員会の構成

委員長 石川善己

副委員長 村上 暁

委員 荒木美幸

荻須智之

小田あけみ

平野貴之

水谷一未

森 康 哲

3. 委員会開催状況

都市・環境常任委員会 事項書

令和7年5月15日
第4委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 一部事務組合議会議員及び都市計画審議会委員の選出について

○朝明広域衛生組合議会議員（7人）

次回組合議会 5月22日（木）午前10時 朝明衛生センター

○都市計画審議会委員（6人）

4. 管内視察について

5. 行政視察について

都市・環境常任委員会事項書

令和7年6月16日（月）

第4委員会室

1. 連合審査会の申入れについて

2. 付託予定請願の扱いについて

(都環)

都市・環境常任委員会
総務常任委員会
連合審査会 審査順序

令和7年6月18日(水) 10:00～

都市・環境常任委員会 総務常任委員会 連合審査会

1 議案第17号 工事請負契約の締結について一市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事一

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会-07_都市・環境常任委員会

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和7年6月18日（水）10:00～

○都市整備部・財政経営部

<都市・環境常任委員会>

(付託議案) ※委員会冒頭全員協議会室で実施

- 1 議案第17号 工事請負契約の締結について
—市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事— …議案書P63～

○環境部・上下水道局

<都市・環境常任委員会> ※午後1時実施予定

- 2 請願第1号 PFAS曝露による健康被害のリスクから市民を守るため、早急に市全域のPFAS汚染の実態を把握して汚染対策を進めるよう求めることについて

○上下水道局

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- 3 議案第5号 令和7年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算
…補正予算書(2)P43～

<都市・環境常任委員会>

(その他報告)

- 4 令和7年度 交付金等の内示状況について
5 ウォーターPPP（レベル3. 5）の導入について

○環境部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- 6 議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）
第1条 歳入歳出予算の補正
第4款 衛生費
第1項 保健衛生費
…補正予算書(2)P22～

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)

- 7 議案第20号 動産の取得について
—小型一般ごみ収集車 4台— …議案書P70～

(協議会)

- 8 四日市市第3期合理化事業計画検証委員会からの提言及び今後の進め方について

(所管事務調査)

9 令和6年度第1回四日市市環境保全審議会について

(その他報告)

10 よっかいちクリーンエネルギー株式会社の経営状況について

○都市整備部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

11 議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

第1条 歳入歳出予算の補正

第8款 土木費

第2項 道路橋梁費

…補正予算書(2) P22～

第6項 都市計画費

…補正予算書(2) P22～

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)

12 議案第12号 四日市市風致地区内における建築等の規制に関する
条例の一部改正について

…議案書 P48～

13 議案第13号 土地の処分について

…議案書 P50～

14 議案第16号 工事請負契約の締結について
－水沢町(瀬戸用水)法面修繕工事－

…議案書 P60～

15 議案第18号 工事請負契約の変更について
－四日市中央線道路整備工事(東工区その3)－

…議案書 P66

16 議案第19号 工事委託協定の締結について
－四日市近鉄ビル内連絡通路整備工事－

…議案書 P67～

17 議案第25号 市道路線の認定について

…議案書 P83～

(所管事務調査)

18 令和6年度第3回四日市市営住宅入居者選考委員会について

(その他報告)

19 令和7年度当初 国補助金・交付金・負担金の内示状況について

20 公園・緑地等の維持管理のあり方に関する今後の進め方について

21 四日市あすなろう鉄道の運輸実績(令和6年度)について

○その他

22 6月定例会議会中の所管事務調査について(委員から提案があった場合)

23 中長期テーマについて

24 休会中所管事務調査について

- ・ 日程（案）：①令和7年7月28日（月）13時30分（年間予定より）
：②令和7年7月30日（水）10時00分
- ・ 調査項目について

25 管内視察について

- ・ 管内視察実施日 令和7年8月6日（水） 午後2時から（正副案）
- ・ 管内視察先及び行程 別紙『管内視察行程表』参照

26 行政視察について

- ・ 日程案：令和8年1月20日（火）
令和8年1月21日（水）
令和8年1月22日（木）の3日間（年間議事予定より）

27 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

- ・ 日時：令和7年10月21日（火） 18時30分～
- ・ 場所：総合会館7階第1研修室
- ・ 各委員会から4人

28 ワイ！ワイ！GIKAIについて

29 その他

都市・環境常任委員会 事項書

令和7年8月1日（金）10：00～

○上下水道局

＜都市・環境常任委員会＞

（所管事務調査）

1. ウォーターPPP（レベル3、5）の導入について

○その他

2. 管内視察について

日程：令和7年8月6日（水）午後2時（出発5分前集合）

視察行程：別紙「管内視察行程表」を参照

3. ワイ！ワイ！GIKAI開催候補先について

＜会議用システム内のフォルダ＞

04_休会中（07～08月） — 07_都市・環境常任委員会 — 01_8月1日 所管事務調査

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
決算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和7年9月16日（火）10：00～

○上下水道局

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | | | |
|---|--------|---|----------------------|
| 1 | 議案第26号 | 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計
歳出 第4款 衛生費
第1項 保健衛生費（関係部分） | …決算書P166～、実績報告書P136～ |
| | | 歳出 第6款 農林水産業費
第3項 農地費（関係部分） | …決算書P184～、実績報告書P165 |
| 2 | 議案第27号 | 令和6年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について | …上下水道局決算書P1～ |
| 3 | 議案第29号 | 令和6年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について | …上下水道局決算書P48～ |
| 4 | 議案第30号 | 令和6年度四日市市農業集落排水事業における利益の処分及び
決算認定について | …上下水道局決算書P112～ |

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | | | |
|---|--------|------------------------|---------------|
| 5 | 議案第35号 | 令和7年度四日市市水道事業会計第1回補正予算 | …補正予算書(2)P65～ |
|---|--------|------------------------|---------------|

＜都市・環境常任委員会＞

- | | | | |
|---|--------|-----------------------|----------|
| 6 | 議案第37号 | 四日市市水道事業給水条例の一部改正について | …議案書P14～ |
|---|--------|-----------------------|----------|

（その他報告）

- | | |
|---|-------------------------------|
| 7 | 下水道管路 全国特別重点調査 経過報告（令和7年8月時点） |
| 8 | 四日市市上下水道事業経営戦略の後期ローリングについて |

○都市整備部

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

9	議案第 26 号	令和 6 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について	
		一般会計	
		歳出 第 8 款 土木費	
		第 1 項 土木管理費	…決算書 P190～、実績報告書 P175～
		第 2 項 道路橋梁費	…決算書 P192～、実績報告書 P178～
		第 3 項 交通安全対策費	…決算書 P196～、実績報告書 P189～
		第 4 項 河川費	…決算書 P198～、実績報告書 P194～
		第 6 項 都市計画費	…決算書 P202～、実績報告書 P200～
		第 8 項 住宅費	…決算書 P206～、実績報告書 P214～
		特別会計	
		土地区画整理事業特別会計	…決算書 P277～、実績報告書 P280～

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

10	議案第 32 号	令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）	
		第 1 条 歳入歳出予算の補正	
		歳出 第 8 款 土木費	
		第 2 項 道路橋梁費	…補正予算書(2)P28～
		第 3 項 交通安全対策費	…補正予算書(2)P28～
		第 4 項 河川費	…補正予算書(2)P28～
		第 6 項 都市計画費	…補正予算書(2)P30～
		第 3 条 債務負担行為の補正（関係部分）	…補正予算書(2)P11、P34

＜都市・環境常任委員会＞

11	議案第 40 号	工事請負契約の締結について	
		—泊小古曾線（社交）道路改良工事—	…議案書 P22～
12	議案第 41 号	工事請負契約の締結について	
		—堀川排水機場ポンプゲート設備工事—	…議案書 P25～
13	議案第 44 号	工事請負契約の変更について	
		—堀川排水機場（下部工）整備工事—	…議案書 P30～
14	議案第 51 号	市道路線の認定について	…議案書 P48～

（所管事務調査）

15	令和 7 年度第 1 回四日市市営住宅入居者選考委員会について
----	---------------------------------

（その他報告）

16	令和 7 年度自動運転実証実験について
----	---------------------

○環境部

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

17	議案第 26 号	令和 6 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について	
		一般会計	
		歳出 第 4 款 衛生費	
		第 1 項 保健衛生費（関係部分）	…決算書 P164～、実績報告書 P121～
		第 2 項 清掃費	…決算書 P170～、実績報告書 P139～

<予算常任委員会都市・環境分科会>

18 議案第 32 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 5 号)

第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書(2)P11、P34

<都市・環境常任委員会>

19 議案第 45 号 動産の取得について

— トイレトラック 1 台 —

…議案書 P31～

(協議会)

20 北大谷霊園合葬墓設置事業について

(その他報告)

21 PFOS・PFOAの水質調査結果について

22 四日市市ごみ処理基本計画の中間見直しについて

○その他

23 9 月定例会議会中の所管事務調査について

24 休会中所管事務調査について

・日程案：下記の日程のいずれか

・令和 7 年 10 月 21 日 (火) 午後 1 時 30 分から (議会報告会実施日)

・令和 7 年 10 月 27 日 (月) 午後 1 時 30 分から (年間スケジュール)

25 8 月休会中所管事務調査報告書案について

26 ワイ！ワイ！GIKAIについて

27 行政視察について

・日程：令和 8 年 1 月 20 日 (火) から 22 日 (木)

28 9 月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：令和 7 年 10 月 21 日 (火) 18：30～

会 場：総合会館 7 階第 1 研修室

出席委員：石川委員長、荻須委員、水谷委員、森康哲委員

29 その他

<会議用システム内のフォルダ>

- 05_9 月定例会議会 — 07_都市・環境常任委員会
- 01_本会議
- 02_予算常任委員会
- 03_決算常任委員会

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和7年12月11日(木) 10:00～

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|--------------------------------------|-----------------|
| 1. 議案第66号 令和7年度四日市市水道事業会計第2回補正予算 | …補正予算書(2) P161～ |
| 2. 議案第68号 令和7年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算 | …補正予算書(2) P189～ |
| 3. 議案第69号 令和7年度四日市市農業集落排水事業会計第1回補正予算 | …補正予算書(2) P207～ |

＜都市・環境常任委員会＞
(その他報告)

- | |
|----------------------|
| 4. 「泗水の里」の今後の方向性について |
|----------------------|

○環境部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| 5. 議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第8号) | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 第4款 衛生費 | |
| 第2項 清掃費 | …補正予算書(2) P40～ |
| 第3条 債務負担行為の補正(関係部分) | …補正予算書(2) P13～14、64～65 |

＜都市・環境常任委員会＞
(協議会)

- | |
|---------------------------|
| 6. 第4期四日市市環境計画の中間見直しについて |
| 7. 四日市市ごみ処理基本計画の中間見直しについて |
| 8. 北大谷霊園合葬墓設置事業について |

(所管事務調査)

- | |
|----------------------------|
| 9. 令和7年度第1回四日市市環境保全審議会について |
|----------------------------|

(その他報告)

- | |
|---------------------------|
| 10. PFOS・PFOAの水質調査について |
| 11. 四日市市第3期合理化事業計画の延長について |

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

12. 議案第 60 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）	
第 1 条 歳入歳出予算の補正	
第 3 款 民生費	
第 4 項 災害救助費	…補正予算書(2) P 36～
第 8 款 土木費	
第 6 項 都市計画費	…補正予算書(2) P 50～
第 8 項 住宅費	…補正予算書(2) P 52～
第 13 款 災害復旧費	
第 1 項 土木施設災害復旧費	…補正予算書(2) P 58～
第 2 条 繰越明許費の補正	…補正予算書(2) P 11
第 3 条 債務負担行為の補正	…補正予算書(2) P 13、65

＜都市・環境常任委員会＞

13. 議案第 82 号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について	…議案書 P52～
14. 議案第 85 号 工事請負契約の締結について ―三重橋垂坂線道路改良工事―	…議案書 P59～
15. 議案第 90 号 市道路線の認定について	…議案書 P75～

（所管事務調査）

16. 令和 7 年度第 2 回四日市市営住宅入居者選考委員会について

（その他報告）

17. 自転車等駐車場等における料金の改定について
18. 四日市市都市計画マスタープラン全体構想及び四日市市立地適正化計画の見直しについて

○その他

19. 11 月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

20. 休会中の所管事務調査について
○日程（案）：令和 8 年 1 月 19 日（月）午後 1 時 30 分
○会 場：全員協議会室
○調査項目：企業視点から見る四日市コンビナートの現状と展望 ～設備投資と環境対策の両立に向けて～について
※産業生活常任委員会・都市・環境常任委員会による連合審査会

21. 行政視察について

22. ワイ！ワイ！GIKAI について

- ・日時：令和8年1月27日（火）午後1時から午後3時
- ・会場：三重県立四日市西高等学校
- ・対象：生徒会執行部経験者10名前後

23. 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

○平日開催

- ・日時：令和8年3月26日（木） 午後6時30分～午後8時30分
- ・場所：総合会館7階第1研修室
- ・出席者：議長、4常任委員会から各2名（計9名）

○休日開催

- ・日時：令和8年3月28日（土） 午後2時00分～午後4時00分
- ・場所：茶業振興センター
- ・出席者：副議長、4常任委員会から各2名（計9名）

24. 高校生議会で出された意見書について

25. その他

<会議用システム内のフォルダ>

- 07_11月定例会議会
 - 07_都市・環境常任委員会
 - 01_本会議
 - 02_予算常任委員会

(都環)

産業生活常任委員会
都市・環境常任委員会
連合審査会事項書

令和8年1月19日(月) 13:30～
全員協議会室

<産業生活常任委員会 都市・環境常任委員会連合審査会>

1. 企業視点から見る四日市コンビナートの現状と展望
～設備投資と環境対策の両立に向けて～について

<会議用システム内のフォルダ>

08_休会中(12～2月) -07_都市・環境常任委員会 -01_連合審査会(1月19日)

都市・環境常任委員会事項書

令和8年2月27日（金）

第4委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

都市・環境常任委員会／予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和8年3月3日(火)
第4委員会室

○都市整備部・財政経営部

※(令和8年3月4日午前冒頭)

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)※全員協議会室で実施

- | | | |
|---|---|----------------------|
| 1 | 議案第159号 工事請負契約の変更について
—市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事— | …議案書P7～
(3月2日上程分) |
|---|---|----------------------|

○都市整備部

※(令和8年3月5日午後1時30分～)

<都市・環境常任委員会>

- | | |
|---|-------------------------------|
| 2 | 請願第7号 近鉄霞ヶ浦駅西口改札の設置を求めることについて |
|---|-------------------------------|

○上下水道局

<予算常任委員会都市・環境分科会>(当初予算)

- | | | |
|---|--|---------------|
| 3 | 議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算
歳出第4款 衛生費
第1項 保健衛生費(関係部分) | …一般会計予算書P176～ |
| 4 | 議案第105号 令和8年度四日市市水道事業会計予算 | …企業会計予算書P3～ |
| 5 | 議案第107号 令和8年度四日市市下水道事業会計予算 | …企業会計予算書P83～ |
| 6 | 議案第108号 令和8年度四日市市農業集落排水事業会計予算 | …企業会計予算書P127～ |

<予算常任委員会都市・環境分科会>(補正予算)

- | | | |
|---|---------------------------------|----------------|
| 7 | 議案第154号 令和7年度四日市市水道事業会計第3回補正予算 | …補正予算書(2)P163～ |
| 8 | 議案第156号 令和7年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算 | …補正予算書(2)P189～ |

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)

- | | | |
|---|-----------------------------------|-----------|
| 9 | 議案第130号 四日市市下水道事業運営委員会条例の一部改正について | …議案書P131～ |
|---|-----------------------------------|-----------|

(所管事務調査)

- | | |
|----|-----------------------------|
| 10 | 令和7年度 第1回四日市市下水道事業運営委員会について |
|----|-----------------------------|

(その他報告)

- | | |
|----|-------------------------------|
| 11 | 下水道管路 全国特別重点調査 経過報告(令和8年2月時点) |
|----|-------------------------------|

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞（当初予算）

12	議案第 98 号	令和 8 年度四日市市一般会計予算	
	第 1 条	歳入歳出予算	
		歳出第 8 款	土木費
		第 1 項	土木管理費 …一般会計予算書 P214～
		第 2 項	道路橋梁費 …一般会計予算書 P216～
		第 3 項	交通安全対策費 …一般会計予算書 P222～
		第 4 項	河川費 …一般会計予算書 P224～
		第 6 項	都市計画費 …一般会計予算書 P228～
		第 8 項	住宅費 …一般会計予算書 P236～
	第 2 条	債務負担行為（関係部分）	…一般会計予算書 P17～
13	議案第 102 号	令和 8 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算	
			…特別会計予算書 P103～

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞（補正予算）

14	議案第 148 号	令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 12 号）	
	第 1 条	歳入歳出予算の補正	
		歳出第 8 款	土木費
		第 1 項	土木管理費 …補正予算書（2）P64～
		第 2 項	道路橋梁費 …補正予算書（2）P64～
		第 3 項	交通安全対策費 …補正予算書（2）P64～
		第 4 項	河川費 …補正予算書（2）P66～
		第 6 項	都市計画費 …補正予算書（2）P66～
		第 8 項	住宅費 …補正予算書（2）P68～
	第 2 条	繰越明許費補正（関係部分）	…補正予算書（2）P11～
	第 3 条	債務負担行為補正（関係部分）	…補正予算書（2）P15～
15	議案第 152 号	令和 7 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	
			…補正予算書（2）P133～

16	議案第 157 号	令和 8 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）	
	第 1 条	歳入歳出予算の補正	
		歳出第 8 款	土木費
		第 6 項	都市計画費 …補正予算書（3）P18～

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)

17	議案第 126 号 四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について	…議案書 P112～
18	議案第 127 号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について	…議案書 P115～
19	議案第 128 号 四日市市自転車等駐車場等条例の一部改正について	…議案書 P118～
20	議案第 131 号 都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン全体構想)の見直しについて	…議案書 P134～
21	議案第 132 号 工事請負契約の締結について —近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事(その16)—	…議案書 P135～
22	議案第 133 号 工事請負契約の締結について —近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事(その17)—	…議案書 P138～
23	議案第 134 号 工事請負契約の締結について —中央通り再編工事(バスターミナル区域)—	…議案書 P141～
24	議案第 135 号 工事請負契約の締結について —令和7年度～令和9年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務(北部)(単価契約)—	…議案書 P144～
25	議案第 136 号 工事請負契約の締結について —令和7年度～令和9年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務(中部)(単価契約)—	…議案書 P147～
26	議案第 137 号 工事請負契約の締結について —令和7年度～令和9年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務(南部)(単価契約)—	…議案書 P151～
27	議案第 147 号 市道路線の認定について	…議案書 P179～

(付託議案) (※追加上程議案)

28	議案第 158 号 工事請負契約の変更について —中央通り公園整備工事—	…議案書 P 4～ (3月2日上程分)
----	---	------------------------

<都市・環境常任委員会>

(所管事務調査)

29	令和7年度第3回四日市市営住宅入居者選考委員会について
----	-----------------------------

(その他報告)

- 30 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する権限移譲について
- 31 四日市市立地適正化計画の見直しについて
- 32 令和7年度自動運転実証実験の結果について
- 33 市営住宅へのエレベーター設置について

○環境部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞（当初予算）

- 34 議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算
 - 第1条 歳入歳出予算
 - 歳出第2款 総務費
 - 第1項 総務管理費（関係部分） …一般会計予算書 P128～
 - 歳出第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費（関係部分） …一般会計予算書 P174～
 - 第2項 清掃費 …一般会計予算書 P180～
 - 第2条 債務負担行為（関係部分） …一般会計予算書 P17～

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞（補正予算）

- 35 議案第148号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第12号）
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費（関係部分） …補正予算書（2） P54～
 - 第2項 清掃費 …補正予算書（2） P56～
 - 第2条 繰越明許費補正（関係部分） …補正予算書（2） P11～

＜都市・環境常任委員会＞
（協議会）

- 36 第4期四日市市環境計画の中間見直しについて
- 37 四日市市ごみ処理基本計画の中間見直しについて

(その他報告)

- 38 令和7年度天津環境交流事業（天津セミナー）について
- 39 三重県が行った産業廃棄物不適正処理事案に係る行政代執行終了後の環境モニタリングについて
- 40 PFOS・PFOAの水質調査について [速報]

○その他

(都市・環境常任委員会所管事務調査)

41 令和7年度同和行政推進審議会及び令和7年度人権施策推進懇話会

(その他・所管事務調査)

42 2月定例会議会中の所管事務調査について(委員から提案があった場合)

43 休会中の所管事務調査について

- ・日程(案)：①令和8年4月13日(月)午後1時30分(年間予定より)
- ・調査項目の確定

44 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

45 4 常任委員会報告会について

日程：令和8年4月20日(月)午後1時30分～午後3時30分

46 年間白書の作成について

<会議用システム内のフォルダ>

- 09_2月定例会議会
 - － 01_本会議
 - － 02_予算常任委員会
 - － 07_都市・環境常任委員会

(都環)

都市・環境常任委員会
総務常任委員会
連合審査会 審査順序

令和8年3月4日(水) 10:00～

都市・環境常任委員会 総務常任委員会 連合審査会

1 議案第159号 工事請負契約の変更について一市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事一

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例会月議会-07_都市・環境常任委員会-連合審査会(3月4日)

都市・環境常任委員会事項書

令和8年3月24日（火）

第4委員会室

1. 議会報告動画のテーマについて

都市・環境常任委員会 事項書

令和8年4月13日（月）13：30～

○環境部

＜都市・環境常任委員会＞

(所管事務調査)

1. ごみの収集・処理について

○その他

2. 議会報告動画について

3. 4 常任委員会報告会について

日時：令和8年4月20日（月）13：30から

場所：全員協議会室

4. 令和7年定例会 都市・環境常任委員会 年間白書について

5. その他

＜会議用システム内のフォルダ＞

10_休会中（03～05月） — 07_都市・環境常任委員会 — 01_令和8年4月13日 休会中所管事務調査

4. 委員長報告等

都市・環境常任委員会委員長報告（令和7年6月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました8議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第12号 四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第13号 土地の処分については、委員からは、JR四日市駅の貨物ヤードの移転断念の理由について、過去の特別委員会では、連続立体交差事業の頓挫により必要性がなくなったからという説明があったと記憶しているが、この認識に相違ないかとの質疑があり、理事者からは、貨物ヤード移転事業を含むJR四日市駅周辺活性化事業全体が中止された理由は、連続立体交差事業の費用対効果が見込めなかったことが主因であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、当該土地は過去に市が高額で取得したものであり、今回の売却額との差額は市民の税金による損失に他ならない。土地の売却時期による価格差について、地元の多くの地権者が強い自責の念を抱いていることを市は認識すべきであるとの意見がありました。

また委員からは、生産緑地解除後も開発直前まで耕作する農家もあると考えるが、耕作に必要な水路の水利権について市はどのように把握しているかとの質疑があり、理事者からは、現

在も、一部で耕作が継続されている状況を把握している。水路について、以前に地元の土木委員の方と協議した経緯もあるため、現状を再確認し、改めて、情報交換を行う機会を設けたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、土地を購入した事業者が円滑な開発を行えるよう、市は相談に乗れる範囲で協力してほしいとの意見がありました。

また委員からは、不法投棄地は以前からの課題であり、開発の障害となり得る。市は過去の都市・環境常任委員会において、監視責任を明言しているため、本土地の開発に最大限協力すべきと考えるが、認識を確認したいとの質疑があり、理事者からは、産業廃棄物の問題は県の所管であるが、市の環境部とも情報共有を行い、県が監視している状況を把握している。土地を仮契約した事業者に対し、市としても情報共有を図るなど、可能な範囲で協力していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第 16 号 工事請負契約の締結については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第 17 号 工事請負契約の締結については、当委員会に付託された議案であります。総務常任委員会所管部分にも関連することから、四日市市議会会議規則第 98 条の規定に基づき、両委員会による連合審査会を開催して審査を行いました。

委員からは、年末年始の市営中央駐車場を利用できない期間などの代替駐車場として、くすの木パーキングなどを確保するとの説明があったが、くすの木パーキングは中央通り再編事業の関係車両で埋まっており、確保は難しいのではないかとの質疑があり、理事者からは、既に近隣の民間駐車場にも打診しており、また、市営中央駐車場に停めてある公用車を移動させるなどして駐車台数の確保に努めたいとの答弁がありました。

また委員からは、今回の改修を行い、あと何年利用できるかとの質疑があり、理事者からは、当該施設の耐用年数が残り約33年となっている。外壁については、メンテナンスの周期は40年であることから、今回の外壁改修で完了するものと考えている。車路については何年後ということではなく、定期点検により、損傷が確認され次第、補修を行うとの答弁がありました。

また委員からは、市民から市営中央駐車場は狭くて利用しにくいとの意見が数多く寄せられているが、すれ違いやすくするなどの改修はしないのかとの質疑があり、理事者からは、今回の改修では、現況の幅で補修するものであるが、車止めの位置を若干、下げることとしているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、せっかく改修するのであれば、課題解決も検討すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、市営中央駐車場の曲がり角の部分で特にすれ違いにくいという市民からの声は聞いており、例えば、角に面している区画は軽

自動車専用にするなど、工事担当課と対応策を検討していくとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、根本的な課題が解決できないのであれば、現在の車の大きさや、使い方に合わせた駐車場への建て替えも検討してほしいとの意見がありました。

また委員からは車路以外の車を止めるスペースは塗装の塗り替えのほかには補修は行わないのかとの質疑があり、理事者からは、今後、補修する箇所が確認された場合には、変更契約により対応したいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、変更契約による増額をどの程度見込んでいるのかとの質疑があり、理事者からは、設計段階において、現況調査を行い、補修範囲を設計に反映させていることから、現時点においては、想定額を見込んでいないが、劣化が進行していれば、調査を実施する、との答弁がありました。

また委員からは、今後増額補正を前提としているのであれば、この議案の契約金額は不確かなものとなるのではないのかとの質疑があり、理事者からは、工事着手後に塗装をはがして下地を確認した際に、想定以上の損傷があれば補修が必要となるため、増額補正をお願いしなければならない可能性があるとの答弁がありました。

また他の委員からは、まずは詳細な調査を行い、総費用を確定させてから予算要求すべきではないか。また、駐車区画の見

直しも行い、税金を有効活用する計画性が必要だとの意見がありました。

また他の委員からは、決算の際には、本事業における当初費用と最終的な費用の差額を報告してほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、渡り廊下の改修中は地下を迂(う)回路として案内するとの説明があったが、安全に通行できるのかとの質疑があり、理事者からは、基本的に工事は通行人の少ない休日に行う予定である。今後、工事業者と協議の上、安全に通行できる迂(う)回路を確定させることになるが、工事の影響を受けにくい地下を通路として使用することは歩行者にとって安全と考えているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、安全対策と周知を徹底してほしいとの意見がありました。

次に、議案第 18 号 工事請負契約の変更につきましては、委員からは、四日市中央線道路の排水増強管整備において、試掘後に地下水位を低下させるウェルポイント工法が必要となったとのことだが、当初の発注段階で地下水位は把握できなかったのかとの質疑があり、理事者からは、設計段階で地下水の位置は一定把握していたものの、全線を詳細に調査することは不可能であり、局所的な土の状況は、実際に掘削しなければ把握できない。今回は想定よりも多く湧き水が発生した範囲において、

ウェルポイント工法を追加する変更をしているとの答弁がありました。

また他の委員からは、試掘を行った際、通信などのインフラ設備の実際の埋設位置が既存資料と異なっていたことについて、こうした事態は頻繁に発生するものかとの質疑があり、理事者からは、事前調査を十分行っているものの、中央通りは埋設物が非常に多く、既存資料との相違が発生するケースはこれまでの工事においても起きている。このような事態を減らすよう努力しているが、やむを得ず発生してしまうのが現状であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、埋設物の位置が記載された既存資料は過去に市が作成したものかとの質疑があり、理事者からは、既存資料は道路占用者が作成したものであり、この資料をもとに設計に反映させているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、埋設物の位置が既存資料と異なっていたことで、今回占用者に何か対応してもらうことはあるのかとの質疑があり、理事者からは、今回は信号柱の基礎の形状をコンパクトにする対応が可能であったことから、移設を求めることはないとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、地下の状況が複雑であることは理解した。今後、中央通りの埋設物はデータ化し、見える化をして管理すると聞いているため、適切な運用をお願いしたいとの意見がありました。

次に、議案第 19 号 工事委託協定の締結については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第 20 号 動産の取得について、委員からは、小型一般ごみ収集車の更新基準は走行距離ではなく使用年数によるものかとの質疑があり、理事者からは、ごみ収集車の更新基準は、使用年数と走行距離の両方を考慮している。使用年数が 9 年を経過、または走行距離が 10 万 k m を超過、のいずれかを目安としているとの答弁がありました。

また他の委員からは、ごみ収集車に描かれた子どもたちの絵は、更新される際、新しい車両に引き継がれるのか、あるいは新たに募集するなどして更新されるのか確認したいとの質疑があり、理事者からは、ごみ収集車に描かれた絵は、平成 29 年に公募した 4 つのデザインパターンを使用しており、車両更新の際にも、この既存パターンを貼って対応する。現時点では、絵のデザイン自体を刷新するための新規公募は計画していないとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、子どもたちの絵が描かれたごみ収集車は親しみが持てて良いと評価する。また、前の公募から時間も経っていることから、新たな公募の機会を設けてほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、市民への周知啓発のため、職員が目の保護のためにサングラスを着用する旨、イラスト等により分かりやすく示したステッカーを、ごみ収集車に貼るとよいと考え

るがどうかとの質疑があり、理事者からは、他業種におけるサングラスの着用事例も増えていることから、何らかの形で周知啓発が行えるよう検討していきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、本市の消防本部ではSNSを通じて、消防士のサングラスの着用の周知啓発を行っているため、そうした方法も検討してほしいとの意見がありました。

次に、議案第25号 市道路線の認定については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました8議案につきましては、いずれも別段異議なく可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和6年度第1回四日市市環境保全審議会及び、令和6年度第3回四日市市営住宅入居者選考委員会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

【 請願（審査の経過と結果） 】

都市・環境常任委員会に付託されました請願第1号 P F A S 曝露による健康被害のリスクから市民を守るため、早急に市全域の P F A S 汚染の実態を把握して汚染対策を進めるよう求めることについて、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し当委員会では、6月16日に委員会を開催し、審査に先立ち請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

本請願については、請願者から次のような請願趣旨の説明がありました。

具体性のある P F A S 汚染対策を進めるには、水環境や土壌の実態調査が必要である。また安全な水環境の整備のため、P F A S 濃度の軽減対策を行う必要がある。

以上の理由から、P F A S 曝露による健康被害のリスクから市民を守るため、早急に市全域の P F A S 汚染の実態を把握して汚染対策を進めるよう求めることを目的として、請願事項に記載する、市全域における水環境の P F A S 汚染の実態調査、高濃度の P F A S が検出された河川や地下水の周辺地域の土壌調査、水道水を含めた水環境の P F A S 濃度の軽減対策、市役所内への P F A S 問題への総合窓口の設置の4項目を速やかに実施してほしいとのことでありました。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、現在市は

P F O S ・ P F O A に係る河川の水質調査を実施しているがこれでは不十分という認識かとの質疑があり、請願者からは、市が調査を進めていることは把握しているが、市内全域の河川の下流から上流まで網羅的に調査しなければ P F A S 汚染の全体像はつかめないと考えるため、特定の河川に限らず他の河川も調査が必要だと考えるとの説明がありました。

また委員からは、P F A S に係る土壌調査について、明確な基準が無い現状で、調査を求める請願者の意図を確認する質疑があり、請願者からは、河川の水が大雨により田へ溢れた事例があることや、農業用水として利用されていることから、河川等で高濃度の P F A S が検出された地域の土壌における P F A S 汚染の実態を把握する必要があると考えるため P F A S に係る土壌調査を請願項目としているとの説明がありました。

また委員からは、各種施設への浄水器の設置も P F A S の軽減対策として考えているのかとの質疑があり、請願者からは、配水池等の P F A S 濃度を下げるには時間がかかるため、各種施設への浄水器の設置が、当座の対策となると考えるとの説明がありました。

また委員からは、請願項目で設置を求めている総合窓口の具体的なイメージを確認する質疑があり、請願者からは、具体案は有していないが、市の組織体制として一般的に必要なと考えるとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、今後、国が P F O S ・ P F O A を水質管理目標設定項目から水道法に基づく水質基準項目に引き上げた場合において、基準値を超

える測定値が検出されたとき、市としてどのような対応を検討しているのかとの質疑があり、理事者からは、現在、国は令和8年度からP F O S ・ P F O Aを水質基準項目に追加する改正手続きを進めており、その基準値は、現状の暫定目標値と同じ50ng/Lが示されている。

また、水道水については、水道法で水質検査を給水栓で行うことが定められており、基準値を超える測定値が給水栓で検出された場合の対応としては、まずは飲用を控えるように広報するとともに、県営水道等の代替水源を使用し基準値以下の給水を行うとの説明がありました。

これを受けて委員からは、市が独自に検査機器を導入していくことも検討してほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、飲料水「泗水の里」についてP F O S ・ P F O Aの検査は実施していないのかとの質疑があり、理事者からは現時点では検査は行っていないとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、P F A Sは全国的な問題であり、外国では厳しい基準が示されている中、本市の水が安全かわれたときに、水道水だけでなく、「泗水の里」についても安全性を答えられるように検討すべきではないかと考えるが局の考えを確認したいとの質疑があり、理事者からは、市民の安心という観点から今後検討していきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、P F A Sの土壌汚染における国の基準値は定められているのかとの質疑があり、理事者からは、基準は現在設定されておらず、土壌を調査したとしても、評価することができないとの答弁がありました。

次に討論において、委員からは、P F A S 汚染のリスクが増している現状は理解するものの、健康被害のエビデンス等がはっきりしない状況で、市も必要に応じ対策を実施し委員会への報告も行っていることから、その結果を確認しつつ、国の動きを注視していくべきだと考える。また、請願事項における総合窓口の設置については、都市・環境常任委員会の所管部局だけでなく、他の常任委員会の所管部局にも関係することが見込まれるため、当委員会だけでは判断しかねることから、本請願に反対するとの意見がありました。

また他の委員からは、本請願は現状を踏まえて提出されている。健康被害の予防的措置として、環境先進市である本市は分析等にも率先して力を入れていくべきであり、請願事項の内容は最低限実施するべきものだと考えることから、本請願に賛成するとの意見がありました。

また他の委員からは、市や県は河川あるいは水源地等の水質調査を実施しているが、井戸水におけるP F A Sの実態把握が非常に大切なため調査が必要だと考える。総合窓口の設置についても、P F A Sの基準超過が確認された自治体では窓口を設置している事例もあることから、本請願に賛成するとの意見がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第1号につきましては、賛成少数により不採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和7年6月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第3号)**【環境部・経過】****○第1条 歳入歳出予算の補正****《歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費》****燃料電池自動車導入促進補助金**

Q. 当補助金の補助件数を20件とした根拠を確認したい。

A. 当初計画において、燃料電池自動車の県内導入を26台と想定しており、さらに県内の水素供給施設3か所の内2か所が本市内に設置されていることから、26台の内約8割が集中すると見込んだためである。

Q. 水素燃料電池自動車について本市も2台導入したと把握しているが、環境部で使用している車両のおおよその走行距離を確認したい。

A. 令和6年1月に納車されて以降1年5か月での走行距離は約5,000kmである。

四日市市太陽光発電設備等設置補助金

Q. 蓄電池の補助額は、価格の3分の1となっているが、高額なものであっても3分の1の補助となるのか。

A. 本補助金は、全額県からの補助金を財源とするものだが、基となっているのは国の交付金であり、県を通じて交付される。国から県、県から市へ交付するにあたり算定基準が定められており、蓄電池の容量に応じた上限額も明確化されている。そのため、高額な蓄電池であっても規定の上限額までの補助となる。

【都市整備部・経過】**○第1条 歳入歳出予算の補正****《歳出第8款 土木費 第2項 道路橋梁費》**

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》**中央通り再編事業費**

Q. 中央通り再編事業に係る国の補助金・交付金の内示の内、都市・地域交通戦略推進事業の防災安全交付金について、当初予算19億3720万を見込んでいたものが、国か

らの内示額が9億1200万円となり大幅な減額となっている理由について確認したい。

A. 現在本事業の最盛期であり、そもそもの要望額が大きいことに加え、コロナ禍明けによる各自治体における類似事業量の増加や物価高騰等の影響により、全国的に要求額が増大したことで全体的な配分額が減少している。本市において過去3年程度は平均すると約8割の交付金が得られていたが、今年度はそうした影響が顕著に表れたものと考えられる。今後、国への要望活動を強化していきたい。

Q. 歩行者デッキについて単独事業でどの程度の補正を見込んでいるか。

A. 単独事業の補正額7億5650万円の内、6億7800万円程度が直線デッキ、7800万円程度が円弧デッキに係る補正である。

Q. 国への要望活動を強化してくとのことだが、今後の活動における頻度、相手、形式、メンバー構成など、具体的な方法について確認したい。

A. 例年、市長と商工会議所とにおいて、年3回国土交通省への要望を行っており、国土交通大臣をはじめ事務次官や関係局長など面談ができる方には市長から直接要望を行っている。令和7年5月には内示率の低下を受け、国の出先機関等からアドバイスもいただき、県の職員も同席のもと、国土交通省に加えて財務省へも緊急要望を行った。今後も国の関係者等から情報収集しながら、効果的な要望活動に努めていきたい。

Q. 効果的な要望活動の実施にあたり、市職員の人脈や経験を活かしつつ、東京事務所とも連携しながら、議員の持つネットワークも活用して、より良い要望活動につなげてほしいと考えるがどうか。

A. 国への要望活動においては、東京事務所とも連携を深めながら、できるだけ関係省庁の上層部へ直接要望を伝えられるよう、スケジュール調整を綿密に行い取り組んでいきたい。

議案第5号 令和7年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算

【上下水道局・経過】

下水道管路特別重点調査

Q. 国が実施要請する下水道管路の全国特別重点調査の調査対象が、平成6年度以前に設置された下水道管路となっている理由を確認したい。

A. 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」が定めたもので、設置から30年以上を経過した下水道管を対象としている。

Q. テレビカメラを事業者から借りて、今回の調査を実施するのか。

A. 今回の調査は業務委託により実施するため、テレビカメラを有する専門事業者に委託する予定である。

Q. 全国特別重点調査は全国の自治体で一斉に実施することになるため、テレビカメラを所有する専門事業者への業務委託が集中することにより、業務を委託することが困難となる懸念はないか。

A. これまでも市内事業者で、ストックマネジメント計画に基づく下水道管路調査を進めてきている。今回の調査も同様の業務内容であるため、調査用テレビカメラを有する市内事業者で対応可能と考えている。

(意見) 他の自治体との競合により、市内事業者から断られる事態が起こらないようお願いしたい。

Q. 潜行目視調査は、何人で実施するのか。

A. 下水道管路へは複数人で入り、潜行目視調査を実施する。

Q. 区間延長 100m未満の場合は潜行目視による調査、100m以上の場合はテレビカメラによる調査と調査手法が分かれているが、これはガス発生時の避難経路確保といった安全上の理由によるものか。

A. 潜行目視調査は、管路内に入る前の硫化水素濃度測定や換気等の事前準備が必要である。現在実施中のストックマネジメント計画に基づく点検においても、100m以上の区間は、人ではなく、テレビカメラ調査で実施している。今回の調査も安全面を考慮した調査手法の区分で実施したい。

Q. 今回潜行目視調査として行う距離は把握しているのか。

A. 調査対象となる下水道管路の総延長約 15.7 kmの内、テレビカメラによる調査の実施が必要な距離は 1 km程度であり、残りは潜行目視で調査を行う予定である。ただし、管路内の水量等の条件により、潜行目視調査からテレビカメラ調査に切り替えることも想定している。

(意見) 市議会が行う市民意見の募集でも本議案に対する意見が多く寄せられており、市民の関心の高さが伺えることから、速やかにかつ安全性を第一に事故が無いよう進めてほしい。

Q. 国へ報告する調査結果について、市民への公表は行わないのか。

A. 調査結果は、国へ報告後、時期をみて市民へ公表する方針である。また、昨年度に緊急的に実施した汚水管路の点検についても、点検の結果、安全を確認した旨ホームページで周知しており、今回の調査についても時期をみて適切に市民に報告する。

(意見) 国による公表は全国規模の内容となるため、本市の状況について分かりやすく、市民へ報告してほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査に送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（令和7年9月定例会月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました6議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第37号四日市市水道事業給水条例の一部改正につきまして、委員からは、能登半島地震における災害支援の課題を踏まえ、本市においても、受援時に応援自治体の給水車等の受け入れを行う拠点が必要と考えるが、現状の見解を確認したいとの質疑があり、理事者からは、本市における受援時の応急給水車等の受け入れ場所の選定、車両の誘導、受援体制等については課題の一つと認識しており、今後、早期の検討を進めたいとの答弁がありました。

また委員からは、災害時の液状化現象による道路損傷のため、給水車の派遣が困難となる場合の給水対応について問う質疑があり、理事者からは、液状化現象の影響による道路損傷が生じた場合には、給水車による水の配布が行えない場合もあるため、個人で水を備蓄し、災害に備えることが重要と考えるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、発災時に被災者が個人備蓄を持ち出せない状況も想定されるため、行政による水の備蓄も必要と考える。上下水道局として避難所の備蓄水の必要性を危機管理統括部へ訴えるべきと考えるがどうか、との質疑があり、理事

者からは、災害時の備蓄水については、危機管理統括部へ改めて伝えたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、災害時の沿岸部への給水活動に、四日市港内にある給水船を活用できるのではないかとの質疑があり、理事者からは、災害発生後、水道管の破損等がなく、沿岸部への水道水の供給が可能な場合は、給水船の必要性は少ないものとする。また、沿岸部で水道管の破損等が発生した場合には給水船へ水の積み込みができず、活用には課題があると考えているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、沿岸部において給水車が使用できない場合を想定し、給水船の活用についても検討してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、水道工事は市で指定された水道工事業者しか行えないが、災害時は当該指定を不要とできないかとの質疑があり、理事者からは、水道水の供給に関わるため、災害時であっても指定を不要とすることはできないが、今回の条例改正により、他の自治体で指定された水道工事業者も本市の水道工事を行うことが可能となるため、災害時の水道工事業者の確保につながるなどの答弁がありました。

次に、議案第 40 号 工事請負契約の締結について、及び、議案第 41 号 工事請負契約の締結につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案 44 号 工事請負契約の変更につきまして、委員からは、提出議案参考資料追加分に記載の主な労務単価一覧にある普通作業員と特殊作業員の違いを問う質疑があり、理事者からは、普通作業員は、普通の技能および肉体的条件を有し、人力による土砂の掘削や資材の積み込み等の作業を行うものを指し、特殊作業員は、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、ブルドーザー等軽機械の運転や操作、人力によるアスファルト合材の敷き均しや舗装面の仕上げなどの作業を行うものを指すとの答弁がありました。

次に、議案第 45 号 動産の取得につきまして、委員からは、トイレトラックの平時の活用方法について問う質疑があり、理事者からは、他自治体の運用基準を参考としながら、基本的には市が主催するイベントでの啓発活動に活用するよう検討しているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、市民の関心が高いトイレトラックは、防災イベント等で、家庭での簡易トイレの備蓄の啓発を併せて行うなど、危機管理統括部と連携して、相乗効果のある運用を進めてほしいとの意見がありました。

また委員からは、車椅子利用者への対応や、雨天時におけるテント等の設置の有無について問う質疑があり、理事者からは、車椅子利用者は、電動リフトを使用して上り下りが可能であるが、トイレトラック自体には常設の屋根は設置されていないた

め、必要に応じてテント等の設置といった運用が必要であるとの答弁がありました。

また委員からは、平時と運用時の管理運営方法について問う質疑があり、理事者からは、平時は市役所本庁舎東側スペースにカバーをかけて保管する。運用時はソーラーシステムによる充電により、常時エンジンをかけ続ける必要はないとの答弁がありました。

また委員からは、し尿処理の方法について問う質疑があり、理事者からは、し尿処理は汲み取りを生活環境公社に委託するよう検討をしているとの答弁がありました。

また委員からは、運用時の男女の仕分け方について問う質疑があり、理事者からは、多機能トイレ室以外の普通トイレ室が4室あることから、各部屋を男女別にする運用を検討しているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、男女が同じ列に並ぶ心理的負担を考慮した運用方法を検討してほしいとの意見がありました。

また委員からは、本補正予算の内、1000万円は企業版ふるさと納税での寄附が含まれているが、寄附企業名を車両に表示するのかということについて問う質疑があり、理事者からは、寄附企業名はトイレトラックの外側ではなく、各トイレ室内に表示し、紹介する予定であるとの答弁がありました。

また他の委員からは、給排水ができる状態であれば、トイレトラックを長期に使用することは可能なのかを問う質疑があり、

理事者からは、先進自治体の事例を確認しているところであるが、能登半島地震の被災地では、数か月稼働していた運用実績があるとの答弁がありました。

また委員からは、契約先の助けあいジャパンとの協定の締結等にあたり金銭をやり取りする可能性はあるのかとの質疑があり、理事者からは、今後助けあいジャパンと協定を締結し、トイレトラック等の派遣を受ける枠組みに加入する予定であるが、これに伴い特段の金銭等は発生しないことを確認しているとの答弁がありました。

また他の委員からは、トイレトラックの仕様では排水方法は汲み取り式であるが、マンホールトイレのような下水への排水は可能かとの質疑があり、理事者からは、専用ホースを用いれば貯留槽やマンホールへの排水も可能であるとの答弁がありました。

また他の委員からは、助けあいジャパンの枠組みに加入していない自治体であってもトイレトラックは派遣されるのかとの質疑があり、理事者からは、枠組みの加入の有無が派遣の優先順位に反映するかは不明確ではあるが、枠組みの中において自治体間で情報共有し調整した上で、トイレトラックを保管する自治体から派遣されるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、被災時にトイレトラックだけに頼りきるのではなく、災害時の他のトイレ対策も必要と考えるがどうか、との質疑があり、理事者からは、助けあいジャパンが

進めるトイレトラックの取組は、災害関連死を減らすこと目的としており、全国的なトイレトラックの普及を目指している。本市がこの枠組みに加入することで、県内でも普及が進むことが期待される。また、トイレトラック 1 台では全てを賄えないため、各家庭で簡易トイレを備える啓発も重要と考えているとの答弁がありました。

次に、議案 51 号 市道路線の認定につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 6 議案につきましては、いずれも別段異議なく可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和 7 年度第 1 回四日市市営住宅入居者選考委員会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和7年9月定例会月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【上下水道局・経過】

○一般会計

≪ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ≫

合併浄化槽にかかる補助制度

- Q. 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の過去6年間の推移をみると、合併浄化槽の補助実績が、新築や転換も減少しているがどのような要因か把握しているか。
- A. 下水道整備が進むことにより合併浄化槽が減少していることや、人口減少による影響が主な要因として考えられる。また、新築に伴う合併浄化槽設置に係る補助については、全国的な住宅の新築需要の落ち込みが影響を及ぼしているものと考えられる。合併浄化槽への転換に係る補助については、上下水道局において、周知や啓発を進めているものの、厳しい状況である。
- Q. 令和3年度、令和5年度の新築に係る補助基準額は減額の改定を行っているが、改定による影響はあるか。
- A. 国の制度の見直しにおいて、合併浄化槽の価格の下落を反映して補助基準金が引き下げられたことを受け、新築に係る補助基準額の改定を行っている。上下水道局としては、合併浄化槽への転換を推進する必要があると考えており、転換に係る補助基準額については、令和5年度の改定において再度増額を行っている。今後も補助基準額については、充実を図っていきたいと考えている。
- Q. 浄化槽維持管理事業補助金において、補助金額を増額したことが補助実績の増加につながっていることから、より踏み込んだ方策として、本市単独での補助金額の上乗せや、点検費用等の全額補助といった方法を取ってはどうか。
- A. 浄化槽維持管理事業補助金については、令和3年度及び令和6年度において補助基準額を増額しており、全て市単独予算で賄うなど注力している。今後も、よりよい制度となるよう努めたい。
- Q. 以前、三泗地区浄化槽維持管理協同組合が費用の全額負担を行って転換の啓発を進めた時期があり成果が上がっているという報告も受けているので、上下水道局としての、方向性を示す必要があると考える。費用の全額負担による効果についての認識を確認したい。
- A. 転換費用を市が全額負担するとなれば、個人の金銭的な心配はなく転換できると考

えるが、全額補助が補助制度として適切であるかという検討も含め、他の事例を含めて様々な検討をしていきたい。

(意見) 三四地区浄化槽維持管理協同組合が先んじて全額補助を取り組んだことは評価すべきであり、行政としてもその取組に対する答えを示すべきだと考える。

Q. 合併浄化槽の保守点検や清掃、法定検査の維持管理が適切に行われていない世帯に対し罰則の適用は検討していないのか。

A. 点検が行き届いていない世帯については、罰金よりも啓発で対応していきたいと考えている。令和7年度から啓発の取組を強化しており、2年連続で水質における点検が不適正となった世帯に対しては、その世帯と浄化槽の点検業者に改善を促す通知を送付し、啓発を強化している。

Q. 転換の実績が見込みをかなり下回っている状況であるが、補助基準額の引き上げ以外に、次年度に向けた改善策を検討しているか確認したい。

A. 各世帯の事情に応じて対応することが重要であり、特に転換の可能性が高い世帯については啓発に力を入れるなど、メリハリをつけることで、転換につなげていきたいと考えている。

(意見) 高齢の方からは、補助制度が分かりにくい、手続きが煩雑であるといった声も伺う。転換の必要性を訴えながら、相手に寄り添った丁寧な説明をしてほしい。

Q. 浄化槽維持管理事業補助金について、令和6年度の目標が6,260基に対し、実績は5,006基にとどまっている。目標値は、公共下水道の整備が進むことにより補助金の対象となる浄化槽の基数減少を反映して設定しているのか。

A. 対象となる浄化槽が減少している状況のなか、浄化槽の法定検査の受検率が現状100%となっていないため、今後、受検率の向上を推進し、100%に向けて近づくよう設定した目標値となっている。

≪ 歳出第6款農林水産業費 第3項農地費 ≫

別段の質疑、意見はなかった

【都市整備部・経過】

○一般会計

≪ 歳出第8款土木費 第1項土木管理費 ≫

ブロック塀等安全対策事業

Q. ブロック塀等安全対策事業費に不用額が多く発生しており、特に5m以内の補助申請が少ない。現在の1mあたり5000円の補助金額では、少額の補助に対して申請を躊躇するケースも考えられる。不用額を活用して5m以内の補助を増額してはどうか。

A. 不用額が発生した理由として、令和6年の能登半島地震直後に市民の意識が高まることを見越して例年より100万円多く予算を要求したが、その見込みが外れたことが挙げられる。補助額の増額については、過去の他市町の事例でも、補助額を最大100万

円に増額したにもかかわらず申請件数が減少した例があり、市民の意識低下が主な要因と考えられる。また、ブロック塀は個人の財産であり、所有者の管理責任も重要であるため、現時点で補助額の増額は考えていない。今後は地震時のリスクや法的責任について周知を図り、市民意識を高める方向で進めていきたい。

Q. 能登半島地震の際に補助金の予算を増やした取組は良い試みだったが、その際に啓発活動も併せて行われたのか。

A. 能登半島地震の際には、広報よっかいちの5月下旬号と12月号に補助金の案内を掲載し、年2回の広報を行った。また、パンフレットを作成し、年2回程度組回覧を行うなどPR活動を行った。しかし、補助金の案内に重点を置いていたため、訴訟リスクや管理責任といった側面の啓発が不足していた。今年度は訴訟リスクなども含めた周知を強化し、市民への啓発を進めていく計画である。

(意見) 訴訟リスクがあることを市民に伝えることで、危機意識が高まり、ブロック塀の補助申請や安全対策がより進むのではないかと考える。また、回覧板では情報が家庭内で共有されないこともあるため、地域の防災訓練などに担当者が出向き、実際にリアルな話をするすることで、より多くの市民に危機感を伝える取り組みが有効ではないかと思う。そのような方法も検討し、さらなる啓発活動に取り組んでほしい。

耐震化促進事業

Q. 木造住宅の耐震化事業について、平成15年に始まった当初は現在の危機管理統括部の予算で執行委任されていたが、現在は都市整備部の予算で実施されているという理解でよいか。

A. その通りである。現在は都市整備部の予算として建築指導課が事業を実施している。

Q. 木造住宅の耐震化事業が危機管理統括部から都市整備部へ移行された時期とその理由を確認したい。

A. 移行された時期は令和4年だが、移行の理由については把握していない。

Q. 都市整備部への移行の背景として、耐震化事業が空き家対策に資する事業としての側面が強くなったのではないかと感じるが、この点についてどのように考えているか。

A. 耐震補助事業については、空き家対策とも関連していると考えるが、無料の耐震診断の結果を見るなど建築技師の専門性が必要であるため、その点が建築指導課へ移行した理由の一つではないかと想像する。

Q. 耐震診断を受けた後に除却工事を希望する方が増えている中で、除却を前提とした場合、従来の耐震診断よりも容易な診断があることを、多くの市民が知らない可能性があるため、しっかりと啓発・周知を進めるべきではないか。特に、従来の診断では業者が家の中を詳細に調査する点を敬遠する方や、質問に答えられないことを不安に感じる方もいるため、容易な診断の周知が重要と考えるがこの容易な診断はいつから行われているのか。

A. 容易な診断は令和7年度から実施している。広報や組回覧などを通じて周知を図っているが、よりわかりやすい表記で市民に伝えられるよう、今後取り組みを強化して

いきたい。

空家等対策事業

- Q. 令和6年度の危険表示を行った件数は、新たに23件の空き家に緊急安全措置による危険表示を行ったという意味か。
- A. 本件数には新規の危険表示だけでなく、以前貼った危険表示を再度貼り直したのも含まれている。
- Q. 危険表示された空き家が長期間放置されていると見受けられる事例が多いと感じている。特に通学路等にある空き家について倒壊による被害が発生してからでは遅いため、より踏み込んだ対策が必要と考えるがどうか。
- A. 令和5年に空き家対策に関する法律が一部改正され、従来の「特定空家等」に加えて、「管理不全空家等」という新たな分類が設けられ、勧告が可能となり、空き家所有者に対して一定の抑止効果が期待できる。しかしながら、空き家は個人の財産であり、市が直接的な措置を取るのには難しいため、啓発を行い、所有者に対応を促すとともに、所有者や相続人の調査を慎重に進めていきたい。
- Q. 「特定空家等」に関して、勧告はまだ実施されていないという理解でよいか。
- A. 現時点では勧告には至っていないが、「特定空家等」に対する勧告については、令和7年度中に実施を目指しており、現在、所有者確定のための確認業務を司法書士会に委託している段階である。ただし、勧告を予定していた4件のうち、事前通知の段階で2件が改善されたため、効果はあると考えている。
- Q. 勧告予定の残り2件については、相続人が特定できないような状況にあるのか。
- A. 詳細は個人情報のためお伝えできないが、1件は相続人が1人であると思われる。いずれにせよ、すべての相続人の確認が必要となるため、現在司法書士会で確認している状況である。

《 歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費 》

道路損傷通報システム（LINE通報システム）

- Q. 道路損傷通報システムに関して、市民からの声があれば教えてほしい。
- A. 市民の反応について特に具体的な声は確認できていないが、LINE通報システムを一般開放したことで通報件数が明らかに増加していることから、市民に認知されていると感じている。
- Q. 道路損傷通報システムについて、現在は主に道路の舗装に関する通報を中心に運用しているが、今後、通報対象の項目を追加する予定はあるのか。
- A. 現在は、舗装の剥がれと道路下の空洞の2項目で運用しているが、今後、側溝やガードレールなどの道路施設も通報対象に含める予定である。ただし、具体的な実施時期は未定である。
- (意見) 道路損傷通報システムは、道路破損に起因する車両への損傷の発生を少しでも回避するための有効な仕組みであると思うので、このアプリの精度を上げて、市民サ

ービスの向上につなげていただきたい。

Q. 今年の1月から3月までの道路損傷通報システムを活用した約200件の通報件数に対して、館長経由や電話など他の方法での通報は何件あったのか。

A. LINEによる通報件数は把握しているが、他の方法での通報件数は把握していない。

(意見) 現場の補修作業のキャパシティにまだ余裕があるのであれば、迅速に対応することで、市民の安全に繋げてほしい。

Q. 通報方法がわからない方がいると思われるので、スマートフォンを持っている方々に協力を促すための簡単な講習を実施することを検討してはどうか。例えば、地域マネージャーに協力を依頼する形で進めるのも有効ではないか。

A. 四日市市公式LINEに登録している約5万人の方は、道路損傷通報システムを認識していると考えられるが、市民には認識されていない方もみえると思われるため、いただいた提案を参考に、周知に努めていきたい。

Q. 道路損傷通報システムを利用する年代は把握しているか。

A. 通報していただいた方の個人情報にはわからないため、年代は把握していない。

(意見) 四日市市の公式LINEから通報できない市民もいるので、通報専用のメールアドレスを設けるなどの対応をお願いしたい。

土木要望事業

Q. 土木要望事業は開始から10年以上経過しており、自治会をまたぐ道路の対応が非効率であると以前から話が出ているが、このまま続けていくのか。

A. 地域の自主選定組織が予算内で施工箇所を決定する現在の仕組みについて、アンケートを行った結果では地域住民から概ね肯定的な意見をいただいていることから、今後もこの形で事業を進めていきたい。

Q. 地域の声を聞くことは重要だが、地区をまたぐような道路については、土木要望以外の大きな枠組みが必要と考える。現在の仕組みでカバーできているのか。

A. 地区をまたぐ道路については、修繕が必要と判断される場合は、土木要望ではなく道路維持修繕費で対応させていただいている。

Q. 地区をまたぐような道路について、連合自治会から要望が出た場合は、土木要望以外の予算で対応してもらえると理解してよいか。

A. 土木要望の予算と道路維持修繕の予算は別であり、道路が傷んで補修が必要な場合は道路維持修繕予算で対応している。

《 歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費 》

自転車等駐車場管理業務等

Q. 防犯カメラのある近鉄四日市駅南自転車等駐車場において、年間11台の自転車盗難が発生している。防犯カメラがない他の駅ではさらに被害が多いと予想される。自転車が盗難されると、駅まで自転車を利用しようという気持ちがなくなり、公共交通離

れにもつながる恐れがあるため、防犯カメラの設置やロック用バーなどの取組みを検討してはどうか。

- A. 全ての駅駐輪場に防犯カメラやロック用バーを整備するのは難しいが、今後の研究課題としたい。盗難対策として、利用者に対してロックを徹底するよう、周知していきたい。

こにゅうどうレンタサイクル

Q. レンタサイクルポート近鉄で借りてレンタサイクルポート J R で返却できる相互利用により、こにゅうどうレンタサイクルの利用者が増加しているが、近鉄四日市駅と J R 四日市の駅をつなぐ移動手段として、より一層、周知すべきではないか。

A. 今後も周知していきたい。

Q. 令和 6 年度の利用実績では、J R 四日市駅から近鉄四日市駅へ向かう利用者が 363 人、近鉄四日市駅から J R 四日市駅へ向かう利用者が 122 人と 3 倍の差がある。この偏りによる自転車の移動作業は負担ではないか。

A. 作業が大変だという報告は作業員から受けていない。

Q. 自転車をトラックで運搬する作業は大変だと考えるが、市としては引き続き、相互利用を P R したいということではどうか。

A. 相互利用について、今後も、しっかり P R し、こにゅうどうレンタサイクルの利用促進に努めたい。

交通安全教室・講座の開催

Q. 高校生の自転車通学におけるヘルメット着用率向上に向け、学校との協力も必要と考えるが、交通安全啓発においてどのように取り組んでいるか。

A. 高校においても交通安全教室を開催し、ヘルメット着用を含む交通安全全般について周知・啓発を行っている。

Q. ヘルメット着用の重要性や事故時の致死率の低下について啓発していると思うが、学校が生徒に対し、ヘルメットの着用を指導していないのではないか。

A. 指導は一定程度行われていると認識するが、ヘルメットの着用は、校則化には至っていない。

Q. 本市内でも高校生が車と衝突し大けがを負う事故が発生している。道路交通法でヘルメット着用が努力義務とされている中、できる限り着用の啓発を進めてほしい。

A. 高校生になるとヘルメット着用率が極端に下がる傾向があるというデータがある。そのため、交通安全教室等を通じて着用率の向上を図っていきたい。

(意見) 高校生は身だしなみを気にして、また、学校側もヘルメットの着用を義務化すると生徒が来なくなることを懸念し、強く指導できないと推測するが、将来のある高校生を守るため、引き続き啓発に努めてほしい。

◀ 歳出第 8 款土木費 第 4 項河川費 ▶

別段の質疑、意見はなかった

《 歳出第8款土木費 第6項都市計画費 》

公園緑地整備補助事業

- Q. 垂坂公園の整備状況について、都市計画道路が計画されているが、整備が進んでいないため、羽津中学校から垂坂公園までの歩道が整備されず、子供たちが路側帯を歩いている。このような状況を踏まえ、都市計画の見直しを行い、歩道整備を進めるべきではないか。
- A. 泊鷗線は都市計画道路として決定されているが、現時点で道路整備の方針に盛り込まれておらず、明確な事業時期は定まっていない。過去に三重県が作成した都市計画道路の見直しガイドラインに基づき検証した結果、泊鷗線を含む路線は、すべて存続となった。ただし、歩道の安全対策については、都市計画道路の存続に関わらず対応が可能であるため、道路部局と調整し、地域に改めて説明を行いながら進めていきたい。
- Q. 都市計画道路上には歩道が造れないとの説明を受けてきたが、計画を見直さずに計画道路上に歩道やその他の工作物を造る方法があるのか。
- A. 都市計画決定をされている道路でも、現道を有効利用しながら、歩道を設置することは可能である。具体的には現場の幅員や状況を詳細に確認し、住宅などに影響を与えない範囲で対応を検討する。地元住民とも協議を行い、実現可能な対策を模索していきたい。
- Q. 都市計画決定がされている道路であっても、安全上やむを得ない場合には整備が可能なのか。過去の例として、近鉄霞ヶ浦駅の踏切やその周辺の道路拡幅が挙げられるが、垂坂公園周辺でも同様の対応が可能か。また、民家や電柱の移動など問題点が多い中で、どのような安全対策が進められるのか。
- A. 都市計画道路として位置づけられている場合でも、交通安全対策が必要であれば、都市計画事業とは別の枠組みで整備を進めることが可能である。近鉄霞ヶ浦駅の件は、交通安全対策事業として進められた経緯がある。垂坂公園周辺についても、都市計画道路の計画は残しつつ、現状の道路幅員の中で実現可能な安全対策を地元住民と協議しながら検討し、効率的な対策を進めていきたい。
- Q. 垂坂公園周辺の道路は地元の道路としてだけでなく、多くの市民が通行や通り抜けで利用しており、近隣の中学生が自転車通学する際、車のすれ違いがしづらい箇所を通過している現状がある。このような状況を踏まえ、早急に現状を把握し、安全対策を講じるべきではないか。
- A. 道路利用者の安全対策は非常に重要であると認識している。限られた幅員の中でどのような安全対策が可能か、道路部局が現地を確認し、できる対策を行っていく。また、必要に応じて公安委員会との協議を進めるなど、実施可能な規制や対策を検討し、現地確認の結果を踏まえた対応を進めていきたい。
- Q. 池の西側は幅員が狭くすれ違いがしづらい現状をどのように考えているのか。

A. すれ違いがしづらい箇所については道路部局と連携し、現場を改めて確認した上で対応を検討していきたい。

(意見) 道路幅員が限られている状況での工夫は難しいと思うが、公園内の園内歩道の整備と合わせて歩道の整備をお願いする。

四日市あすなろう鉄道運行事業費

Q. 鉄道事業者があすなろう鉄道に切り替わり、通学定期券の価格が値上がりし、購入をためらう学生もいる状況を踏まえ、近鉄名古屋線等と一連で購入できていた頃からの価格上昇分程度の補助を求めるといった、県との交渉は現在も行われているのか。

A. 過去には沿線に県立高校があることから、県に対して財政支援を要望してきたが、県教育委員会を含め、県からの支援は得られていない。今年度も秋の知事要望の場で、定期券の直接補助ではないが、施設更新などの補助金について、自治体が鉄道施設を保有する場合の負担軽減を求め、3分の1の地方負担分を全額県が負担するよう要望を行う予定である。

(意見) あすなろう鉄道を存続させる一つの理由として、沿線の4つの高校から通学手段の確保を求める強い要望があったと認識する。そのため、定期券の価格が上がった分の全額補填とは言わないが、近鉄名古屋線等と一連で購入できていた頃からの価格上昇分程度の補助については、県に対して引き続き要望すべきである。子供たちや子育て世代の保護者に過度な負担をかけないように、行政がしっかり耳を傾け対応することが重要であり、今後も要望を継続することを強く求める。

A I 活用型乗合デマンド交通 (のり愛みかん号)

Q. のり愛みかん号の取組は評価するが、1日平均利用者数7.1人、稼働率7%、乗合率10%と実績が低いように見える。この結果について地域の受け止めや費用対効果をどのように分析しているのか。

A. 昨年度の利用人数は少なく、行き先や平日のみの運行に課題があった。今年度は行き先に鈴鹿市の商業施設の追加や土曜運行などの見直しを行い、昨年より倍以上の期間で実証事業を来年2月上旬まで実施する。国から事業費の3分の2の補助を受けているが、本運用が始まると市単費となるため、昨年度と今年度の結果を分析し、来年度に検証期間を設けて今後の方針を決めていきたい。

(意見) 乗降場所に鈴鹿市の商業施設を設定したことや土曜運行の追加、期間延長などの見直しは良い取組だと考える。啓発活動を強化し、より多くの方に認知・利用されるよう努めるとともに、その結果については厳正に評価し、事業の有効性をしっかりと検証してほしい。

デマンドタクシー管理運営業務

(意見) デマンドタクシーは利用者が着実に増加しているように見えるが、免許返納者が公共交通を利用するにはバス停までの移動が課題となり、乗り合いを嫌がる傾向も

ある。市街化区域でも駅から遠い住民の要望に対応できるよう、デマンドタクシーやのり愛みかん号の実績を注視し、より多くの要望に応えられる仕組みを今後も研究・検討してほしい。

《 歳出第8款土木費 第8項市営住宅費 》

市営住宅整備事業

Q. 市営住宅において、現状では常時車いすを利用している単身障害者が入居できる枠はないが、この点についてどのように考えているか。

A. 令和6年度に、単身障害者向けの住宅について3件の問い合わせがあったが、全て大瀬古新町市営住宅を希望されていた。この大瀬古新町には障害者世帯向けの広い部屋があるが、現在、一定のニーズがあるため、障害者世帯向けとして活用していくこととしている。一方、他の郊外にある団地には、障害者世帯向けの住宅はあるものの、部屋の仕様が古く、畳の小あがりの段差をなくすなど、多様な改修が必要になるが、改修後のニーズが明確でないため、先行的な改修には慎重な対応が必要と考えている。しかしながら、今後も、単身障害者向け住宅のニーズの調査を行いながら、必要に応じて申し込み区分を変更する検討もしていく。

(意見) 障害者だけでなく、高齢者の電動車いすの利用といったバリアフリー化も視野に入れて取り組みを進め、高齢者や単身障害者の需要に対応できる仕組みを整えてほしい。また、三重団地などの現場を見た際、少しの改修で活用しやすくなる箇所があると感じたので、引き続き需要を把握し、調査・研究を進めてほしい。

○特別会計

《 土地区画整理事業特別会計 》

別段の質疑、意見はなかった

《 四日市市議会提言チェックシート 政策提言（前年度）の取扱い 》

公園、緑地等の維持管理のあり方（令和6年度分）

Q. 公園、緑地等の維持管理における機械の貸し出しについて、20馬力程度のトラクターで引っ張るタイプで作業するとかなり楽になるが、このような機械の貸し出しは検討しているのか。また、ウッドチップパーは農水振興課の管理であるが、他部局が管理する機械と一元化することはできないか。

A. 9月から2台の草刈り機の貸し出しを開始したところである。この草刈り機は平坦地では効果的だが、不陸が大きい場所や法面では適さない場合もある。草刈り機を使っていたいただいた団体からの意見を確認するとともに、利用状況を見ながら今後の対応を検討していきたい。

Q. 団体がチェーンソーや回転刃式の草刈り機などを導入するたびに講習を受けに行つて使い方を学んできているが、機械の貸し出しにあたり、団体への指導は行っているのか。

- A. 機械の貸し出し時には、取扱説明書をお渡ししているため、初めて使用する機械であっても安全に使用していただけるものと考えている。
- (意見) 今回、貸し出しを始めた草刈り機は中央緑地にあり、県地区の農業センターにあるウッドチップパーをそれぞれ借りる場合、軽トラックには1台ずつしか積めないため、機械の貸し出しにあたっては、使い勝手の良い仕組みにするよう要望する。
- Q. 請負で刈払機を使用する場合等、講習が義務付けられているが、特にエンジンタイプの刈払機は音が聞こえにくいなど周囲の状況が分からず死亡事故も発生しており注意喚起が必要と考えるがどうか。
- A. 現在、有償ボランティアを希望する団体は9つあるが、実施していただいた後にアンケート調査を行い、慣れない作業により怪我がなかったか、周囲に配慮しながら作業ができたかなど確認を行う予定である。
- Q. 地域からの要望により、シルバー人材センターが行う草刈り作業は7月から9月に集中するとのことであったが、夏場の過酷な時期に作業することは持続可能なシステムなのか。
- A. 7月から9月は草が最も伸びる時期であり、シルバー人材センターでは体調管理に配慮しながら作業するよう指導が行われている。行政としても安全に作業を行えるかを確認しながら今後の対応を検討していく。
- (意見) 夏は非常に暑く、日が暮れる寸前にならないと作業が難しい状況である。高齢者にとっても大変だと思われるので、その点についても十分にケアしていただきたい。
- Q. 自治会で草の処分を行う際、車の手配が困難とあるが、これは事業者が使うようなパッカー車のことを指しているのか。
- A. 地域にとってはパッカー車の手配が難しいとのことであったが、少量の場合は軽トラックでの運搬も可能であると考えている。
- Q. 市民からは、高齢化が進む中でため池の堤防における年数回の草刈りが非常に困難であるとの声を聞いている。ため池の維持管理にも公園のような委託可能な方法を導入してはどうか。
- A. ため池の管理は基本的に管理者が行うが、堤体の修繕等は行政が対応している。提案については公園緑政課と相談しながら検討したい。
- Q. 企業ボランティアと自治会等とのマッチングに向けた調整を進めているとのことだが、実施はできそうか。
- A. 令和4年度に市内約770社にアンケートを実施し、約20社から条件により協力は可能であるとの回答が得られた。それらの企業を直接訪問し条件を確認したところ、大半の企業からは「会社のある近隣の公園で協力したい」、「半年に1回程度、2～3名」であれば協力は可能であるとのことであったため、自治会等とのマッチングを進め、令和7年7月には桜リサーチパーク内の企業に桜山麓緑地で草刈りを実施していただいた。今後、10月にはコンビナート企業に富田浜の公園で清掃活動や、霞ヶ浦緑地で遊具の塗装などを実施していただく予定であり、今後も自治会とのマッチングを進めていきたいと考えている。

以上の質疑の後、取扱いについては、新規事業として実施された直後であり、現時点では途上段階といえることから引き続き取組を見守る必要があるとして、全会一致により「継続」とすべきものと決した。

○論点整理シート

治水対策全般について

「論点整理シート No. 5」参照

【環境部・経過】

○一般会計

≪ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ≫

し尿収集運搬事業

- Q. 1 k 1あたりのし尿処理単価が旧四日市市と旧楠町で倍以上差があるのは問題だと捉えるが、考え方や方向性を確認したい。
- A. 旧楠町での単価が高い理由として、公共下水道の整備が進み収集効率が悪化したことが挙げられる。本件については、令和7年6月定例月議会で報告したとおり、令和8年度以降、現在旧四日市市区域を担当している四日市市生活環境公社が、旧楠町区域の収集も行い効率化を図る予定である。
- Q. 旧楠町における1 k 1あたりのし尿処理単価は、面積や人口が同規模の川越町と比べても大幅に差があると感じるがどうか。
- A. 川越町は、搬入先である朝明衛生センターから近く、運搬効率に優れるが、旧楠町は、搬入先の四日市市内の大井の川中継貯留槽から遠く運搬効率が良くない。この地理的条件の違いがそれぞれの単価に反映されている。
- (意見) 効率の問題だけで旧楠町と川越町の1 k 1あたりのし尿処理単価に、3倍以上の差が生じているならば、令和8年度からの四日市市生活環境公社へのし尿収集業務の委託にあたり、内容を精査し単価の妥当性を明らかにするべきである。

四日市公害と環境未来館における海外からの団体見学

- Q. 四日市公害と環境未来館の広報は、現在どのように行われているのか。
- A. 来館いただいた団体や大学に対して、毎年開催する企画展や特別展の案内を郵送やメールで送付している。
- Q. 海外から四日市公害と環境未来館の見学へ訪れる行政要人や企業の重役には帰国後も本市とのつながりを維持してほしいと考えるが、本市の印象が強く残るような取組は実施しているか。
- A. 海外からの見学者に対しては、職員がガイダンスや館内案内を行い、本市への理解

を深めていただけるよう努めているが、限られた見学時間の中で、希望を考慮しつつ、さらなる取組を検討していきたい。

竹林整備を継続するための幼竹加工食品（四日市産メンマ）づくりの調査・研究

- Q. このエコパートナー環境学習等業務委託事業によって、竹林の整備が進む見込みはあるのか。
- A. 本事業の展開次第だが、2年目からは委託事業ではなく、エコパートナー団体が事業を進めてもらうことになる。全国的にも竹害対策としてメンマづくりが取り組まれており、収支を含めた事業計画について企業とのマッチングが成功すれば、四日市市でも放置竹林が減っていくと考えている。
- Q. 純国産メンマプロジェクト全国大会には市職員が参加したのか。
- A. 全国大会にはエコパートナー団体が参加しており、市職員は同行していない。
- Q. メンマづくりの事業化や商品開発はエコパートナー団体が主体となるのか。
- A. エコパートナー団体が企業とマッチングして進める形となり、行政の手を離れて団体主体で進行する予定である。
- (意見) 市内の竹害対策にも寄与することが期待されるため、市としても、エコパートナー団体主体で事業化が進む中で、何らかの支援をすることを期待する。

集合住宅向けベランダ型キエーロに関する調査・研究

- Q. 集合住宅向けベランダ型キエーロについて、現時点では販売には至っていないという理解でよいか。
- A. ベランダ型キエーロは、一般的に小型であるため家庭から出る生ごみを十分に処理しきれないという課題があり、特にごみを入れ過ぎると処理時間が長くなるなどの問題があるため、エコパートナーが引き続き研究を進めていくと報告を受けている。
- (意見) ベランダで自家菜園をしている方や、環境問題に関心がある市民から、生ごみの堆肥化によるごみの減量に取り組んでいきたいとの声も伺っているため、集合住宅でもベランダ型キエーロを利用できるよう、引き続き調査・研究を進めてほしい。
- Q. キエーロは市内で現在何台くらい普及しているのか。
- A. 令和5年度にモニタリング事業を実施した際に参加いただいたモニター向けに50台のキエーロを配付している。また、令和6年度の生ごみ処理機購入費補助事業において非電動式の補助実績58件の内、28件がキエーロの購入であった。生ごみ処理機購入費補助事業開始以前に購入されたキエーロの総数は把握していない。
- Q. キエーロ等により生ごみを分解することで、クリーンセンターの発電燃料として利用する有機物が減少すると推測するが、影響や割合はどのように考えているのか。
- A. 生ごみは水分を多く含むため、クリーンセンターで処理すると燃焼効率が悪くなる。生ごみ減量の推進を目的として、キエーロ等を生ごみ処理機購入費補助の対象に加えた経緯があり、キエーロの普及は環境啓発として重要であると考えている。
- (意見) キエーロに慣行栽培の野菜を入れ続けると、農薬や有害物質が濃縮されるため、

たい肥とはせずクリーンセンターで焼却処理する方が良いとの意見もあるため市民へ適切に啓発してほしい。

天津環境交流事業（天津セミナー）

Q. 以前と比較して、天津市からの派遣人数や派遣期間の動向は把握しているのか。

A. 天津市からの受け入れ人数は、先方の都合により変動があり、最盛期は10名ほど受け入れたが、令和6年度は4名であった。また、天津市の海外出張のルールが厳しくなったため基本的には期間が短縮される傾向が見られるが、民間企業や市職員以外の同行者の場合、受け入れ期間が長い場合もある。

（意見）友好交流事業の一環であり、環境面での貢献にもつながる重要な取組であるため継続を強く望むとともに、効果について都市・環境常任委員会へ報告してほしい。

Q. 天津環境交流事業は本市と天津市との友好関係の促進に寄与しているのか。

A. 友好関係という観点では、中国駐日大使からも環境保護分野における交流と協力を継続したいとのコメントを得ており、天津市から四日市市に対し職員派遣のオファーもある。令和7年度は友好都市提携45周年事業にあたり、市長や環境部長が天津市を訪問予定のため、さらなる友好関係の構築や事業改善に努めていきたい。

Q. 天津市との交流を図る中で、当事業における具体的な活動はどのようなものか。

A. 現時点では、周年事業の際に四日市市が天津市を訪問しているほか、天津市側から毎年訪問がある。また、WEB会議を通じた交流や、ICCE Tにおける事務レベルのやり取りがある。

Q. 交流の目的に、環境施策や取組の改善に向けたアイデア創出があるが、令和6年度で具体的なアイデアは創出されたか。

A. 現時点で事業化されたと言えるような具体的なアイデアは出ていない。

Q. 天津環境交流事業を実効性のある内容にするべきであり、それが困難であるならば別の取組を検討するべきではないか。

A. 令和7年度は45周年の節目として天津市を訪問予定であるが、これまでの事業成果や有効性、および事業創出へのつながりについて、現地で関係者と議論を行う予定である。今後も本事業が両市にとってどのように役立てるかをしっかり検証していきたい。

（意見）45周年事業における天津市への訪問について、事業の成果を改めて都市・環境常任委員会へ報告するよう求める。

北大谷斎場管理運営

Q. 県内他市では市内と市外の料金区分しかないが、本市では三重郡における火葬料金が設定されている。他市町では周辺郡部における火葬料金の設定はないのか。

A. 周辺郡部の火葬料金を設定している事例は把握していない

Q. 本市が三重郡における火葬料金を設定した理由は何か。

A. 相当以前から三重郡の火葬料金が設定されているため明確な経緯は不明だが、三重

郡に属する朝日町や川越町が自前の火葬場を持っていないことが影響していると推測する。

(意見) 三重郡に属する町が自前の火葬場を持っていないことは理解するが、市外であることに変わりはないため、市内で税金を納めている市民とそれ以外の人との線引きが必要と考える。

Q. 火葬料金に関して、三重県内の市ごとにばらつきがあるが、火葬料金の設定基準はあるのか。

A. 火葬料金の明確な基準の有無については情報を持ちあわせていない。ただし、比較的新しく建設された施設では、その建設費用が一部上乘せされるなど、施設の状況が料金に影響を与えていると推測する。

(意見) 火葬料金は、市民サービスとして安価であるべきであるが、施設の維持管理や更新費用を考慮し、適切な料金を設定するべきであるため、今後も研究を進めてほしい。

引き取り手のない遺体の対応実績

Q. 引き取り手のない遺体の対応において、死亡者所持金と三重県の負担金により本市の費用負担はないものの、市職員の調査にかかる時間や労力の現状はどうか。

A. 引き取り手のない遺体が発生した場合、警察や病院から連絡を受け、市職員が現場に出向いて遺体を引き取り、その後、親族を調査し、連絡を取るなど、多大な業務負担がかかっている状況である。

(意見) 引き取り手のない遺体の対応は、時間、労力的に負担が大きく、精神的にも非常に厳しい業務と理解する。負担を少しでも軽減するためには、健康福祉部との終活支援事業の推進が不可欠であると認識するため、情報共有や連携を強化してほしい。

残骨灰売渡による歳入の推移

Q. 令和5年度の残骨灰の売渡額が増加しているが、単価は市が提示した金額で応札されたのか。

A. 単価は入札により決定されており、現在10社ほどの業者が参加している中で、一番高い金額を提示した業者が落札している。

Q. 残骨灰の供養は定期的に行われているのか。

A. 残骨灰の売渡に関しては、仕様書の中で供養を行うことを明記しており、供養祭は定期的実施されていることを確認している。

◀ 歳出第4款衛生費 第2項清掃費 ▶

廃棄物対策事業

Q. 不法投棄監視カメラによる、不法投棄者の特定や指導に至った事例はあるのか。

A. 不法投棄監視カメラによる検挙に至ったケースは少ないが、不法投棄物から不法投棄者の情報が判明し特定に至った事例はあり、令和7年度も警察と連携して犯人を特

定し処罰に至った事例がある。こうした廃棄物対策を総合的に組み合わせ、不法投棄防止につなげたい。

Q. 不法投棄監視カメラの映像は、警察に提出した場合、法的効力のある証拠として認められるのか。

A. 映像にナンバープレートなどの有力な情報が含まれる場合、それを警察に提供し、その後の聞き取りや調査を警察に委ねているが、映像自体が法的効力のある証拠として認められるかは詳細を把握していない。

Q. これまでに警察から不法投棄監視カメラの映像を証拠として求められたことはあるか。

A. 過去に警察から映像を求められた事例がある。

Q. 移動式不法投棄監視カメラについて費用対効果を考慮して運用を始めたということだが、カメラがそこにあること自体が抑止効果になるため、移動式では効果が薄まるのではないか。移動式カメラの効果を確認したい。

A. 固定式、移動式に関わらず不法投棄監視カメラを設置する際は、監視中を示す表示を設置する必要があり抑止効果に差はない。一方、移動式不法投棄監視カメラだと、不法投棄の多発する地域に都度設置することができ不法投棄者の特定につながる運用が可能となる。

Q. 不法投棄監視カメラの周囲複数個所に設置を示す表示があるという認識で良いか。

A. 設置を示す表示は、実際に不法投棄監視カメラが設置されているポールにのみ表示されているため、その周囲に多数表示するような運用は行っていない。

生ごみ処理機購入費補助事業

Q. 生ごみ処理機購入費補助は市民団体が申請した場合も適用されるのか。

A. 現状は、個人に対する補助としてのみ運用している。

食品ロス削減マッチング事業

Q. 市として、本事業による食品ロス削減量を把握しているのか。

A. 食品ロス全体の正確なデータは持ち合わせていないが、令和5年度に実施した組成調査で、ごみ集積場から回収したデータを基に推計した結果、年間約1万t程度の食品ロスが発生していると把握している。令和7年度は四日市市ごみ処理基本計画の改定を行い、同計画の中に食品ロス削減に関する章を設け、施策の展開を進めていく。

Q. 本事業において、消費、賞味期限切れの食品等の粗悪な商品が寄せられた事例はないのか。

A. 全体の受け取り量に対して割合は多くないものの、そうした食品が含まれていた事例もあった。

Q. 粗悪な商品が寄せられた場合、送り主に返却することは可能か。

A. 一度受け取ったものは、受け取った側で処分することになり返却は難しい。

(意見) 本事業の趣旨を考えると、粗悪な商品の寄付は控えていただくべきであり、適

切な啓発や注意喚起等の対応を検討してほしい。

Q. 本事業について、民生委員に対して周知されているのか。

A. 本事業は委託先の四日市市社会福祉協議会から、民生委員の会議等で周知されている。また、民生委員が関与するイベントで食品を持ち寄るケースもあると認識している。
(意見) 民生委員は地域の実情をよく把握しているため、新たな参加を促すよう働きかけを進めてほしい。

都市美化事業

Q. 近鉄四日市駅前の喫煙所を撤去したことによって、路上喫煙禁止区域における啓発指導件数は増加したのか。

A. 路上喫煙禁止区域における啓発指導件数は横ばいであり、駅前喫煙所の撤去に起因して増加しているとは認識していない。

Q. 近鉄四日市駅西側に設置されている2か所の喫煙所は今までどおり維持していくのか

A. 現在の喫煙所は老朽化しているため、新たな喫煙所設置場所にあわせて更新するのが望ましいと考えている。

Q. 喫煙所が更新される場合、排煙装置を備えた密閉型構造の喫煙所の設置が検討されるのか。

A. 健康増進法の改正趣旨に基づくと、人が密集しない場所への喫煙所の設置が求められている。当該喫煙所の位置を考慮すると密閉型構造が適切と考えているが、他地域の事例を参考にしながらより良い方法についても研究していく。

(意見) 市は毎年20億円以上のたばこ税を得ているため、喫煙者の喫煙環境を適切に整備することも重要である。また、本市の町なみに適合したデザイン性の高い喫煙所整備の検討をお願いしたい。

Q. 路上喫煙禁止区域に面した飲食店の軒先に灰皿が設置されており、路上で喫煙する客も見受けられるが、こうした状況に対してパトロールで指導しているのか。

A. 路上喫煙禁止区域設定時に商店街側と議論があり、商売への影響を懸念された経緯がある。現在、私有地部分には規制をかけられないが、灰皿の設置場所変更をお願いするなど、今後も地道に啓発指導を継続していきたい。

議案第27号 令和6年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について

〈収益的支出 水道事業費用〉

P F O S ・ P F O A 及び農薬類の外部委託費

Q. 上下水道局が自前でP F O S ・ P F O Aと農薬類の分析機器を導入する考えはないのか。

A. 分析機器を導入したとしても、農薬類全てを検査することはできない。また、8年間で更新すると仮定して、分析機器を導入した場合、メンテナンス費用等を含めて約

8500万円かかる見込みとなる。これに対し、外部委託では、8年間で約6000万円となるため、費用的に分析機器の導入は難しいと考えている。

Q. 分析機器を自前で所有しておけば、緊急時に検査結果の速報が可能となるのではないか。

A. 県内の水道事業者間で災害協定を締結しており、緊急時に分析機器を融通する内容も盛り込まれている。そのため、緊急時には三重県企業庁に試料を持ち込み、分析を依頼することができ、検査結果については、概ね1日から2日程度で得られる見込みである。

(意見) 地下水や河川水に流れ込む薬品の種類が増えているということ意識して対処をしてほしい。

水道料金等の収納実績の推移

Q. 水道料金や下水道使用料と比べ、農業集落排水施設使用料及びコミュニティ・プラント使用料の滞納分に係る収納率が低い理由について確認したい。

A. 滞納分に係る収納率が低い理由として、水道料金などに比べ未収金の合計金額の規模が小さく、滞納者が固定化している点があげられる。滞納者に対しては、債権保全のうえ分割納付等の納付相談を行い、少しでも回収できるよう努めている。

Q. 農業集落排水施設等の使用料を水道料金へ上乗せして徴収し、滞納となった場合は、水道の利用停止といった措置は取れないのか。

A. まずは地道な納付相談で対応を行っていくが、そのうえで滞納が常態化し相談にも応じない場合は法的手段での対応も行いながら、回収できるように努めていきたい。

Q. 法的手段で対応する場合は、三重県地方税管理回収機構に依頼をしているのか。

A. 使用料は、三重県地方税管理回収機構が取り扱う債権ではないため、上下水道局から裁判所に申し出を行っている。

水道事業に係る主要業務

Q. 給水戸数や年間総配水量は前年度よりも増加したが、年間有収水量や有収率は減少している。低下した要因をどう分析しているか。

A. 有収率の低下は、近年の気候変動による夏場の漏水事故増加が大きく影響していると考えている。対策としては、上下水道局による点検・修繕の実施のほか、民間の水道工事業者共同組合の力も借りながら、官民併せた対策を行っている。

Q. 漏水における音調調査を実施し、令和7年度からは人工衛星を用いた漏水調査の実証実験も実施しているが、今後の漏水調査はどのように強化していくのか確認したい。

A. 人工衛星の画像データから水分の多い区域を検出し、従来の音調調査で把握した情報を重ね合わせることで、より高い精度の漏水推定マップを作成し、必要な箇所に集中して対策を行っていく。

Q. スマートメーターは漏水の早期発見につながる効果を有すると言われ、本市でも試行的に導入されているが効果をどう分析しているか。

- A. 本市が試行的に設置したスマートメーターでは、漏水時にアラートメールを発する機能がある。本市はスマートメーターを 61 台設置しているが、具体的な事例として、高齢者の暮らす市営住宅での蛇口のゆるみによる水漏れを把握した事例がある。この時は市営住宅課と情報共有し、本人に連絡することで早期に対応した。また、システムに蓄積された水道使用量データを取得することで、朝晩の使用量の増加や曜日による使用量の傾向を分析することができる。
- Q. 水道使用量の傾向を把握することで、今後、どのようなことに活用できるか。
- A. 実際の水道使用量の傾向を分析することで、使用量が少ない時間帯は配水地への送水量を減らすなど、施設の運転管理に活用できれば、電力使用量の削減もできると考えている。

原価回収率の改善

- Q. 令和 6 年度予算と決算を比較すると原価回収率が改善しているが、経費削減によるものか。
- A. 経費削減によるものである。また、令和 5 年度にあった会計システムの更新等がなくなったことも数値に反映されている。なお、県との協議により、受水費の値上げを令和 7 年度から 2 年間延期することができ、削減効果は約 1 億 4000 万円である。
(意見) 改善が一時的なものにならないよう引き続き努力をお願いするとともに、根本課題である有収率の改善にも努めてほしい。

泗水の里

- Q. 防災備蓄目的として缶で製造していた「泗水の里」の現状はどうなっているのか。製造を中止している場合は、その理由を確認したい。
- A. 委託先の工場で製造を終了したこともあり、現在、備蓄水は製造していない。また、今後、新たに作る計画もないため、災害時の備蓄水については、危機管理統括部にて検討を進めている。備蓄水の製造を中止した理由として、メーカーで販売している飲料水のほうが安価であり、備蓄水の準備が必要な場合は、自前で製造するよりもメーカーから仕入れたほうがコスト面で割安であることが挙げられる。
- Q. 「泗水の里」の販売量の増減の傾向を確認したい。
- A. 「泗水の里」については、毎年度同じ量を製造しており、製造した量と同量が売れている状況である。
- Q. 令和 6 年度はモンドセレクションを受賞していないのか。
- A. 過去にモンドセレクションを 3 年連続受賞したため、その後出品はしていない。
- Q. モンドセレクションへの出品をやめた理由はどのようなものか。
- A. 「泗水の里」は、四日市の水の良さをアピールする目的でモンドセレクションに出品し、3 年連続で最高金賞を受賞したことで一定の評価を得られた。次の賞を得るには 10 年間の取り組みが必要となるため、出品コストがかかることもあり、3 年連続の最高金賞の受賞を区切りとして、その後の出品を取りやめている。

Q. モンドセレクションを受賞した効果はあったか。

A. 「泗水の里」は小売価格が 100 円程度と大手メーカーと比較して割高であり、スーパーなどでの販売は価格面で競争力が弱い状況である。また、固定された販路で一定量を販売しており、生産量にも限界があるため、大きな販路拡大は行っていない。そのような状況の中であり、モンドセレクションの受賞効果については限定的であったが、おいしい水の客観的な評価として効果があったと考えられる。

(意見) モンドセレクションの受賞による効果が限定的であったのであれば、費用対効果を重視しつつ、10 年連続受賞を目指すべきなのか、水質の向上など他の取り組みを検討すべきか考えていく必要がある。

Q. 国の制度改正により P F O S ・ P F O A の表示義務が始まる時期は把握しているのか。

A. 令和 8 年 4 月以降に生産した飲料水から表示義務が発生する。そもそもは四日市のおいしい水を P R する目的で「泗水の里」の販売を始めたものであるが、割高なコストなどの課題を考えると、「泗水の里」については、早急に整理を進める必要があると考えている。P R 活動は継続するが、現在の販売量で「泗水の里」を続けていくことが最適かどうかについては早急に整理し、検討結果については、報告する予定である。

Q. 決算資料の中で戸当たり使用水量の減少要因として節水器具の普及が挙げられているが、ウォーターサーバーの普及も影響しているのではないか。

A. ウォーターサーバーの普及は、家庭内で水道水を飲む機会の減少に影響を与えていると考えられる。また、ペットボトル飲料水を購入する若年層が増加していることも要因の一つである。毎年実施している水道アンケートの結果からも、若い世代ほど水道水を直接飲む機会が減少していることが分かっている。

Q. ウォーターサーバーは防災面で有用と考えられるが、水道使用量増加の取り組みとは相反する面がある。この点を踏まえ、「泗水の里」のウォーターサーバー専用ボトルを製造し、市内のウォーターサーバー提供会社と連携する形で供給することを検討してはどうか。

A. ウォーターサーバーの提案についても参考にしながら「泗水の里」の方向性については、多方面から検討してみたい。

議案第 29 号 令和 6 年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

〈収益的収入及び支出 下水道事業費用〉

下水道への接続

Q. 未水洗化戸数は着実に減少傾向となっているが、今後も個別訪宅による啓発で水洗化戸数を増やしていくのか。

A. 今後も個別訪宅により下水道への接続を促していくことに努めたいと考えており、特に訪問時に不在の世帯については、再度の訪宅を行うなど取り組みを強化している。

Q. 下水道への接続を行わない世帯の傾向は把握しているか。

A. 高齢であることや金銭的な問題を抱える世帯が多いと認識している。

(意見) 地域全体が水洗化していくことで下水の臭いによる苦情も減っていくと考えるため、引き続き水洗化戸数を増やす努力をしてほしい。

業務量の状況

Q. 業務量の状況において、汚水管渠布設延長が計画から 4142m 少なくなっている理由は何か。

A. 計画と実績の差は、下水道事業において工期が長くかかる案件が多く、繰り越しとなった部分が実績に反映されていないためである。繰り越し分については適切に計上している。

Q. 原価回収率が昨年度より改善しているが、どのような取り組みを行ったのか。

A. 下水道整備を進めた結果、下水道に接続する世帯が増加し、それに伴い使用料収入が増加したことが主な要因である。

Q. 当初予算の段階で、なぜ昨年度より低い数字を設定したのか。

A. 水道事業と共通の要因として、会計システムの更新に伴い費用が増加傾向にあった。毎年度、収入と支出を計算して原価を算出しており、当初予算では低めの数字設定となった。

(意見) 下水道事業は一般会計からの繰入で補っている状況が続いている。税の公平性から、引き続き原価回収率を 100%に近づけるように努めてほしい。

雨水対策

Q. 9月12日の豪雨で災害が発生したが、上下水道局の決算の中で雨水対策に関連する事業としてはどのようなものがあるか。

A. 令和6年度決算で関連する雨水対策関連の事業としては、「まつの雨水2号幹線事業」、「六呂見調整池の用地測量の実施」、要望事業の「局部改良事業」がある。今回の大雨による浸水被害については、雨量の問題が一番大きく、貯留管の計画降雨は、概ね75mmで整備されているところ、120mmを超える大雨が降ったことによる影響が大きい。

議案第27号 及び 議案第29号について

上下水道における老朽管対策について

Q. 上水道全体における老朽管対策の進め方について確認したい。

A. 管種や土質により実際に使用できる年数に差があることが判明したため、AI技術を活用して作成した更新計画に基づき、塩ビ管路など破損の多い管は早めに更新を行い、100年持つというデータもあるダクタイル鋳鉄管についてはできるだけ長く使用するなど、管種に応じた更新を進めていく。

(意見) 更新にあたっては様々課題もあると思うが、今後もAI技術を活用し管理して

ほしい。

Q. 下水道における、現在の老朽管の更新率を確認したい。

A. 令和6年度末で管路の更新率は2.82%である。なお、管路の経年化率は19.3%、延長にして263kmとなる。

Q. 下水道管路更新における各年度の事業費について、令和3年度の値が極端に低い理由を確認したい。

A. 令和3年度はストックマネジメント計画の初年度となり、口径が大きな管路から着手した。そのため、工事発注はしたものの、資材の手配や地元との調整等に時間を要し、翌年度に繰越となったため値が低く出ている。

議案第30号 令和6年度四日市市農業集落排水事業における利益の処分及び決算認定について

別段の質疑、意見はなかった

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり認定すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートに記載のとおりです。これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和7年9月定例会議会 決算常任委員会都市・環境分科会)

No. 5

事業名	治水対策全般について	
事業概要		
	予算現額/決算額	

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

Q. 令和7年9月12日に発生した豪雨による災害については多部局にわたると思われるが、治水対策の面から所感を聞きたい。

A. 今回の雨は記録的短時間大雨情報が発表され、本市では1時間に123.5ミリという記録的な大雨が観測された。

雨水施設の規模を決定する際には、過去の気象観測データを基に施設が許容できる雨量を決定し、施設の規模を決定している。

今回の事象については、その施設が許容できる雨量を超えたものとする。

Q. 都市整備部において把握している令和7年9月12日に発生した豪雨における被害状況はどのようなものか。

A. 現時点で河川やため池での被害報告は少ないが、道路では小規模な被害も含めて数多く確認している。

Q. 豪雨被害に係る補正予算を検討しているか。

A. 現在も被害の把握に努めている状況のため、情報を全て精査した上で検討していきたい。

Q. 令和7年9月12日に発生した豪雨による浸水被害の教訓を今後の雨水対策に反映させ、より貯留管を増やす等の雨水排水対策の工夫を実施するべきかと考えるがどうか。

A. 本市の中心市街地は、雨水排水対策が一定程度完了している。今回のような想定雨量を超える豪雨を基準とする場合、施設整備にかかる費用が莫大となるため、国の流域治水の考え方のように、一定のハード整備と並行して、複合的な対策を講じていく必要があると認識している。

Q. くすの木パーキング地下駐車場への雨水の流入について、早期に自然災害と断定するのではなく、他の要因も無かったのか様々な検証をするべきだと考えるがどうか。

A. 本市としては、自然災害という認識であるが、記録的な豪雨のため、駐車場への流入に至った要因は様々あると推測する。現時点では明確には把握できておらず、今後検証が進むものと思われる。その前提の上で、検証の主体は、くすの木パーキング地下駐車場を運営するディア四日市と考えるが、今後協議を進めていきたい。また、本市はくすの木パーキングを中心市街地に必要な駐車場と認識していることから、くすの木パーキング災害復旧支援プロジェクトチームを設置し、建物被害状況の把握、復旧に対する助言、国等関係機関との調整等の支援を行い、速やかに復旧していくよう取り組ん

でいく。

Q. 傾斜地にある団地の降雨が、中心市街地に流れ込んだ様子が見受けられるため、上流部の団地や住宅地での保水機能や浸水機能を高めていく必要があると考えるがどうか。

A. 各個人で実施できる保水機能の確保として、新築時の雨水浸透柵の設置のお願いをしている。また、本市としても可能な限り浸透機能を高める取組を実施しているが、保水や浸透について、行政だけでなく市民にも協力いただけるよう啓発や対応を進めている。

Q. 過去に実施していた雨水貯留タンク設置助成金を廃止した経緯を確認したい。

A. 雨水貯留タンク設置助成金は、平成 24 年に制度を開始し、最初は多くの設置をしていただいたが徐々に減少し、平成 30 年 3 月末時点で一定の啓発はできたと判断し、制度を廃止した。

Q. 令和 7 年 9 月 12 日に発生した豪雨を受け、今後どのように市民へ啓発を実施する予定か。

A. 令和 7 年 9 月 12 日に発生した豪雨を含め近年のゲリラ豪雨に対して、行政は当然とし、浸透柵の設置や雨水貯留タンクの管理等、市民一人一人の対応が必要だと理解いただくことが重要だと考える。具体的な啓発の実施手法は、今後の課題であると捉えている。

Q. 浸透柵や雨水貯留タンクよりも水田の貯水機能の方が優れているため、田んぼダムの整備等を優先するべきではないか。

A. 市民一人一人が流出抑制していくことで、少しでも浸水被害が減少すればと考えている。また、今年度総合治水対策の見直しにおいて、田んぼダムなど他市町の治水対策の事例を導入していくことを検討している。

Q. この度の豪雨がバスタ整備事業をはじめとする中央通り再編事業に与える影響を確認したい。

A. 直近に予定していた道路の切り替え作業が数日延期となるといった影響が発生している。全体の被害状況が把握できていない現状では、中央通り再編事業全体に与える影響は把握できないが、予定しているスケジュールどおりに進めていきたい。

Q. 稲刈り後に発生した藁が豪雨による浸水被害に影響した可能性はないのか。

A. この度の豪雨に限らず過去の事例においても、稲刈り後の藁が道路の排水施設や水路をふさぎ、道路冠水の原因になったこともあることから商工農水部では、農業関係者の方に刈り取り後の藁を細く粉砕し、田んぼの中に埋め込んでいただくなどの依頼や、ホームページでの広報をさせていただいているが、今後も広報の依頼をしていく。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・くすの木パーキング地下駐車場への水の流入が調整池の役割を果たしたと推測する。ポンプ能力を強化し調整池を創設するといった、雨水排水対策の工夫も検討の余地があるのではないかと。
- ・自然災害という一つの視点からではなく、多様な観点から検証が必要である。
- ・行政も市民も大規模な豪雨災害となるとは思っていなかったのではないかと。本市は東海豪雨も経験しており、前日には東京で浸水被害が発生していたことから、車の避難といった何かしらの備えを意識する必要があった。
- ・市民の自主性に任せた啓発によるソフト面の対策では限界があるため、より踏み込んだ内容の対策が必要と考える。
- ・雨雲レーダー等を活用すれば、豪雨発生前におおよその雨量の把握や対応は行えたのではないかと。
- ・地下駐車場が利用されない時間帯だったため人的被害が発生していないが、利用者の多い時間帯だった場合、逃げ遅れる人が発生していた恐れがある。
- ・中央通り再編事業による工事が、地下駐車場の浸水被害に影響を及ぼしていないか、市としても慎重に検証する必要がある。

- ・浸水被害が発生していない地域においても、河川沿いでは氾濫の恐れがあった。今後も対策を検討していく必要がある。
- ・本市は、浜田通り貯留管の設置等、過去の災害の経験から対策を重ねてきているが、過去の記録を上回る豪雨が発生する中で、慎重な検証を行い、市民にも協力を求めるような複合的な対策を実施していく必要がある。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

全会一致で③拡大

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

- ・令和7年9月12日に発生した豪雨により本市が被った浸水被害について、様々な要因を考量しながら、中心市街地における雨水排水対策について慎重な検証を進めるべきである。
- ・新規に施設を設けていくにあっても、施設地下に貯水槽を整備している等の広島市や大津市の先進事例を参考に雨水排水機能をあわせて検討していく必要がある。また、既存施設において、雨水排水機能の工夫が可能か検討していくべきである。
- ・雨水浸透柵や雨水貯留タンクの設置といったソフト面からの備えについて、豪雨に対する市民への意識啓発も含め、お願いにとどまらない対策の検討が必要である。

<政策提言素案>

令和7年9月12日に発生した豪雨による浸水被害を受け、部局横断的にさらなる治水対策が求められることから、ソフト、ハード両面で実効性のある対応を検討し実施すべきである。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和7年9月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第32号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第5号)

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費 ▶

道路維持修繕

Q. 令和6年度と比較して道路維持修繕費が大幅に増加した原因は何か。

A. 明確な原因は特定できていないが、昨年夏の猛暑により、アスファルト等の伸縮があり、その影響でひび割れが発生したことが原因のひとつと考える。

Q. 近年の猛暑の影響で、道路維持修繕費は増加傾向となるのか。

A. 昨年が非常に暑く、35℃以上の猛暑日が四日市市で22日間あり、例年平均の年間約5日を大幅に超えていた。令和7年度は現時点で19日間の猛暑日が記録されていることから、道路の補修は増加すると予想する。

◀ 歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費 ▶

別段の質疑、意見はなかった

◀ 歳出第8款土木費 第4項河川費 ▶

別段の質疑、意見はなかった

◀ 歳出第8款土木費 第6項都市計画費 ▶

別段の質疑、意見はなかった

○第3条 債務負担行為の補正(関係部分)

別段の質疑、意見はなかった

【環境部・経過】

○第3条 債務負担行為の補正(関係部分)

北大谷斎場火葬炉等更新事業

- Q. 多死社会において火葬件数はいつ頃ピークに達し、その際の火葬件数は年間何件程度になると予想しているか。
- A. 全国的には火葬件数のピークは2040年頃と予想されており、その際の本市の火葬件数は年間約4500件になると推測している。
- Q. 通常の葬儀の流れの中で、遺体安置用冷蔵庫を使用する機会はほとんどないと考えるが、具体的な用途を確認したい。
- A. 遺体安置用冷蔵庫の使用用途は、引き取り手のない遺体の一時保管と、生活保護受給者が亡くなられた際の一時保管であるが、令和6年度中に火葬件数の増加による火葬待ちが起きており、今後は火葬待ちの際の利用も検討していく。
- Q. 引き取り手のない遺体においては、警察から市へ遺体が引き渡されるが、その際の具体的なタイミングを確認したい。
- A. ケースバイケースで対応しており、警察の霊安所でしばらく保管する場合もあれば、連絡を受けて市がすぐに遺体を引き取りに行く場合もある。
(意見) 警察や市のいずれが管理する場合でも、他市で発生した民間葬祭事業者による長期間の遺体の放置のような事例が絶対に発生しないよう、適切な管理を進めてほしい。

議案第35号 令和7年度四日市市水道事業会計第1回補正予算について

【上下水道局・経過】

○第2条 債務負担行為の補正

営業関連業務委託事業

- Q. 上下水道局お客様サービス等営業業務委託には、受付業務等のほか検針業務も含まれているか。
- A. 検針業務も委託範囲に含まれている。
- Q. 受託事業者が行ったお客様対応に問題があった場合、上下水道局から受託事業者に対し、指導は可能か。
- A. 業務委託のため、受託事業者の職員に対して直接指導することはできないが、必要な場合は、上下水道局から受託事業者の責任者に伝え、改善を求めることは可能である。
- Q. 検針員の使用する端末が、機器更新によりスマートフォンタイプに変更されたことで、業務改善が図られたのか。
- A. 従来の首掛け式の重量のある端末からスマートフォンに変更したことで、大幅に軽量化し、使いやすくなったため、業務の効率化が図られている。

Q. 検針員の使用する端末で個人情報を取り扱うことになるが、端末の管理や個人情報の取扱いについて検針員への指導は十分に行われているのか。

A. 検針員の使用する端末については、上下水道局の敷地内の施設管理された建物で保管し、厳重に管理している。また、個人情報の取扱いについては、業務の仕様書において適切に取り扱うよう求めており、受託事業者による研修や会議等のなかで、個人情報の管理やお客様への対応を適切に行うよう、周知徹底をしている。

(意見) 受託事業者は広範かつ重要な業務を請け負うことになるため、サービスが低下することがないように、適切に事業者の選定をしてほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（令和7年11月定例会月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました3議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第82号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第85号 工事請負契約の締結について、委員からは、三重橋垂坂線道路改良工事の計画平面図において、JR関西本線跨線橋の幅員が狭くなっているように見えるが、この部分は車両のみ通行可能となるのかとの質疑があり、理事者からは、本路線は2車線の車道に加え、片側に歩道を設置する計画であり、図面上で橋梁前後の道路の幅員が広く見えるのは法面が含まれるためであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、事業概要において津波被害が想定される臨海部から内陸部への避難路としての機能確保とあるが、津波避難は原則として車両を使用しないことと確認している。本路線には歩道が設置されるとのことだが、ここでの避難路とは歩行者による避難を指しているのかとの質疑があり、理事者からは、歩行者も歩道を利用しての避難は可能であり、道路面の計画高さは津波浸水想定よりも高く設定しているため、避難が可能であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、本路線が避難路となる場合、国道23号を横断することになるが、津波発生時は停電で信号機が停

止し交差点での混乱が生じることが見込まれる。歩行者は危険な状況下で横断して避難する想定なのかとの質疑があり、理事者からは、霞ヶ浦緑地方面からの避難は、国道 23 号の側道と霞ヶ浦緑地を結ぶ跨道橋を経由するルートや、霞ヶ浦緑地北側の既設横断歩道橋を利用することが可能である。これらを経由すれば、信号機の稼働状況に関係なく、国道 23 号を横断することが可能であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、避難のことも考えた設計にしてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 90 号 市道路線の認定については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 3 議案につきましては、いずれも別段異議なく可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、令和 7 年度第 1 回四日市市環境保全審議会について、令和 7 年度第 2 回四日市市営住宅入居者選考委員会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和7年11月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第8号)**【環境部・経過】****○第1条 歳入歳出予算の補正****《歳出第4款 衛生費 第2項 清掃費》****災害廃棄物(家電リサイクル法対象製品)処理手数料(廃棄物対策事業)**

Q. 令和7年9月12日からの大雨に伴う災害により各家庭等から発生した災害廃棄物について、回収期間は終了しており、今後回収件数が増えることはないという理解でよいか。

A. 災害廃棄物の回収期間としては10月31日までで締め切った。

Q. 中心市街地で浸水した業務用冷蔵庫の持ち込み事例はあったのか。また家電リサイクル法の対象になるのか取扱いを確認したい。

A. 災害廃棄物として業務用冷蔵庫も受け入れたが、家電リサイクル法の対象範囲は一般家庭および商店等で使用する家庭用機器のため、業務用冷蔵庫は対象外である。

○第3条 債務負担行為の補正**四日市公害と環境未来館特別展関係事業**

Q. 四日市公害と環境未来館で予定している特別展を良い機会と捉え、気候変動などの影響により市内における昆虫等の数が減少していることについても伝えていってはどうか。

A. 特別展の詳細についてはこれから検討していくことになるが、いただいたご意見も参考にさせていただきたい。

(意見) 地域の環境が激変し、昆虫等の生息域が変化している実態を強く発信すべきである。また、自然界における生態系のつながりを示す展示があってもよいと考える。

【都市整備部・経過】**○第1条 歳入歳出予算の補正****《歳出第3款 民生費 第4項 災害救助費》****令和7年9月大雨災害救助経費(賃貸型応急住宅)**

Q. 災害時の住居確保について、市営住宅の空き部屋を活用することと認識している。今回、あえて民間賃貸住宅を借り上げて提供することに、どのようなメリットがあるのか。

A. 現在、市営住宅には、床上浸水の被害を受けた4世帯が入居していただいているが、今回は災害救助法が適用されたことから、被災者の受け皿を広げるため、賃貸型応急住宅を提供させていただくこととした。これにより、築年数などから、市営住宅では応えられない被災者の希望に沿うことも可能となる。

Q. 被災者への要望等のニーズ調査は実施したのか。

A. 災害救助法の適用にあたり、三重県とも相談し、市営住宅だけでなく、被災者の受け皿を広げる方がいいのではないかと判断し、本制度を導入することとした。

Q. 過去の議論においては、市営住宅の場合、入浴設備が無いことや、緊急に入居が必要な方が、印鑑の持ち出しができず、電気やガス等の各種手続きを行えないことから、すぐに入居が可能な部屋を2部屋程度用意しておくべきだということになったと記憶している。民間賃貸住宅においても同様に、照明やエアコン等の設備不足によりすぐに入居できない状態だと考えるが、どこまで行政が踏み込んで用意ができるのか。

A. 本制度は、三重県からの紹介により協力いただける賃貸業者の物件を提供するものであり、被災者の要望に沿った物件を選定するスキームとなっている。なお、市営住宅については、過去の指摘を踏まえ、緊急の際に入居者がすぐに生活できるように対応している。

(意見) 本市には複数のコンビナートがあり、定期修理に伴う短期滞在者向けの家具家電付のマンスリー契約等の物件が多く存在する。こうした民間賃貸住宅は、家財を失った被災者への支援として非常に有効であると考え。については、市内の物件状況を調査し、行政として活用が可能であれば、被災者への提供物件として検討するよう要望する。

Q. 本事業費の補正予算額300万円の積算根拠について、具体的に、何人がどのくらいの期間利用することを想定しているのか。

A. 罹災証明において半壊の認定を受けた54戸の約1割にあたる5戸分の利用を想定した。今回の予算は、三重県において設定した2人世帯の家賃上限65,000円の5か月分に、共益費や礼金、仲介手数料等の諸経費を加え、1戸当たり50万円から60万円程度と試算している。なお、この予算は今年度3月分までを計上している。

《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》

都市公園整備事業

Q. 公園の維持管理について、昨今の物価高騰や人件費の上昇を反映し、委託料を増額しているのか。

A. シルバー人材センターへの委託費は三重県の最低賃金をベースに算出しており、三重県の最低賃金は令和6年から令和7年にかけて6.3%上昇しているため、今年度の契約額に人件費6.3%分の増額を見込んだ。さらに、物価高騰分についても、1%を上乗せした予算額としている。

Q. 県の最低賃金に合わせての反映は理解するが、ガソリンや資機材等の物価上昇分を1%と見積もっているのか。市の入札案件ではそれ以上に上昇しているものもあるが、想定が違うのではないか。

A. シルバー人材センターへの委託費は、大半が人件費であるため、物価高騰分については一般の入札案件ほどの上昇はないものと考えている。

(意見) 公園の維持管理は夏は暑く、冬は寒い等、大変な業務であり、物価高騰分を含んだ賃金にしないと人材不足に陥り公園のしっかりした管理にならないと思うため、今後は積算への反映を検討してほしい。

《歳出第8款 土木費 第8項 住宅費》

別段の質疑・意見はなかった。

《歳出第13款 災害復旧費 第1項 土木施設災害復旧費》

別段の質疑・意見はなかった。

○第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑・意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

自転車等駐車場管理清掃業務委託

Q. 駐輪場の整理や清掃を行う具体的な頻度を確認したい。

A. 基本的には、各駅とも平日の午前中に2時間程度実施している。また、平日午後の実施や、利用者が多い駅については土日の午前中に業務を行うなど、利用頻度に合わせて業務を行っている。

Q. 本業務委託の受託者は同一業者が継続しているのか。また、業者選定は入札により行われているのか。

A. 本業務は、シルバー人材センターへ委託して実施している。

(意見) 過去に利用者が多い駅において、誘導員の指示が高圧的であるとの苦情が寄せられた経緯がある。仕様書の作成に際しては、適切な対応を行う旨の条件を明記するよう要望する。

中央通り再編工事費（バスターミナル区域）

Q. ディア四日市は令和7年9月12日の大雨による浸水被害への対応等で大変な状況だと推測するが、引き続き、近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業の優先交渉権者であるバスタ四日市パートナーズの代表企業を務めていくのか。

A. 今後の体制については、現時点では不明である。市としても、代表企業である同社と構成各社の動向を注視している状況である。

Q. 状況次第で代表企業が変更される可能性も示唆されたと読み取れるが、契約上あるいは法的にそのような変更は許容されるのか。

- A. 本事業は国が公募を行い、要求水準を満たすものとして選定された経緯がある。
法的な可否については回答することは困難だが、求められる条件が確保されるのであれば、様々な対応の可能性はあり得ると認識している。
- Q. 市として現状、ディア四日市が代表企業を務めていくことに問題がないという認識か。
- A. 問題の有無を回答することは困難だが、現時点では運営に向けた準備業務が滞っているのではないかと認識している。

【上下水道局・経過】

議案第66号 令和7年度四日市市水道事業会計第2回補正予算

別段の質疑・意見はなかった。

議案第68号 令和7年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算

気象データと水位情報を組み合わせた情報発信の調査研究

- Q. 令和7年9月12日からの大雨により浸水被害を受けた地域という理由以外に、中心市街地を調査研究の対象とした理由は何か。
- A. 雨水については「排水区」を設定しており、くすの木パーキングがある中心市街地は「阿瀬知排水区」に該当し、この排水区単位での検討が必要なためである。加えて、令和7年9月12日の大雨による降雨状況等のデータを入手することが可能であり、当該排水区単位で研究を進めるのが適切と判断したものである。
- Q. 中心市街地を対象とした調査研究で一定の効果が確認できた場合、市内全域に展開することは想定しているのか。
- A. 効果があれば市内全域に展開する考えであるが、コスト面が課題となる。
- Q. 本事業の目的は情報提供にとどまらず、情報を受け取った市民が避難行動に移ることも重要視していると理解してよいか。
- A. そのとおりである。今議会で、危機管理統括部から止水板の設置補助金を提案しているが、例えば、市民へ提供した情報が元となって、速やかに避難行動や止水板を設置する行動につながり、浸水による被害の防止または軽減に資する複合的取組の展開を目指したい。
- Q. 本市では、鹿化川へのA Iカメラの設置やワンコイン浸水センサの増設等の水害対策も予定されているが、本調査研究事業とは別という考えか。また、ワンコイン浸水センサ等のデータも取り込んでいく考えか。二重投資にあたらぬのかという視点から確認したい。
- A. 本調査研究事業の範囲とは別の事業である。
将来的な話として、A Iは学習するデータが増加するほど精度向上が見込まれるため、今後ワンコイン浸水センサを増設していくにあたり、A Iがデータを取り込めるよう、調査研究を進めたい。

(意見) 大雨による浸水被害対策として、実装化に向けて、市民の安心・安全に直結する仕組みを構築できる調査研究としてほしい。

Q. 本調査研究事業の実装化に向けたスケジュールを確認したい。

A. 早ければ早い方が良いが、補正予算が成立後、3月までの3か月間で、ある程度の骨組みを固めたい。調査研究の実用性を検証し、実装の見込みがつけば、危機管理統括部とも相談の上、来年度中に補正予算を提案するスケジュールで進めていきたい。

(意見) 災害はいつ発生するか不明である。令和7年9月12日の大雨では、市民のSNS等で危険個所が発信され、情報共有されていた。早期に調査研究を進めてほしい。

公共下水道事業（仮称：新阿瀬知ポンプ場）

Q. 新阿瀬知ポンプ場整備について、稼働後、どの程度の降雨量に耐えられる水準を目指しているのか確認したい。

A. 整備するポンプ場は2棟あり、一つは阿瀬知排水区を受け持つ既設のポンプ場で、築65年を経過しており、老朽化対策による整備を行う。

令和7年9月12日の大雨では、浜田通り貯留管、諏訪公園調整池など4施設に合計6万890トンの雨水を貯水することができた。これら既設の貯留施設とポンプ場の組み合わせにより、国の補助が得られる最大の整備水準である、時間雨量75mmの降雨に耐え得ることができる。

もう一つは、伊倉排水区を受け持つ分流雨水棟のポンプ場であり、こちらは新設であり、排水機能の増強となる。この伊倉排水区は、阿瀬知排水区の上流に位置しており、今回のような時間雨量123.5mmの大雨が降ると、上流から雨水が流下し、中心市街地に雨水が溜まって、浸水被害の拡大につながる。そのため伊倉排水区を受け持つ時間雨量75mm対応のポンプ場整備を進める。

これら2つの排水区のポンプ場整備により、2つのエリア全体の減災力の強化を図り、中心市街地の浸水被害を軽減する計画である

Q. 新阿瀬知ポンプ場の供用開始はいつ頃の計画か。

A. 新阿瀬知ポンプ場の整備計画は、現段階で、工事着工を令和13年度に、整備完了を令和25年度とする計画である。そして、翌年の令和26年度からの供用開始を計画している。

Q. どの程度の整備期間の短縮を目指しているか。

A. 現時点では、短縮される期間の見込みを答えることは難しいが、施工方法の検討は複数パターンを想定しており、それぞれ整備費用も異なることから、施工方法に費用を加味した上で、早期に整備が完了できるよう比較検討を行っていく。

議案第69号 令和7年度四日市市農業集落排水事業会計第1回補正予算

狭間・小牧南地区浄化センター 施設修繕

Q. 農業集落排水事業のポンプ場修繕について、浸水により故障したポンプの設置場所について確認したい。

A. 浸水を防ぐため、現状より高い位置に設置する予定である。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査に申し送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（令和８年２月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました 14 議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 126 号 四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について、委員からは、附置義務が免除されるマンションもあり、住民が駐車場不足で困っている現状があるが、救済のためにはこの条例を改正する必要があるのかとの質疑があり、理事者からは、本条例は、マンション住民のための駐車場の確保を主たる目的としているのではなく、宅配や来客など外部からの駐車需要を対象に駐車施設の設置を義務付けるものであり、都市計画行政として住民用の駐車場を確保するよう指導するものではないとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、駐車場不足によりマンションの販売においても支障が出ていると考えるため、民間事業者側に駐車場設置をお願いするようなことはできないのかとの質疑があり、理事者からは、建設費や売却価格への影響等から民間事業者の判断に委ねるものであるが、マンション建設に係る手続の中で働きかけを行うなどの取り組みは検討していきたいとの答弁があり、委員からは、根本的な駐車場不足に対処するため、市による駐車場の設置や人口減少も見据えた対策を行ってほしいとの意見がありました。

次に、議案第 127 号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正、議案第 128 号 四日市市自転車等駐車場等条例の一部改正、議案第 130 号 四日市市下水道事業運営委員会条例の一部改正について、議案第 131 号 都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン全体構想）の見直しについて、及び、議案第 132 号 工事請負契約の締結については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第 133 号 工事請負契約の締結については、近鉄四日市駅周辺整備工事のうち駅西側の円弧デッキの工事に係る契約議案であります。委員からは、円弧デッキではなく直線にした場合、橋の土台・基礎部分について、どれくらい安くできたのかとの質疑があり、理事者からは、基礎や橋脚の工事費は変わらないが、橋桁の製作・架設においては直線形状より円弧形状の方が高くなるとの答弁があり、これを受けて委員からは、直線デッキとしない理由はあるのかとの質疑があり、理事者からは、大きな機能の差はないが、円弧デッキにすることで都市景観・デザイン面のメリットがあると考えているとの答弁がありました。

また委員からは、直線デッキにすれば、現在の連絡通路を撤去せずに済むのかとの質疑があり、理事者からは、近鉄四日市駅との接続や中央通り南北における昇降施設を設ける場所が限定されるため、形状が直線、円弧のいずれであっても、連絡通路は撤去することになるとの答弁がありました。

また委員からは、近鉄四日市駅西側は人の移動が比較的少ない地域と考えるが、人の動きについて調査はしたのかとの質疑があり、理事者からは、基本構想の検討時に交通量の測定を行っており、駅西側直近の横断歩道では、12時間に約4500人と多くの横断需要があり、横断歩道を残し、デッキを整備する際の利用者は1日当たり2800人程度と推計しているとの答弁があり、これを受けて委員からは、横断歩道を残してデッキを併用するならば、既存連絡通路を残すことも再度検討するべきであるとの意見がありました。

次に、議案第134号 工事請負契約の締結については中央通り再編工事のうちバスターミナル区域におけるエレベーター等の整備に係る契約議案であります。委員からは、本工事に含まれる地下駐車場エレベーターの工事は、現在の地下駐車場の状態でスケジュールに示されたとおり4月から着手できるのかとの質疑があり、理事者からは、当エレベーター改築工事は国と市の役割分担に基づき、元々あった階段を事業で撤去した際の機能復旧としてディア四日市と協議を行った上で実施するものである。今後、工事着手にあたっては、破産管財人等との確認が必要であると考えており、国とも歩調を合わせながら整備を進めたいとの答弁があり、委員からは、地下駐車場の閉鎖は市民に影響を与えており、国との連携も含めスケジュール感を考慮しながらできるだけ早く進めてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 135 号 工事請負契約の締結については地域維持型道路・河川等維持修繕業務（北部）の契約議案であります。委員からは、現在の契約相手方が過去 2 年と大きく変わった理由を問う質疑があり、理事者からは、過去 2 年はプロポーザルへの参加が 1 つの共同企業体であったが、現在の業務委託では 2 つの共同企業体からの参加があり、技術提案や実績などによる審査の結果、新たに参加した共同企業体を選定されたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第 136 号 工事請負契約の締結、議案第 137 号 工事請負契約の締結について、及び、議案第 147 号 市道路線の認定については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第 158 号 工事請負契約の締結については、中央通り公園整備工事に係る契約議案であります。委員からは、入札事業者 3 者とも同額に近い入札金額であるが、低入札価格調査基準価格は事前に公表されているのか。また、このような結果はあり得るのかを問う質疑があり、理事者からは、低入札価格調査基準価格の公表は事後公表であるが、これまでも同額の入札金額となることは多くあると認識しているとの答弁がありました。これを受けて委員からは、価格評価点と同じだと技術評価点しか評価の差異がないので価格評価の意味がないのではないかとの質疑があり、理事者からは、当入札は総合評価方式で行っており、入札金額に応じた価格評価点と工事に係る技術提案を評価した技術評価点により契約相手方を決定する手続き

で、適正な入札方法と考えるとの答弁がありました。これを受けて委員からは、3者間で、金額に差が出ない入札はいかなものか。入札によって、より安価で良質な工事を求めるべきであり、現在の入札方法に課題があるのではないかとの質疑があり、理事者からは、工事の品質と安全性等を確保するには最低限の金額を見込む必要があり、各社が適正に積算した結果であるものと認識しているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、総合評価方式だと金額面での競争が働かないのも事実であり、調達契約課と他市の事例も調査し工夫できないか検討してはどうかとの質疑があり、理事者からは、関係部局と連携しながら、より良い入札制度について検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第159号 工事請負契約の変更については、市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事に係る契約議案であります。当委員会に付託された議案であります。総務常任委員会所管部分にも関連することから、四日市市議会会議規則第98条の規定に基づき、両委員会による連合審査会を開催して審査を行いました。

委員からは、市営中央駐車場の変更後契約金額が約1200万円増額となっている理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、市庁舎北館と同様に外壁タイルの補修面積が増加したことが主な理由であり、その他、車路や車室の舗装の補修面積も増加したためであるとの答弁がありました。これを受けて委員

からは、足場を組んで検査したことにより補修部分が増えたということか、また、車室の補修も含め、増額分約 1200 万円の内訳を問う質疑があり、理事者からは、外壁タイルの補修については、足場を組んだあとに、調査し損傷が確認されたものであり、その補修費用の約 700 万円に加え、工期延長に伴う足場のリース代の増額分である。また、車路や車室の舗装を進めるなかで損傷が確認された箇所の補修費用が約 100 万円であるとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました 14 議案につきましては、いずれも別段異議なく可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和 7 年度第 1 回四日市市下水道事業運営委員会について、令和 7 年度第 3 回四日市市営住宅入居者選考委員会について、令和 7 年度同和行政推進審議会及び令和 7 年度人権施策推進懇話会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

都市・環境常任委員会に付託されました請願第７号 近鉄霞ヶ浦駅西口改札の設置を求めることについて、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し当委員会では、２月２７日に委員会を開催し、審査に先立ち請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

本請願については、請願者から次のような請願趣旨の説明がありました。

近鉄霞ヶ浦駅には西口改札が設置されておらず、駅西側への移動は踏切を横断する必要がある。垂坂公園・羽津山緑地の公園利用者や駅西側に居住する住民が多い中、踏切を横断せずに移動できれば、地域住民の利便性の向上とともに安全性の向上につながると考える。

以上の理由から、請願事項に記載する、近鉄霞ヶ浦駅西口改札の設置の実現に向けて、鉄道事業者への積極的な働きかけを行うとともに、費用面を含めた地域への協力を検討してほしいとのことでありました。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、今回の請願は、駅周辺環境の整備を含まず、改札口の設置のみを求める請願であると理解してよいかとの質疑があり、請願者からは、子供たちをはじめとした住民の安全性が確保されることが優先事項であり、スマート改札でも構わないため駅周辺の

環境整備は含んでいないとの説明がありました。

また委員からは、改札口新設に伴い交通量が増加する可能性に対して地域住民間での合意形成はできているのか確認する質疑があり、請願者からは、羽津地区内全 28 名の自治会長の全会一致で請願の提出に合意している。交通渋滞等への懸念については、交通規制をかけ、歩行者中心の安全を確保する旨を地元で説明しているとの説明がありました。

また委員からは、請願事項記載の「費用面を含めた地域への協力」とは、具体的にどの程度の費用負担を希望しているのかとの質疑があり、請願者からは、連合自治会ではコンビナート立地に係る補償金を所有しているが、これを全額使用することも覚悟している。過去には踏切における死亡事故も発生しており、子供たちの安全のためできる限りの費用を出したいと考えているとの説明がありました。

また他の委員からは、請願事項に記載の「費用面を含めた地域への協力」、この協力はどこに対して求めるのかを確認する質疑があり、請願者からは、市に対して協力を求めるものであるとの説明がありました。

次に理事者から西口整備に係る整備費について補足の説明があり、近鉄に確認したところ、自動改札機と券売機のみであれば、おおむね 3000 万円であるが、さらに精算機や駅員不在時に対応するための遠隔監視システムなどを含めると約 8000 万円となる。この他、詳細な調査や設計に加え、駅舎につながる上屋の設置工事なども別途必要となることから、市としてはこれら全ての必要額を含めた総事業費を把握するまでには至っていない状況であるとの説明がありました。

これに対し、委員からは、行政として、スマート改札とした

場合にかかる費用について詳細は把握しているかとの質疑があり、理事者からは、現時点でスマート改札とすることによりどの程度費用が軽減できるかについては把握していないとの答弁がありました。

また委員からは、近鉄霞ヶ浦駅の現状として、西側ホームで下車し垂坂公園方面へ向かう利用者は、構内踏切と道路上の踏切の2箇所を横断する必要があり、駅員のいない時間帯が長い当駅において、西口改札の設置は市民の安全性向上に繋がると考えるが、市の認識はどうかとの質疑があり、理事者からは、西口改札設置による利便性の向上や地域の思いは認識しているが、鉄道敷地内における鉄道施設の整備主体は原則として鉄道事業者である。市としては、これまでも東口駅前広場の整備や踏切の拡幅、霞ヶ浦緑地方面への歩道整備などを行ってきており、西口改札を望む意向は理解しているが、現時点で鉄道事業者側に整備計画がない中でどのように対応していくかが大きな課題であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、JR四日市駅の橋上駅化に伴う市主体の自由通路の整備計画や、富洲原駅が川越富洲原駅になったとき川越町が費用を負担し、橋上駅として利便性を高めた事例もあるため、行政が関与できる事業と考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、JR四日市駅の自由通路は道路事業として整備するものである。一方、川越富洲原駅については自治体が費用負担主体となる請願駅として、改修等を実施した経緯があるため、制度上、請願駅という形であれば費用負担できないわけでもないとの答弁があり、これを受けて委員からは、鉄道事業者しか整備できないわけではないため、地域や市全体の安全度向上のために請願が提出され

た意義があるとの意見がありました。

また他の委員からは、自治体ではなく地域が主体となり全額費用負担をして改札をつくることは制度的に可能かとの質疑があり、理事者からは、鉄道事業者への確認は要するものの、地域が全額を負担する形であれば協議に応じる可能性はあるとの答弁があり、これを受けて委員からは、市と鉄道事業者は、市内の駅に関してどの程度の頻度で協議を実施しているかとの質疑があり、理事者からは、定期的ではなく、案件が生じた際に、その都度協議をしているほか、都市総合交通戦略協議会等の会議体を通じて意見交換を行う機会はあるとの答弁がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、当請願につきましては、全会一致により採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和8年2月定例会月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算

【上下水道局・経過】

○第1条 歳入歳出予算

≪歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費≫

浄化槽の維持管理に係る違反行為とその罰則

Q. 浄化槽の罰則規定について、これまでに罰則を適用した事例はあるのか。また、刑事告訴は必要なのか。

A. 罰則を適用した事例はない。罰則を科すには警察への告発が必要である。

Q. 浄化槽の維持管理を怠った場合の罰則について、どのように啓発しているのか。

A. 適切な維持管理を啓発するため、改善命令等の説明を含めた啓発チラシを作成しており、維持管理が不適切な方を対象とした戸別訪問の際に、啓発チラシにより周知を図っている。

(意見) 他の自治体での罰則適用等の事例を啓発チラシに記載すると現実味が湧くと考えるため、対応をお願いしたい。

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

≪歳出第8款 土木費 第1項 土木管理費≫

別段の質疑、意見はなかった。

≪歳出第8款 土木費 第2項 道路橋梁費≫

生活に身近な道路整備事業費

Q. 地域から出された要望件数に対する執行率が概ね50%程度の理由は何か。

A. 地域からの要望は単位自治会ごとに最大5件まで提出していただける仕組みにしており、この執行率は単位自治会から提出された全ての要望件数に対するものである。なお、自主選定組織によって選定された要望件数に対する実施率は100%となっている。

Q. 本事業の要望を受けてから執行するまでの制度の流れについて詳しく説明してほしい。

A. まず単位自治会から最大5件の要望が市に提出された後、市が全ての要望に対して

概算金額を算出する。その後、各地区の自主選定組織が、地区市民センター管内ごとの予算配分額に収まるよう要望箇所を選定し、選定された要望箇所を市が実施する流れである。

Q. 過去に議会において予算の増額修正を行った際は、職員不足が原因で一部予算が執行できなかったことがあると記憶しているが、技師が増えれば根本的解決になるのか。

A. 近年、都市整備部における土木技師は80人前後で推移しており、都市整備部の業務が増加する中で、道路維持課への大幅な増員は望めない状況である。そうした中、いかに効率的・効果的に事業を行うかが重要である。市からは安価な工法や要望箇所の集約化を地域に提案しており、実際、要望を集約し効果的な事業を実施している事例を紹介するなど、地域と協議しながら取り組んでいる。地域が要望箇所を選定する現行制度は概ね肯定的な意見も頂いており、地域にも浸透しているものと認識している。限られた予算で少しでも効果的な事業に取り組めるよう、引き続き地域と協議をしながらこの事業を進めていきたいと考えている。

(意見) 単位自治会長は、要望が通らず、住民の要望と地区の自主選定組織との間で辛い思いをしている。通りやすい要望とそうでない要望の違いもあり、1年で交代する自治会長だと違いが分からず、経験の長い自治会長がいる町の要望が通りやすい傾向もあることを承知しておいてほしい。

(意見) 制度発足当時と異なり、今は自治会長が1年、2年で交代するため要望が届けにくい地区も出ている。制度発足当初からの土木要望事業の形を変えていかないと地域の要望を包含できないため、議会も協力して検討を進めていくべきと考える。

(意見) 大矢知地区では、自治会長は土木要望を選定せず、自治会長経験者で構成されたメンバー非公開の自主選定組織により、緊急性の高い要望を優先し、地区間の年次要望箇所の調整を図っており、こうした成功している地区を好事例として啓発した方が良いと考える。

(意見) これまでは、自治会を跨ぐような要望は事業が進まないといった不都合を感じることがあったが、地域によって様々な事情があることがわかり納得できた。今後はもっと良い方法がないかも考えてほしい。

(意見) 制度発足から約20年が経過し地域に浸透しているため、急な変更は難しいと考えるが、他市町の事例も研究し、よりよい仕組みを検討する必要がある。都市整備部のコーディネート力の強化が重要であり、土木知識を有さない自治会長もいる中、要望を効率的かつ効果的に進め、時に地区を跨ぐ集約を提案するなど、専門的視点での調整が行政としての役割である。また、大きな課題へ予算を集中投資する事例は有効だが、そこからこぼれ落ちる小さな要望への対応策も検討が必要である。人員が限られる中、行政職員が地域に深く入り、効果的な提案や調整に注力してほしい。

Q. 地区への配分金額は一律か、人口等で分けられているのか。

A. 地区市民センター管内ごとの予算配分額は、予算の65%を均等割、15%を人口比率、15%を面積比率、5%を生活道路の延長比率で計算し決定している。

(意見) 地域ごとの人口や面積の差を考慮すると、本当に均等となっているのか疑問で

ある。土木要望に関して様々な方向性で考えていくべきである。

(意見) 不慣れな自治会長へのアドバイスや、長年要望している箇所に向けると、地元のフラストレーションが改善されるのではないか。

(意見) 地域からは現状の土木要望の配分額では通常の道路整備だけとなり、未舗装道路の舗装にまで整備が回らない状況にあると聞いている。都市整備部として計画的に未舗装道路の整備を行うことも考えてほしい。

Q. 行政の目から見て増額すれば整備事業の効率化が可能と判断される地区には、配分する予算を一定額増額するといった配分方法の検討も必要ではないか。

A. 令和2年度以降、地域から選定された土木要望の内、市が効果的と判断した事業について予めお示しさせていただき、その事業を自主選定組織で選定していただいた場合、各地区市民センター管内で500万円を配分する取組みを進めている。この取組みは市が一方向的に指定するものではなく、地域に決めて頂くものであるため、今後も整備効果を丁寧に説明するなど、地域と十分に調整を図り進めていきたい。

地籍調査事業費

Q. 地籍調査はどのような業者が行っているのか。

A. 測量業者が実施している。

Q. 現在、津波浸水想定エリアを優先しているが、最終的には四日市全域を行う目標か。

A. 国有林野等を除く区域を対象としているが、まずは国・県の方針に則り本市が調査区域を選定して実施している。

Q. 津波浸水想定エリアの地籍調査完了後は、水害や土砂災害リスクの高いエリアを優先的に進めるのか。

A. 昨年度県では、被災想定区域を優先的に推進する区域としたことから、まずは津波浸水想定区域を完了させてから次の調査区域を考えたい。

《歳出第8款 土木費 第3項 交通安全対策費》

交通安全啓発推進費

Q. 令和8年4月から自転車の交通違反に青切符が導入されるが、それに対応した交通安全啓発を行う予定はあるのか。またこれを機会に、保護者を含む大人に対する交通安全啓発もお願いしたいがどうか。

A. 今年度の交通安全教室等で周知しており、新高校1年生とその保護者向けにも啓発を進めていく。また、企業を対象とした教室も開催しており、引き続き、啓発に努めていく。

放置自転車対策事業費

Q. 令和5年度から令和7年度にかけて放置自転車等の撤去台数が減少している理由は何か。

A. その要因としては、令和6年度からの市民公園の再整備に伴い公園内への駐輪ができなくなったことで、放置禁止区域における放置自転車等の撤去台数が大幅に減少したことが考えられる。また、全体としては地道な啓発活動や市民意識の向上により減少したものと考えられる。

Q. 駅周辺から少し離れた駐車場に長期間放置されている自転車は、この撤去台数の対象に含まれるか。

A. 市による撤去の対象は放置禁止区域、各駅駐輪場、市道上であり、民地内にある自転車は対象としていない。

歩行者自転車空間整備事業費

Q. 令和8年度の自転車通行空間整備予定延長が令和7年度より短くなっている理由を確認したい。

A. この工事は例年、主に幹線道路の交差点から交差点までの区間で整備を進めており、令和8年度は高浜昌栄線の国道164号との交差点付近から中央通りとの交差点付近までの470mを整備するものであり、昨年度の整備延長より短くなっている。

Q. 駅周辺は、歩行者や自転車が多く通行していることから、自転車通行空間を整備してほしいがどうか。

A. 利用者が多く、事故の危険性が高い区間の整備も目的の一つであり、自転車ネットワークの形成を進める中で、今後の整備路線を検討していきたい。

(意見) 全国に先駆けて作った自転車ネットワーク計画なので積極的に進めてほしい。

Q. 自転車通行空間整備について、県道や国道の整備が行われていないと思うが、県や国に整備の呼びかけを行っているか。

A. 国や県との会議の場等において、市の整備状況を説明し、市道だけでは自転車ネットワークが完成しないため、県道や国道の整備を要望している。

(意見) 矢羽根型路面表示を進めることで、自転車の安全性も確保し、歩行者や自動車への注意喚起による交通事故の減少効果がある。また、自動車の走行速度が下がるというデータもあるため、積極的に県道や国道の整備を進めてもらいたい。

Q. 現在羽津地区で行われている国道の整備において、路肩が狭くなり自転車の走行がしづらい状況である。より一層県や国に対して自転車通行空間の整備を呼びかけてほしいがどうか。

A. 先述の国や県との会議の場等以外にも、四日市市選出の県議会議員との市政懇談会など様々な機会をとらえて要望を行っており、今後も継続的に要望活動に取り組んでいきたい。

歩行者の安全対策

Q. 羽津中学校から垂坂公園に行くまでは横断歩道はなく、地域と学校から安全対策についての要望も上がっている。今回の整備費用の中に予算は含まれているのか。

A. 現在、公安委員会も含めて、どのような安全対策が可能か地域と協議中であり、対

策の方向性が決まり次第、道路維持課の予算の中で対応を検討していく。

Q. 整備する方向性はあるが、具体的な整備内容は決定しておらず、予算も決定していないということか。

A. 現時点では具体的な整備内容は決定しておらず、今後、対策内容を検討する中で、大規模な整備が必要となる場合は、改めて対応を検討していきたい。

(意見) 横断歩道や縁石程度ならば既決予算で対応可能だと考える。危険な箇所であるため、各所と協議を進め、スピードアップして整備してほしい。

《歳出第8款 土木費 第4項 河川費》

準用河川改修事業費

Q. 朝明新川の三重県企業庁工業用水管の移転補償について、予算の詳しい内容を確認したい。

A. 朝明新川の断面拡幅工事に伴い、市道日永八郷線に埋設されている三重県企業庁工業用水管が支障となり移設する必要があるため、その移設に必要な補償費を計上している。

治水対策全般について

「提言チェックシートNo. 5」参照

《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》

四日市あすなろう鉄道運行事業費

Q. 運行事業費等に約3億円の税金が投入されているが、公平性の観点から、あすなろう鉄道だけに集中するのではなく、他の鉄道等にも施設整備の予算を執行するべきではないか。

A. あすなろう鉄道は市が第3種鉄道事業者として施設を保有する公有民営方式を採用しており、その点で他の鉄道と異なっている。しかしながら、他の鉄道やバス等、公共交通を引き続き維持できるよう努めていきたい。

Q. 近鉄から事業を引き継いだ際に積み立てられた基金は8億円だったと思うが、現在のどの程度残っているのか。

A. 今年度末における基金の残高は4億730万円となる見込みである。

(意見) 現在も国や県の予算を活用しながら施設更新を行っていると理解するが、今後も事業を継続していく以上、市民に対する説明責任を有している。引き続き精査しながら、他の鉄道等に対しても目を向けてほしい。

近鉄高架下土地管理費

Q. 近鉄四日市駅と川原町駅の周辺の土地使用料が年額約5000万円かかっている。減額をお願いすることはできないのか。

A. 近鉄から賃借している土地は、駐車場、駐輪場、公園など公共性の高い用途に使用

している。賃貸借料は近鉄との契約において定めており、契約に基づき更新を行っている。その算定にあたっては、従前の賃貸借料に路線価等の変動率を乗じて算定している。

(意見) 財政が逼迫した際を考慮し、近鉄側にも理解いただき市民が納得できる値段となるとよい。

近鉄四日市駅西広場工事ヤード

Q. 近鉄四日市駅西広場の工事ヤードが休工日でもバリケードがあり、大渋滞している。休工日だけでもバリケードを縮小し車線を開放できないか。

A. 工事内容により大きなヤードが必要な点をご理解いただきたいが、工事の状況も見ながら対応を検討する必要があるため、現場を確認させていただく。

公共交通ネットワーク維持・再編事業費

Q. デマンドタクシーの利用が伸びない理由はどのように捉えているか。

A. 利用者数は大きく増加していないものの、年々一定程度伸びている。しかしながら、認知が十分でないところもあるため、引き続き各種媒体での更なる周知が必要と考えている。

Q. 新年度から利用対象者を満 18 歳以上 69 歳以下の運転免許非保有者へ拡大するが、需要の聞き取り方法について確認したい。

A. 河原田地区での A I 活用型乗合デマンド交通の実証事業における利用者の年齢構成において、70 歳未満の利用も一定程度あったことから利用対象者の拡大を行うこととしたものである。

Q. A I 活用型乗合デマンド交通の実証事業を踏まえ、市街化区域の交通空白地域への対策についての考え方を教えてほしい。

A. 市街化区域内の交通空白地域への対応については課題も含め検討が必要と考えている。例えば、デマンドタクシーの対象エリアを拡大するには、運転士不足などの課題があることから、慎重に検討していく必要があると考えている。

(意見) 他市の事例も参考としながら、区域に関係なく幅広く柔軟な仕組みとなるよう引き続き検討を進めてほしい。

公園施設長寿命化整備事業費・都市公園整備事業費

Q. 公園施設長寿命化計画に基づく複合遊具の更新について、複合遊具とはどのようなものか。

A. 一般的な遊具は、滑り台、ブランコ等それぞれが単体のものであるが、複合遊具はそれらを組み合わせた遊具である。現在、公園施設長寿命化計画に基づき、既存の木製複合遊具から鋼製複合遊具への更新を進めている。

Q. 本市におけるインクルーシブ遊具の設置状況について確認したい。

A. 本市では、令和 5 年度に中央緑地に初めてインクルーシブ遊具を設置し、令和 6 年

度に桜地区内の公園、令和7年度に中里緑地への導入を進めている。

Q. 鶉の森公園及び諏訪公園の再整備において、インクルーシブ遊具の設置予定はあるのか。

A. 両公園とも複数の遊具を設置する予定であるが、その一部はインクルーシブ遊具を取り入れて整備していく方針である。2月末に完成した鶉の森公園の1期工事において設置した回転遊具等はインクルーシブ遊具である。

(意見) インクルーシブ遊具は全国的にも導入されており、優しい公園づくりのため導入を進めてほしい。

公園施設管理

Q. 市では街区公園の草刈りを年1回実施しているが、公園近くの保育園が遠足等で公園を利用する際、草が伸びており利用が難しい場合に対応するための予算を確保することはできないか。

A. 街区公園の草刈りについては、市全体の公園のバランスを考慮すると年1回を基本としている。草刈りを希望される時期は自治会によって様々であるため、地域の要望される時期を確認し対応している。今回のようなケースにおいては自治会と保育園で時期を調整し、要望を上げていただく等の対応をお願いしたい。

公園、緑地等の維持管理のあり方について

「提言チェックシート(継続) No. 3」参照

《歳出第8款 土木費 第8項 住宅費》

住み替え支援促進事業補助金

Q. 空き家流通促進補助金等において、流通とは空き家を取得・リフォームして第三者に貸すケースも対象に含まれるか。

A. 本補助金は個人の空き家所有者が賃貸により空き家を活用する場合は対象となるが、業者が貸す場合は対象外である。

(意見) 空き家をリフォームして貸し出す業者からの補助制度の相談があり、借り手もすぐについた事例がある。そうした貸し出し用途に対する需要もあることを念頭に置いてほしい。

Q. リフォーム後に補助金を受けるためには、空き家バンクへの登録が必要か。

A. 空き家バンクへの登録は、補助要件として必須となる。

Q. 以前、高齢の市民の方から相談を受けて、空き家バンクに登録されている物件を確認した際には、売買物件よりも賃貸物件の件数の方が少ない印象を受けたがどうか。

A. 基本的には、空き家バンクに登録されている物件は売買物件の方が多い。

(意見) 高齢者は空き家の購入よりも賃貸を希望されることが多いため、そうしたニーズを把握したうえで、より実効性の高い制度にしてほしい。

○第2条 債務負担行為

連絡通路使用料

- Q. 20年間の債務負担行為であり、総事業費約4億円を割り戻すと年間約2000万円の通路の使用料となるが、面積等で決定するのか。また、金額の妥当性はどうか。
- A. 金額については妥当性が必要なことから不動産鑑定評価を実施した上で近鉄と協議し、現在、整備を進めている連絡通路の面積約301㎡に対する使用料として、年間約2000万円としている。

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

◀歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費▶

別段の質疑、意見はなかった。

◀歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費▶

水質汚濁監視測定事業費

- Q. 上下水道局の三滝水源地でPFOS及びPFOAが検出されているが、高角橋や矢合川合流部など上流を重点的に調べるべきではないか。また、市が分析機器を導入し即時対応すべきと思うがどうか。
- A. 現在、矢合橋周辺等から上流へ遡って測定している。環境基準点や国・県の測定地点を含め異常値があれば上流域に遡って存在状況を確認していく。分析機器は精度や信頼性の点から環境計量証明事業所への外注が合理的である。まず、河川測定を継続し、影響が高い地点が確認できれば地下水に関して検討していく。
(意見) 市民の不安を払拭するため、井戸等の調査を要望する。さらに調査を進めるとなると、測定する項目や頻度が多くなるため、職員を増員してでも、測定機器を導入し、且つ分析室を作ってほしい。
- Q. モニタリング地点の十四橋について、海域での測定に変更することは可能か。
- A. 環境基準点で測定することが基本であり、市内全域の河川を把握するために、中小河川の地点を追加したところである。本市では、環境基準点で海域の調査をしていないため、今のところ海域での検討はしていない。
- Q. 個人で調査した際は海域でもPFAS等の数値が高かった。海域も調査しなければ効果がないと思うがどうか。
- A. PFOS・PFOAは要監視項目であり、環境省からは指針値を超える値で検出された場合、飲用摂取しないことが重要であると示されている。海域の水を直接飲用することは考えにくいことから、まずは河川の調査を実施したいと考えている。
(意見) 企業からもポジティブリストを取り、フッ素化合物が流れていないか監視する必要はある。危機感を持ってほしい。

スマートシティ構築促進補助金

- Q. シリコン型太陽光パネルは廃棄時の費用負担や資源化技術が確立されておらず公害の懸念もある。ペロブスカイト型が普及するまで本補助金を止めるべきではないか。
- A. 大規模なシリコン型の太陽光発電設備は国がリサイクルの費用負担を制度化済である。ペロブスカイト型は社会実装に向け実験中だが、現時点では価格や発電効率、耐用年数で劣る。これらの課題が解決できれば対象の拡充も検討するが、現在は普及しているシリコン型を支援していく。
- Q. メガソーラー等の事業者が廃棄前に倒産・逃亡する懸念に対し、国が固定価格買取制度の後半10年間で売電料金から廃棄費用を天引きし積立てる制度になったが、その積立金でパネルの処理が可能という見解か。
- A. 現在の法律では、固定価格買取制度の後半10年間で廃棄費用が天引きされ、万一事業者が廃棄前に事業から撤退した場合は積立金から費用が出されることを確認しており、現状の国の制度で対応できると考えている。
(意見) 最後は地方自治体が廃棄処分に関する課題を受け持つこととしないよう気をつけてほしい。現在のペロブスカイト型は発電効率が向上しており、シリコン型を設置した家庭が後悔しないよう過度な宣伝は控えるべきである。
- Q. 家庭部門における二酸化炭素排出量の推移について、2021年時点で排出量が22%減であり、2020年以前と比較すると減少量がほぼ横ばいであるが、現状が限界ではないか。
- A. 家庭部門においても2013年度比で2030年度に67%削減の目標を掲げており、市民への啓発や、来年度から国に連動して環境省エネ性能の高いGX志向型の補助を行い普及させることなどにより、更なる削減を目指す。

公害健康被害補償費

- Q. 公害健康被害補償の対象者が新たに認定されることはあるのか。
- A. 現在は高齢化等でお亡くなりになり、制度から離脱する等で減少傾向となっており、新たな認定は行われていない。
- Q. 本市で公害が問題となった当時以降、認定が増えていないという認識で良いか。
- A. 昭和63年に公害健康被害補償法が廃止しており新たな認定はない。ただし、他の指定地域から本市へ転居された方が本市の公害医療手帳を選択し、一時的に増えることはあるが、日本全体で公害患者が増えることはない。

北大谷斎場火葬炉整備事業

- Q. 12基の火葬炉の内、2基ずつ整備する計画だが、令和8年度に完了予定なのは2基なのか。
- A. 令和8年度は受変電設備や霊安室改造等の周辺設備工事を先に行い、火葬炉の更新は令和9年度以降に約半年間で2基ずつ行う予定である。
- Q. 火葬の待機が何日も生じている中で、2基使えない期間が3年続くとなると、その

補填はどのようにするのか。

- A. 火葬件数が多い 12 月から 1 月は更新工事を行わず 12 基全体を稼働させる条件で発注している。その他の時期に 2 基ずつ更新し常に 10 基は稼働できるようにしている。
- Q. 霊安室は今よりも増やすとのことだが、いくつ増えるのか。また、現状の数では足りない状況なのか。
- A. 霊安室の冷蔵庫は現在の 3 基から倍の 6 基に増やす予定である。現状、引き取り手のない遺体の一時保管として使用する事例が多く、おおむね 3 基が埋まっている状態である。
- (意見) 倍増することに期待する。安全に市民の理解が得られるような運用の仕方を心がけてほしい。

墓地整備事業費

- Q. 合葬墓を自治体が整備する必要があるのか。また萬霊塔と重複する機能があるのではないか。骨壺に入れて保管するという独特の宗教形態について、どのように整理して考えているか確認したい。
- A. 厚生省（当時）の通知に基づき、墓地の永続性の観点から行政が実施し、宗教色は排除し設置する。また、骨壺ではなく骨袋に移し替えて納骨し、将来的にはそのまま土に還す形態を計画している。
- (意見) 厚労省が管轄しているのは土葬に対する衛生上の理由からである。墓に参る人がいなければ、個々に預かる意味が薄く、萬霊塔があるならそちらを活用することでよいのではないか。
- Q. 現在は対象者を絞り規模を縮小したことは理解するが、なぜ当初 3,500 万円の工事費で大規模な合葬墓を設置しようとしたのか。また、対象者を絞り込む前から規模縮小の議論があったのか、それともアンケート調査で対象者を絞った末に縮小に至ったのか。
- A. 令和 3 年度に実施した市民意識調査では、従来の区画型の墓地よりも合葬墓を希望する回答者が多く、市民需要に対応するための規模として工事費を算出した。また、令和 4 年度に民間の墓地経営者に合葬墓設置について意見を聞いたところ、民間においてすでに合葬墓が多く設置されていることがわかり、反対意見も多かったため、利用対象者の要件を見直すこととした。
- Q. 合葬墓の利用対象者を絞ることで全ての市民を対象とする萬霊塔とは異なり平等性が担保されず、宗教色が強くなるおそれがあるのではないか。萬霊塔があるのにそれ以上のものを設置する理由は何か。
- A. 萬霊塔は設置当初から、墓地ではないものと位置づけており、個人は特定できないものの、北大谷斎場で火葬した人の焼骨の一片を納めているものである。一方、合葬墓は個人の尊厳を重んじる観点から、民間のお墓に入れたい方を対象として設置しようとするものであり、その点において萬霊塔とは位置付けが異なるものである。
- Q. 萬霊塔と異なり、個人の尊厳を尊重した墓地を作ることは宗教そのものであり、民

間の役割ではないか。行政が特定の個人を墓地に入れるという線引きを行うべきではないと思うがどうか。

- A. 墓地埋葬法により焼骨は墓区域等に納める必要がある。また、公共が設置することから、宗教色を排除した象徴的なデザインとする計画であり、様々な事情を総合的に判断し、本事業の内容を立案したものである。
- Q. これまで萬霊塔で慰霊してきた経緯があるのに、合葬墓を作ることで全ての市民の遺骨を包含出来るわけではなく、線引きをすることで、市民にとって不平等となる。行政が市民の線引きをするのは問題であり、民間がやるべきことと考えるがどうか。
- A. 時代の背景も相まって、民間の宗教施設においても、合葬墓等の整備が進んできているということが分かってきた。民間の取り組みにブレーキをかけるつもりはないが、どこにも受け入れられない方が出た場合、最後の受け皿を作ることは行政の役割であり、公平性を欠くとは考えていない。
- Q. 合葬墓設置に関する意見で「行政が優先して行うべきでない」、「行政が宗教行為に踏み込むことへの懸念」という否定的な意見がある。これが払拭されていないのに、行政が強引に進めるのは良くないのではないか。
- A. 決して否定的な意見を無視しているわけではなく、一定数の公営合葬墓を必要とする意見もあると認識している。民間で受け入れられる場合はそちらを優先してもらい、それでもさまざまな事情で受け入れてもらえない方を行政が支援するということである。
- Q. 各種団体へのアンケートで 56 件中賛成が 6 件しかなく、多数意見とは言えない。反対意見が多いにもかかわらず、行政が設置ありきで強引に進めようとしているのではないか。
- A. 家族でお墓を守れなくなり、個人でお墓を選ぶ時代になっている。入りたくても経済的理由等で入れない人への終活支援の一環として予算を上げている。
- Q. 終活支援の中で特定の人だけのお墓を作り、遺骨を納めるのはまさに宗教だ。合葬墓は誰が守り、どの宗教で賄うのか。
- A. 個人の考え方にもよるが、自分の死後も誰かに思いを馳せてもらいたいという感情を尊重したい。今回の計画では記名板は設けないが、このような感情にも配慮して合葬墓の仕様について検討したものである。
- Q. 誰も参ってくれないお墓を作る意味がなく萬霊塔で十分だ。アンケートで 1 割しか賛成していない少数意見を押し通そうとする意図がわからない。
- A. アンケートにおいて、市が計画する合葬墓に対する意見は、計画詳細を添付し自由記述で求めたものであり、全員が回答したものではない。また、今年度も仏教会の総会で説明したほか、同会の役員とも適宜情報交換を行っている。
- Q. 直近の関係者への意見聴取結果だけで少数意見を押し切ろうとしているのではないか。
- A. 市民への需要調査や宗教関係者への意見聴取など段階を踏んできた上での直近の結果であり、少数だからといって反対意見を押し切って進めるわけではない。

- Q. アンケートで賛成でない方や法人に対し、丁寧に理解を求める努力を継続する必要があると考えるがどうか。
- A. 今後も仏教会などを通じて公営合葬墓の意義について丁寧に説明をしてまいりたい。
(意見) 多死社会でおひとり様が増える中で、合葬墓は宗教のためではなく生きている市民の自己実現や尊厳を守る尊い事業だ。終活支援の受け皿として必要性を感じる。個人的には公営合葬墓は墓地の市営住宅版という考え方であり、当初計画の規模であったほうが公平性が担保されたと思うが、議会や宗教関係者の意見を聞きながら工夫を重ねてきたことには一定の理解と感謝をする。
- Q. 議会に寄せられた市民意見では、利用対象者の要件が厳しすぎるとの声や大規模化の提案があった。まずは限定的な要件でスタートしつつ、今後、利用状況や需要に合わせて都度見直しをしていく考え方でよいか。
- A. 収入等の要件は、民間との棲み分けの観点から、他市の終活支援事業において設定されている要件の平均的金額を参考に提示した。この条件で募集状況が伸びなければ、その都度協議し見直しを検討することになる。
(意見) 時代や需要に合わせ、市民の安心や自己実現のためのハードとして考えていただきたい。
- Q. ハードの整備だけが本事業の目的ではなく、行政としての役割を考えるべきではないか。
- A. ハードを作ることが目的ではなく、今後も他市の状況等を見ながら研究し、検討していきたい。
(意見) 終活支援事業の登録者とする事で、亡くなった後に繋がりができる事例もあるため、引き続き進めていただきたい。
(意見) 合葬墓の考え方は変わってきており、宗教の考え方も大事だが、自らの死後どこに埋葬されるかが重要である。自らの骨が合葬墓に納められることは、人間の生きた証となるのではないか。
- Q. 対象を限定するにしても、墓は個人の資産である。市が特定の人だけに合葬墓を与えるのは公平性の面で問題はないのか、また、合葬墓は公のもので個人には負担がないが法的解釈を確認したい。
- A. 市営霊園は、使用者に対して永代使用权を与える形での使用を許可しているものであり、個人に所有権を与えているものではない。また、今回の合葬墓は生前に使用料を納めていただく運用を検討している。
(討論) 公営の合葬墓設置について宗教関係者の賛成が少なく反対意見があるのを無視しており、行政が宗教に手を出すべきではないとの観点から、当該事業に反対する。
(討論) 自身の死後のことを不安に思っている市民が多くいることから、本事業の必要性に鑑み、当該事業に賛成する。

立入検査時の測定項目と選定理由について

- Q. 排出源企業が自主的に行う検査データの信憑性をどう担保しているのか。また、立

- ち入り検査項目にPFOS・PFOA等がないが、住民の不安をどう払拭しているか。
- A. クリーンセンターが自主的に行う測定については、経産省が認可する環境計量証明事業所が行っている。環境政策課が立入時に行う測定も、環境計量証明事業所が行っているため、測定項目の信憑性は保たれている。立入時には事業者に法的に課された項目を測定しており、PFOS及びPFOAに関しては、飲用摂取等の暴露防止が重要であることから、大気環境ではなく、河川等での調査を行っている。
- Q. 排出源企業が自主検査する際にも行政が立ち会っているということによいか。
- A. 事業者の測定に行政は立ち会っていないが、環境計量証明事業者が計量法に基づいた測定方法でサンプリング等を行っているため、信用してよいと考えている。
- Q. 測定項目が硫酸化物やNO_x等古典的なものばかりだが、近年の汚染物質増加の中でこの検査項目で十分という考えか。
- A. 事業者の煙道から排出される物質の規制項目となっている。別途、一般環境の常時監視測定局での24時間連続測定や、市内3局での有害大気汚染物質の月1回24時間測定を実施しており、その中には本項目以外の有害物質も含まれている。
- Q. 殺虫剤のジノテフランが検査項目に含まれていないのは実態に即していない。検査項目は国が決められているのか。また、県にゴルフ場で使用した農薬の報告を義務付けているが、県に聞けばどのような農薬を使用したかわかるのか。
- A. 検査項目は事前に事業者に散布した農薬を聞き取り、商品名から該当項目を調査にかけている。また、使用した農薬の県への報告については、市内のゴルフ場に関しては市を経由して報告されるため、市でも情報は把握している。
- Q. ゴルフ場下流の準用河川等の濃度を調べ、ゴルフ場で使用した農薬と河川での検出状況との相関を確認する必要はないのか。
- A. 河川水質測定のうち、朝明川については県が環境基準点において、環境基準に定められている項目について測定しているが、ご指摘の項目については基準に定められていないため、現在はゴルフ場の指針で測定する機会しかない。
- Q. 農薬の水質測定結果について、水道局にフィードバックしてほしいが、情報交換の機会はあるのか。
- A. 情報交換という機会はないが、データのやり取りは可能である。
(意見) データを定期的に共有する協議の場を設けるよう要望する。

《歳出第4款 衛生費 第2項 清掃費》

資源物の持ち去りについて

- Q. 資源物の持ち去りに関して、市の占有物や所有権を設定する方法で、持ち去り行為そのものを禁止する条例を作ることは可能か。
- A. 資源物の持ち去り行為は窃盗での検挙が困難なため、現条例では持ち去る行為の禁止を規定した。市の所有権を主張する条例への根本的見直しは、実効性があるか十分検証してからでないと回答は難しい。
- Q. 個人の所有地に集積場を設置し、自治会が有価物として買い取る形にすれば、不法

侵入等で規制できるのではないか。

- A. 自治会による買い取りは廃棄物処理法上の課題等も含め検証が必要。不特定多数が利用する集積場での警察の判断等の問題もあり、実効性が担保できるか調査しないと回答できない。
- Q. 資源物を無主物と解釈し持ち去る行為を禁止しているとのことだが、不法投棄も無主物としているのか。
- A. 無主物の解釈は所定の集積場に出されたものを対象としており、不法投棄は廃棄物処理法違反として指導し、投棄者が不明な場合は、あくまで土地の管理責任において土地管理者に撤去を要請している。
- Q. 民法 239 条第 1 項の解釈において、資源物は無主物だという解釈を集積場だけに限定的に適用する解釈は可能か。
- A. 集積場以外への投棄は処理責任の放棄として別問題である。集積場から誰でも持ち去れるという解釈を防ぐため、条例により所定の集積場に出された資源物を無許可で持ち去る行為を禁止すると定義づけた。
- Q. 民法の条文を限定解釈し、他人の土地に捨てられた資源物は無主物ではないとするような解釈をするのは問題ではないか。
- A. 民法上の解釈は分かると確認しているが、行政として持ち去り行為を規定する根拠を作るベストな方法として条例を制定しており、持ち去り行為禁止にポイントを絞った解釈である。
- Q. 不法投棄において、投棄者が見つからない場合、過失のない土地所有者や管理者に管理責任だけを押し付けて処理させるのは矛盾していないか。
- A. 不法投棄は廃棄物処理法に基づき投棄者を指導し、警察に通報する。行為者が特定できない場合は、行政指導として、土地の管理者が撤去を行うようお願いしているところである。

廃棄物対策事業費

- Q. 移動式カメラ 2 台は、どのような基準やタイミングで設置されるのか。
- A. 移動式カメラ 2 台のリース予算を計上しており、臨機応変に運用可能である。従来の固定式カメラでは対応できなかった集中的に不法投棄がなされる現場に対し、自治会の要請や市の判断に基づいて設置を行う。
(意見) 大型の廃棄物などを投棄され悩む市民の声もあるため、投棄されやすい場所への設置など、要望に応じた運用をお願いしたい。
- Q. カメラで不法投棄行為者が確認できた場合、市が警察に通報するのか。また、行為者が特定された場合に市はどのような指導ができるのか。
- A. 行為者が確認できた場合、不法投棄の内容に応じ、まずは市から再発防止に向けた指導を行う。警察が立件できるような大規模な不法投棄の場合は、警察の捜査に委ねる形になる。
- Q. 従来の固定式カメラで、行為者の特定など成果に繋がった事例はあるのか。

A. 固定式カメラでナンバーや証拠が出ても特定できるとは限らず、行為者の特定に繋がった事例は少ない。しかし、監視による不法投棄防止の動機づけとしての効果を期待している。

Q. 自治会が監視カメラを設置し、映像があっても繰り返し投棄され、撤去すると再度投棄されるジレンマがある。抑止効果に繋がっていない場所への対応はどうするつもりか。

A. 集積場への投棄であり警察が不法投棄として動けるか不確かなところがある。市が回収しつつ掲示物等で自治会と協力し対策しているが、相手の特定には警察との連携が必要と考えている。

(意見) カメラの抑止効果が薄い場所もあると認識し、地域や警察と連携したハード、ソフト両面での更なる対策強化を要望する。

クリーンセンターの売電における単価とバイオマス比率の算定方法について

Q. 非バイオマスの売電単価が下がっており、令和7年度は10円に揃っている。何か指標はあるのか。

A. 令和6年度までは入札だったが、令和7年度からは地域新電力への売却となり、その契約単価となっている。

Q. 電気代が上がる中、夜間や休日等の単価が令和5年と比べ3分の1以下となるが、問題はないのか。

A. 令和5年度は国際情勢の影響を受け大きく高騰していた。令和7年度から地域新電力に売却し、市の施設へ電力供給する流れとなったため、適正価格での買い取りを約束いただいている。なお、適正な売買単価を維持するため、市況に応じて双方のいずれかが協議を申し入れることが可能な契約内容としている。

Q. 地域新電力を介して市が再度電力を購入するため、売電単価が安いことが一概に悪いことではないということか。

A. 地域新電力が高く買い上げると供給を受ける公共施設の電気代が高くなる。安く買い付けることで、公共施設は一般流通電力より少し安い価格で使用できるため、悪いことばかりではない。

資源物回収活動奨励費

Q. 資源物集団回収活動に参加する団体や子供会が減少しているが、市の周知方法を確認したい。

A. 自治会に対しては、自治会活動マニュアル等を通じて周知しているほか、市のホームページでも制度の周知を行っている。

(意見) 自治会長が毎年変わるためマニュアルが十分見られていない危惧がある。活動の啓発が持ち去り防止にも繋がるため、自治会への周知を強化してほしい。

Q. 資料中のその他の団体とは何を指すか。

A. その他の団体は、マンションの管理組合などを指している。

- Q. マンション管理組合でもこの活動を実施できるということで間違いないか。
A. マンション管理組合でも実施可能なため、生活環境課にご相談いただきたい。

食品ロス削減マッチング等業務委託

- Q. 令和6年度の引き渡し量に対して受け入れ量が多い理由を確認したい。
A. 令和6年3月に一企業から賞味期限が迫った防災備蓄品について大量の寄付を受け、受け入れ量が増加し、その引き渡しを令和7年度4月に行った。
- Q. 本事業を広げていくための、現在の啓発や広報についてどのように検討しているか。
A. 事業3年目を迎え個人寄付は増えつつあるが、広報不足の認識はある。SNSや市ホームページでの周知のほか、商工会議所を通じた企業向け周知も粘り強く継続していく。
- Q. 本事業は食品ロス削減が目的だが、衛生上問題がある食品が持ち込まれる状況について、廃棄状況を確認したい。
A. 令和7年度の廃棄量は現在のところない。令和5年度および令和6年度は、引き取った米に虫が湧いたものや袋が破れていたものがあり、一部廃棄を行った。
- Q. 健康被害等が出た場合の責任の所在はどのように整理されているか。
A. 健康被害時の対応は難しい問題であり、環境省等の指針を確認しながら対応を整理・検討していきたいと考えている。
- Q. 市役所庁内での職員対象のフードドライブはどのようなきっかけで開始したか。
A. 令和5年度の食品ロス削減マッチング事業開始に合わせ、職員への周知も含めて庁内の掲示板に掲載して実施した。
(意見) 庁内フードドライブは良い取り組みなので、議員からも提供できるよう周知してほしい。
- Q. フードドライブで収集した食品のマッチングは、市が直接行っているのか。
A. 食品ロス削減マッチング事業と合わせて社会福祉協議会にお引き渡ししている。

福祉と連携したごみ収集について

- Q. 既存の福祉サービスと連携したごみ収集システムを発展させる検討について、ヘルパー等が従来の可燃ごみに加えて資源物も集める方向で検討するということか。
A. 資源物は品目が多く、全て一緒に集められず回収方法が大きな課題だが、制度の中でどのように広げていけるかを検討したいという趣旨である。
- Q. 介護事業者等に対する意向調査をしたのか。あるいは協力を得られる状況なのか。
A. 環境部として特段のアンケートはとっていないが、健康福祉部で行ったアンケートの結果等を踏まえ、情報共有しながら進めたいと考えている。

回収ボックスの設置状況について

- Q. 各地区市民センターへの回収ボックス設置について、全24地区に設置されている状況か。また設置できていない理由があれば教えてほしい。

- A. 現在 22 地区で設置できており、残り 2 地区は未設置だが、その理由は、市民センターは様々な用途で活用されており、資源物とはいえ「廃棄物」を置くことに変わりはないため、市民の理解を得た上で設置したいと考えている。
(意見) 未設置の地区について、環境部が間に入り工夫も含めて相談に乗り、全地区導入できるよう努めてほしい。

○第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 102 号 令和 8 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算

土地区画整理事業費

(意見) 垂坂における土地区画整理事業について、市街化区域内の山林を優良な宅地に開発する良い事業であり、各種税金を活用して補助しながら進めてほしい。

議案第 105 号 令和 8 年度四日市市水道事業会計予算

○第 3 条 収益的収入及び支出

上下水道局お客様サービス等営業業務委託契約

- Q. 業務を分担するなどして、この事業に市内の事業者は参加しているのか。
A. 今回受託した事業組合は、前回と同じ事業者が組合員となっている。代表である市内事業者と受付業務等を担う市外事業者が連携しており、業務の実施体制としては変わりはない。また、検針業務等も市内の方に委託して進める体制に変わりはない。
Q. 過去にプロポーザル方式で選定を行った際には、現場の検針員の待遇についても委託内容に含まれていたのか。
A. プロポーザル方式では、受付業務等の市民に対するサービスについての提案を求めており、検針員の雇用形態等については市の委託内容に入れていない。
(意見) 近年の夏場の過酷な環境や、業務負担の増加により待遇が良くないという声があるため、現場の検針員等の労働環境にも配慮するよう要望したい。

○第 4 条 資本的収入及び支出

第 3 期水道施設整備事業

- Q. 三滝川水系において P F O S ・ P F O A が基準を超えた場合、紫外線では処理できないがどう対応するのか。
A. 本市の水源としては、井戸のほか、県からの受水もある。給水栓で基準を超えた場合は、まずは原因となる水源を調査し、代替水源への切り替え等で対応していきたい。
(意見) P F A S には、P F O S ・ P F O A だけでなく多数の種類がある。現在も種類

が増えている状況を踏まえ、ろ過による除去方法など対応方法については、今後も調査・研究をしてほしい。

Q. 原水の濁度が上昇し、紫外線が透過しにくくなった場合、どのように対応するのか。

A. 濁度が上がった場合は、クリプトスポリジウム等の検査を実施するなど、水質の安全性を確認することになる。

漏水対策管路更新事業

Q. 前年度より予算額が約 9000 万円の増額となっているが、これは物価高騰によるものか。

A. 物価高騰もあるが、令和 7 年度予算で約 1.95 km の管路更新を行うのに対して、令和 8 年度は約 2.7 km となっており、更新のスピードを早めるため事業費を増額した。

Q. 配水用ポリエチレン管は、ダクタイト管と比べ経費を抑えることができるという理解でよいか。

A. ダクタイト管とポリエチレン管のコスト差については、口径にもよるが 2 割から 2 割 5 分程度安くなるという試算をしている。

Q. 老朽管更新の整備箇所について、どのような基準で優先順位を決めたのか。

A. AI の劣化診断に加え、長年漏水修繕を担当した職員の知見や、漏水が頻発している箇所等を勘案して、管路を選択している。

Q. 財源内訳で企業債が約 1 億円増えているが、当面は水道料金への影響はないと考えてよいか。

A. 令和 8 年度当初予算編成では影響はないが、令和 10 年度以降は資金不足が生じる試算が出ているため、今後、料金改定の検討を要すると考えている。

(新) 水道施設アセットマネジメント計画策定業務委託

Q. 新規事業として予算計上されたが、これまでの更新計画との一番の違いは何か。また、令和 8 年度に開始する理由を確認したい。

A. これまでの更新計画は 10 年スパンでの中期計画であったが、今回は 30~40 年を見据えたアセットマネジメントの考え方を適用し、全体の投資規模を把握するのが一番の目的である。また、令和 10 年度で現行の第 3 期施設整備計画が終了するため、令和 8 年度から策定作業に入らないと次の第 4 期施設整備計画に間に合わない見込みのため、今回の予算に盛り込んでいる。

Q. 第 4 期施設整備計画の開始と同時にアセットマネジメント計画による更新を進めていくという理解でよいか。

A. その通りである。中期と長期を両方見渡した上で、市民への水道水を安定して供給できる体制を持続的に行えるよう検討を進める。

Q. AI を活用した管路劣化予測の運用イメージとして、AI が優先順位まで全て決め

るのか。

A. 最終的な判断は職員が全てをチェックした上で行き、計画策定に盛り込んでいく方針である。

Q. 漏水履歴や管路の情報の取り込み方で劣化予測が変わると思うが、上下水道局としては、現在A Iに取り込んでいる情報量で十分と考えているのか。今後の見通しを確認したい。

A. 他の自治体でもA Iの導入が増加しており、データの蓄積が進んでいる。各自治体からのデータを取り込むことでA Iの精度が上がる可能性があるため、定期的に更新をする仕組みが必要と認識している。今後もA Iの技術の動向を十分に精査しながら計画づくりに活かしていきたい。

Q. 水道施設アセットマネジメント計画策定業務委託の委託料 1200 万円について、経費のウェイトが大きいのはどういったところか。

A. コンサルタントの業種で発注することになるため、主に人件費のウェイトが高いと考えている。

(意見) A Iを活用したアセットマネジメント計画が進むことで、水道水の安定供給や市民の安心安全に繋がることを、広報やホームページなどで分かりやすく啓発してほしい。

Q. 管路材質別の漏水の発生件数について、約 90%が硬質ポリ塩化ビニル管であるが、現在も使用しているのか。

A. 令和元年度に配水用ポリエチレン管を採用して以降、新規で塩ビ管は使用していない。既存の塩ビ管については、今後、順次更新していく。

水道管の更新管種の使い分けについて

Q. ダクタイル鋳鉄管の錆による腐食への対策はどうなっているのか。

A. ダクタイル鋳鉄管自体が電食に強く、布設時にポリエチレンスリーブを巻くため十分対応できると考えている。

Q. 更新基準年数が 100 年となっているのは、ポリエチレンスリーブで被覆もしているからという理解でよいか。

A. ダクタイル鋳鉄管にはポリエチレンスリーブを巻いている。配水用ポリエチレン管については、電食が起きない材質のため、そのまま布設している。

議案第 107 号 令和 8 年度四日市市下水道事業会計予算

○第 3 条 収益的収入及び支出

私道への公共下水道布設について

Q. 私道への公共下水道布設について敷地所有者全員の賛成が必要なのは時代遅れである。要件を過半数の賛成とするなど法改正に向けた動きをすることはできないか。

A. 個人が所有する土地の権限に関することであるため簡単ではない。他の自治体も同

様の案件を抱えていると考えるため、まずは他の自治体での対応を参考としながら市としてどのような対策ができるか検討したい。

(意見) 下水道への接続が一部の反対で進まないケースがある。土地を有効に活用できるよう制度改正を要望したい。

Q. 令和6年度の相談件数が4件で、申請受理件数が3件とあるが、受理に至る経緯を確認したい。

A. 受理に至ったものは、基本的に土地所有者全員の承諾を得ることができたものであり、相談から数年を要する場合もある。

(意見) 土地所有者不明なども含め、全国的な課題であり、解決しないと接続できない箇所がたくさんあるため、しっかり対処・調査研究をしてほしい。

○第4条資本的収入及び支出

(新) 管渠布設 (重要下水道管路更新事業)

Q. 過去に霞ヶ浦垂坂線の道路拡幅事業と併せて管路の工事がなされた際に、上流側の流速が早まり、下流側の支線流入がうまくいかない現象が発生し、2回手直しを行っている。今回上流側を改築すると再度流速が上がると考えるが、影響を調査した上で施工するべきではないか。

A. 今回は下水道管の損傷をいち早く改善することが目的であり、まずは既存管路の改築を優先して進めていきたい。今回の改築で流速が上がった場合にどの程度の影響があるかについては、調査していく必要があると認識している。

(意見) 今回の管路改築箇所の下流側は過去の冠水原因箇所であるため、上流の工事を行うならば、影響を調査した上で施工するよう心がけてほしい。

下水道への接続が困難な区域について

Q. 国道1号の電線共同溝工事が行われているが、新たに下水が引けるようになる箇所の把握はしているか。

A. 城山町の電線共同溝工事では国が歩道敷を買収して下水管の敷地ができ下水を引いた事例がある。同様に歩道の用地買収が行われる路線があれば検討の対象になる。

Q. 金場町等国道東側の下水管の接続が困難な区域でも電線共同溝工事に合わせて接続できる箇所が見つかれば対応すべきであり、国と連携して確認や対応を行う認識はあるか。

A. 城山町の事例は国からの情報提供を受けて急遽対応したものである。今後も国からの情報を取得できるよう、事業調整しながら下水管を布設していきたい。

(意見) 市街化区域の国道沿いで下水道への接続ができず合併浄化槽を使う所がある。布設できる箇所ができたならば、しっかり対応してほしい。

治水対策全般について

「提言チェックシートNo. 5」参照

議案第 105 号 及び 議案第 107 号について

水道事業会計、下水道事業会計の財政見通しについて

- Q. 水道事業会計で令和 10 年度から内部留保資金がマイナスに転じる見込みだが、水道料金の値上げ以外の対応策はないのか。
- A. 起債による借入額を増やす方法があるが、最近の金利上昇の傾向が続くと、若い世代の負担を増やすことに繋がる。また、設備投資を減らすことで、資金を確保することもできるが、漏水事故の増加に繋がりがねないというジレンマがある。近隣自治体が値上げに踏み切っている状況の中、本市においても、今後厳しい状況となる見込みのため、来年度の事業運営委員会で議論をいただき、料金改定について勘案していきたい。
- Q. 下水道管路については、ウォーター P P P による民間委託をすることでコストダウンを図るということだが、ウォーター P P P のメリットとデメリットは何か。
- A. メリットは、下水の詰まりの解消等のサービスがより迅速に行われることや、民間の技術力を取り込み易くなること。デメリットとしては、事業者任せの部分が増えるため、市の技術力や経験の蓄積に繋がりにくくなることが考えられる。そのため、技術継承の取組みを進め、事業者からの技術提案等に対してもしっかりと応えられる体制作りが必要である。
- (意見) 上水道のウォーター P P P で失敗した海外の例もあり、不安に思う市民が多いため、本市のウォーター P P P の事業内容について周知をしていただきたい。
- (意見) 民間委託は、行政と比べ、出来高払いや年齢に応じた配置など柔軟な対応ができるメリットがある。そういった点も含めて市民に説明できるようにしてほしい。

議案第 108 号 令和 8 年度四日市市農業集落排水事業会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 148 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 12 号)

【都市整備部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 8 款 土木費 第 1 項 土木管理費》

未登記道路調査事業費

- Q. 本事業費は、市の管理地の中に民有地がある前提の予算だと思うが、本年度は未登記を処理する件数が少なかったため減額となったのか。また、予算規模は例年同程度なのか。

A. 例年同程度の予算規模であるが、本年度においては件数も少なかったため、減額補正するものである。

《歳出第8款 土木費 第2項 道路橋梁費》

広域基幹道路整備基金積立金

Q. 本積立金の増額補正について、金利が上がったことが増額補正の理由か。

A. 金利の上昇に伴い、令和7年度の基金運用益が当初予算額を上回ったため、積立金の増額補正を行うものである。

《歳出第8款 土木費 第3項 交通安全対策費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第8款 土木費 第4項 河川費》

ため池災害対策事業費

Q. 本事業において、市内何か所にため池の監視カメラ・水位計を設置するのか。また最終的には、市内全てのため池に設置するのか。

A. 市内82か所のため池のうち、決壊時に住宅や公共施設等に影響を与える恐れのある防災重点農業用ため池38か所を対象としている。令和8年度は、令和7年度補正予算で5か所、令和8年度当初予算で5か所の計10か所に設置する予定である。

Q. 豪雨時に監視カメラ・水位計でため池の水位を確認し、危険な水位に達したら放流するといった対応をとるのか。

A. 危険な水位に達した時に現場へ行くことは危険なため、水を放流することは考えておらず、市の安全安心防災メールで、住民へのお知らせを検討している。

Q. 豪雨時は監視カメラ・水位計によるため池の水位の確認を行いながら、水位状況を広報するのみか。

A. ため池の水門は自動化されておらず、安全性の観点から、現場に人が出向き危険水位に達したため池の放流は行っていない。しかしながら、農業用水が不要な時期には、事前の放流を実施いただくよう啓発していく。

Q. 農業用水が必要な時期でも、天気予報で豪雨の接近が事前にわかれば、放流のお願いをするのか。

A. 現在、天気予報による事前放流の依頼は行っていないが、今後は、監視カメラ・水位計設置の説明と併せて、可能な範囲で事前に放流いただくよう、ため池の利水者と協議を行いたい。

《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》

四日市あすなろう鉄道運行事業費

Q. あすなろう鉄道について、運行上の利益が生じたら基金に積み立てる一方で、施設の更新を別会計で執行する仕組みは、赤字の実態が見えず市民に分かりづらいのではないか。

- A. あすなろう鉄道については、公有民営方式を採用しており、鉄道会社は運行を担い、利益が出た場合は市に寄付する仕組みとなっている。一方で市は、一般会計予算や一部基金からの充当を行いながら、施設の維持管理、更新を担う仕組みとなっている。
- Q. 現状の仕組みでは、年間約3億円設備投資に使用されている事が見えてこない。利用者も近鉄から移行時の1日1万人程度から8千人程度に減少しているのではないか。
- A. 利用者は一時年間280万人弱に減少していたが、近年は約300万人まで回復しており、1日換算で8000人を超える状況となっている。
- Q. 利用者減少の最大の理由は、近鉄線から単独路線になったことによる運賃値上げ、特に通学定期が高くなったことではないか。以前から通学定期券代の補助について県と協議するよう求めているが、議論しているか。
- A. 県の担当課には通学定期を含めた補助を要望しているが、県は補助を実施する段階に至っていない。市としても運賃改定による値下げは減収となるため、来年度予算で要求しているトイレの洋式化等、利用環境の改善で利用者に還元していく考えである。
- Q. 県立高校から鉄道存続の要望が強かった経緯もあり、県にも負担を求めるべきである。市から県へ強く要望してほしいがどうか。
- A. 県には安全管理に関わる補助を含めて要請を行っている。利用者が減少した要因には運賃値上げという要因もあるが、現状として車両空調化の取組や、地域鉄道維持の運動等もあり、利用者はV字回復している状況である。学生に対しては、既存の半年定期の他に、さらに割引率の大きい1年定期の導入も行い、利用促進を図っている。
- Q. 回復の要因は鉄道沿線の高校の共学化も大きい。物価高騰の中で通学定期の負担は家計への影響が大きい中、市から県へ補助を再度要望できないか。
- A. 改めて県に対し要望を行うなど、粘り強く働きかけていきたい。

駐車場維持管理費

- Q. 市営中央駐車場について、規格が古いため車路や駐車区画が狭く現在の普通乗用車でははみ出す。現在計画されている新図書館横の立体駐車場において、市営中央駐車場の建て替え時に活用できるよう規模を多めに確保しておくといった工夫も必要と考えるが見通しはどうか。
- A. 今回の市営中央駐車場の改修では、市役所や総合会館の利用者による駐車が多いことから、現在の収容台数を維持しながら、駐車ブロックの位置を可能な限り下げる等の取り組みを行っている。市営中央駐車場の建て替えは、今後の本庁舎建て替え等の議論の中で検討していくものと考えている。
- (意見) くすの木パーキングの閉鎖に加え、市営中央駐車場も改修をしているなど、街中の駐車場が不足している状態である。市民目線でスピード感と計画性を持って対応してほしい。また、新図書館の駐車場もある程度余裕を持たせ、市営中央駐車場の耐用年数も踏まえうえて、今後検討を進めてほしい。
- (意見) 駐車場対策について、新図書館も絡むとなると政策推進部等との連携も必要だと考える。今後の方向性について、都市整備部単体で考えるのではなく、部局横断的に議論を進めてほしい。

《歳出第8款 土木費 第8項 住宅費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 繰越明許費補正

別段の質疑、意見はなかった。

○第3条 債務負担行為補正

近鉄四日市駅周辺整備工事費

- Q. 以前より、あすなろう鉄道利用者は駅東側の円形デッキより、駅西既存連絡通路を利用した方が早く近鉄本線の駅に行けるといいう指摘がある。既存連絡通路を残すことができない理由は何か。
- A. 駅東側の歩行者デッキは、両鉄道駅とバスターミナルを結ぶバリアフリー化した誰もが移動しやすい施設として整備を進めてきた。これにより、駅西既存連絡通路が担っていた役割を駅東側のデッキに移行し、必要性がなくなることから廃止することとなった。また、駅西側における駅とまちの連携を図るとともに回遊性を高める円弧デッキ整備するため、駅西既存連絡通路を撤去する必要がある。
- Q. そもそも円弧デッキにする必要性がわからない。通常の直線の歩道橋では不都合があるのか。
- A. 直線形状の方が費用面では安価なのは事実だが、中央通りの整備にあたっては、駅周辺のまちの魅力向上も重要と考えており、機能と併せて都市景観の向上を図るためデザイン性の面でも検討を重ねてきた。歩きながら鈴鹿山脈の山並みを展望できる等のデザインと機能を両立させるため円弧形状とした。
- Q. 円弧デッキが完成した後も、下にある既存の横断歩道は残すのか。
- A. 工事中に通行できない期間が生じるが、完成後、横断歩道は残る。また、連絡通路撤去後には、あすなろう四日市駅の西口を中央通りに直接アクセスできる出入口として新たに整備する予定である。これにより、既存横断歩道へのアクセスの利便性が向上すると想定している。
- Q. 既存連絡通路よりも時間も距離も長くなる円形デッキを通らなければならない理由を市民に説明しづらい。バリアフリーによる安全な通行という意図と思うが、早く電車の乗換えをしたいという利用者の気持ちも理解できる。選択肢として既存通路も残してはどうか。
- A. 両鉄道駅の連絡については現在の連絡通路は最短距離を移動できるが、歩行者デッキによる両鉄道駅とバスターミナルの結節機能の強化とともに、商店街や中央通りの南側への街と駅の繋がりも重視した結果である。円形デッキのバリアフリーも兼ねた連絡施設の役割を考慮し、既存連絡通路を廃止し、新たに駅西側の連絡通路として円弧デッキを整備していく方針で事業を進めている。
- Q. 円形デッキの活用を優先するために、既存の連絡通路を撤去して利用者が不便に感じるのは忍びない。乗り換えが不便になることに対する市民の不満は届いていないのか。
- A. 利用者の声は届いており、あすなろう沿線の地域に出向いて事業の経緯や計画内容等について説明をさせていただいた。
- Q. 円弧デッキを整備するために駅西既存連絡通路を撤去することは、あすなろう鉄道利用者の乗換えの利便性といった市民サービスが低下するため本末転倒ではないか。
- A. 駅西既存連絡通路を撤去する理由の一つとして、駅西既存連絡通路が昭和50年頃

の架設であり、旧の耐震基準だと予想され耐震の担保が取れていないという課題もある。

Q. 明確な確認が取れていない以上、撤去の大きな理由とはならない。デザイン性も大切だと思うが、直線デッキでもいいのではないかとという市民の意見も考慮し、費用の面や利便性、機能性の視点からも再検討するべきではないか。

A. 地域を回った結果、ご指摘のような意見があることは承知している。そうした意見を真摯に受け止めながら、乗継ぎ環境の整備について検討していきたい。あすなろう鉄道の環境については、まずはトイレ改修といった取組から進めていくことで地域の一定の理解を得ていると考えている。円形デッキには両鉄道駅の連絡機能などを集約して、利用者が安心安全に利用できるよう整備し、円弧デッキに関しては、駅西側の利用者も移動しやすくなるよう整備をすることで、回遊性やまちの魅力向上に繋げていきたい。

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費＞

燃料電池自動車導入促進補助金

Q. 燃料電池車の導入申請は何台あったのか。

A. 20台の予算要求に対し、現時点で1台の導入実績があり、現在問い合わせが1件ある。

Q. 湯の山街道沿いの民間水素ステーションがなくなると、近隣他市のように市が修繕整備する必要があると思うがどうか。

A. 民間水素ステーションは利用者が大幅には増えていないと聞いているが、市として運営を支援していくかは現時点では検討していない。

Q. 民間水素ステーションが無くなった場合の供給施設は検討しているのか。

A. 市内にもう1か所ある塩浜地区の移動式水素ステーションの利用を検討している。

Q. 塩浜地区の移動式水素ステーションは予約制でないのか。

A. 充填に必要となる水素圧を上げるのに時間がかかるため予約を推奨されているが、空いていれば予約なしでも利用でき、予約すればよりスムーズに利用できる。

Q. 燃料供給に時間がかかる点と航続距離が短い点も課題だが、一番は水素ステーションの拠点が少ないことが、普及が遅れている理由と考える。行政がどこまで対応可能なのか、検討する必要があると思うが考えを確認したい。

A. 水素ステーション事業が伸び悩む中、国では支援が継続されているため、国や県と連携を図り企業の声も聞きながら、対応を検討したい。

(意見) 自治体としてもカーボンニュートラル社会を構築する使命があるため、国や民間任せにならないよう方向性を検討するべきである。

EVバス導入促進補助金

Q. EVバス補助は活用がなかったようだが、どういう理由か。

A. バス事業者が導入を見送ったためであり、令和8年度に1社が導入を予定している。

《歳出第4款 衛生費 第2項 清掃費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 繰越明許費補正

別段の質疑、意見はなかった。

【都市整備部・経過】

議案第 152 号 令和 7 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算

(第 1 号)

午起土地区画整理事業費

Q. 本事業において、境界確定に至らなかった理由を確認したい。

A. 過去から境界確定に向けて様々努力しているものの、地権者の理解が得られず、協力が得られていない状況である。境界確定に向けた取り組みを行ったものの、追加の手續きが増えたため、令和7年度内において確定に至らなかった。令和8年度においても引き続き境界確定に向けた努力を行っていく。

Q. 今後、土地区画整理事業自体は進んでいくという理解で良いか。

A. 事業は継続して行う予定であり、現時点で最終段階に入っており、事業終結に向けた取組を進めている。

議案第 154 号 令和 7 年度四日市市水道事業会計第 3 回補正予算

Q. 国の補助による経年管路更新として大治田三丁目、河原田町、中浜田町の3か所が示されているが、この場所の選定はどうやってされたのか。

A. 大治田三丁目と河原田町は内部川の水管橋により最終的に河原田小学校へ配水するための管路であり、この水管橋が完成したことに伴う前倒し工事である。また、中浜田町は四日市南警察署へ配水するための管路であり、南警察署が重要施設として対象に入ったため採用した。

Q. 今回対象となったのが中・南部のみであり、北部の管路が1箇所も入っていないのはなぜか。

A. 北部については、現在、朝明川と米洗川で水管橋の耐震化工事を行っており、それが完了した後に引き続き管路の工事を行っていく予定である。

Q. 地域防災力の向上を図る国の補助による工事であれば、特定の地域に偏らず、北部も含めて市内全域で満遍なく選定すべきではないか。

A. 基本的には市内全域で満遍なく実施する考えである。北部は事業が継続中であったため、

事業がなかった南・中部から路線単位で選定した。

Q. 今後の市の計画として、北部にもきちっと予算立てをしていくという全体的な説明があるべきではないか。

A. 北部に予算立てをするという形ではなく、今後も市内全域で満遍なくという考えを持ち、面的に場所の選定をしていきたい。

(意見) 全体的な説明の中で北部への言及がないと偏りへの疑問が生じるため、全体像を押さえた説明をしてほしい。

Q. 今回の国からの水道事業への補助は、今年度初めてついたものなのか。

A. 水道事業に関してはこれまで補助金はほとんどついておらず、昨年度から補正予算という形で補助金がついたため、市の予算の補正を行うものである。

(意見) 今後も補助金の予算がつく可能性があるため、総合的に判断し、面的にバランスよく整備を進めてほしい。

【上下水道局・経過】

議案第 156 号 令和 7 年度四日市市下水道事業会計第 3 回補正予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 157 号 令和 8 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)

【都市整備部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第 8 款 土木費 第 6 項 都市計画費≫

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、議案第 98 号 令和 8 年度四日市市一般会計予算、第 1 条 歳入歳出予算のうち、歳出第 4 款 衛生費 第 1 項保健衛生費 第 8 目火葬場墓地費中、墓地整備事業費については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決し、また、議案第 148 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算(第 12 号) 第 3 条債務負担行為補正のうち、近鉄四日市駅周辺整備工事費については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、全体会に申し送るべき事項につきましては、議案第 98 号 令和 8 年度四日市市一般会計予算、第 1 条 歳入歳出予算のうち、歳出第 4 款 衛生費 第 1 項保健衛生費 第 8 目火葬場墓地費中、墓地整備事業費については複数の分科会に係る事項として全体会に係るべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数で全体会に送ることと決しました。

また、議案第 148 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 12 号）、第 3 条債務負担行為補正のうち、近鉄四日市駅周辺整備工事費については附帯決議を付すべきものとして、全体会に送るべきとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致で全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和8年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 5

事業名	治水対策全般について	
事業概要		
	決算額	

次年度予算への提言

<提言> 治水対策全般について

令和7年9月12日に発生した豪雨による浸水被害を受け、部局横断的にさらなる治水対策が求められることから、ソフト、ハード両面で実効性のある対応を検討し実施すること。

※参考 事業実施に関する意見 ③拡大

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

令和7年9月12日のような豪雨災害は、国内各所で頻発しており、国では流域にかかわる関係者が協同してハード対策とソフト対策が一体となった多層的な水害対策である「流域治水」に取り組んでいる。

本市においても、ハード対策とソフト対策が一体となった総合治水対策に努めてきたが、国の「流域治水」の考え方を参考にして、治水対策を推進していくこととし、ハード対策を推進するとともに、関係部局が連携し、防災情報の発信などソフト対策を充実させるため以下の取り組みを行う。

また、これら取り組みを通じて、市民が自ら判断し行動できる環境づくりと行政による対応体制の強化を一体的に進め、降雨災害に強い地域づくりにつなげていく。

【都市整備部 河川排水課】

ハード対策

① 準用河川改修

準用河川（朝明新川、源の堀川）について流下能力を向上させるため、国の交付金を活用して河川断面の拡幅改修整備などを行う。

② 堀川内水対策

三重県が行う三滝川分派整備に合わせて海蔵川に流入する準用河川堀川の内水対策として放水路と排水機場の整備を行う。

③ 河川等計画保全

準用河川や普通河川において豪雨等による損傷を未然に防止するため、計画的に護岸改修などを行

う。

④ 河川改良

その他河川や排水路においても流下能力の向上させるため断面拡幅改修などの整備を行う。

ソフト対策

⑤ ため池災害対策

自然災害による被災を未然に防止するため、防災重点農業用ため池に監視カメラ及び水位計を設置するとともに、市民への情報伝達として危機管理課のメール配信などを用いた発信システムを構築する。

※まずは、令和8年2月補正と令和8年度当初予算により監視カメラと水位計を10池に設置する。

【令和8年度当初予算】

① 準用河川改修事業費	363,000 千円	(前年度予算： 429,000 千円 補正後予算 75,000 千円)
② 堀川内水対策事業費	2,303,000 千円	(前年度予算： 880,000 千円)
③ 河川等計画保全事業費	56,000 千円	(前年度予算： 41,160 千円)
④ 河川改良事業費	396,910 千円	(前年度予算： 358,778 千円)
⑤ ため池災害対策事業費	9,000 千円	(前年度予算： 9,000 千円)
うち監視カメラ設置	5,000 千円	(前年度予算： - 千円)

【令和7年度補正予算】

⑤ ため池災害対策事業費	5,000 千円
--------------	----------

【上下水道局 経営企画課】

ハード対策

① 新阿瀬知ポンプ場整備

中心市街地の浸水対策として、被害の軽減を図るため、新阿瀬知ポンプ場の整備を可能な限り早急に進める。令和8年度は、令和7年度に行う整備期間の短縮の検討結果に基づき、基本設計の見直し等を行う。

② まつの雨水2号幹線整備

上流域から中心市街地への雨水流入を抑制するため、まつの雨水2号幹線の令和8年度中の事業完了を目指す。

③ 落合川排水路改良

落合川流域の浸水被害軽減および中心市街地への雨水流入の抑制を目的とし、排水能力を高めるための河床の掘下げ工事を行う。

④ 六呂見調整池整備

六呂見調整池の用地取得を引き続き行うとともに、詳細設計に着手する。

ソフト対策

⑤ 気象データと水位情報を組み合わせた情報発信の調査研究

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、整備水準を超える降雨に見舞われた際に、浸水の未然防止や被害の最小化を図るため、市民や事業者の防災・減災行動につながる情報発信について調査研究を行う。

【令和8年度当初予算】

① 新阿瀬知ポンプ場整備費	120,000 千円 (R8-9 債務負担行為有)
	(R8 40,000 千円 R9 80,000 千円)
② まつの雨水2号幹線整備費	447,500 千円 (前年度予算: 400,000 千円)
③ 落合川排水路改良事業費	175,750 千円 (前年度予算: 30,000 千円)
④ 六呂見調整池整備費	300,000 千円 (前年度予算: 170,000 千円)

【令和7年度補正予算】

① 新阿瀬知ポンプ場整備費	16,000 千円
② まつの雨水2号幹線整備費	100,000 千円
⑤ 気象データと水位情報を組み合わせた情報発信の調査研究費	3,000 千円

【危機管理統括部 危機管理課】**ソフト対策****① 市民が個人で行う浸水対策の促進 (止水板等設置補助金)**

市民が自主的に浸水対策を講じる取り組みを後押しするため、令和8年1月から、止水板の設置に係る補助制度を創設した。市内に所在する建物等を所有する方が、住宅や事業所への浸水を防ぐ対策を自ら行うことを支援し、行政による対策だけに頼らない、自助を含めた浸水被害の軽減を図る。

② 市民の初動行動を支える情報基盤の整備 (ワンコイン浸水センサ)

市民の初動行動を支えるための情報基盤の整備を進めており、内水氾濫が発生しやすい区域や道路冠水が発生しやすいアンダーパスには、これまでも上下水道局や都市整備部においてワンコイン浸水センサを設置している。令和7年9月の大雨を踏まえ、中心市街地や常磐地区を中心に増設を進めており、令和8年度には、安全安心防災メールとワンコイン浸水センサを連携させ、浸水の発生やその兆候を市民に自動で通知する仕組みを構築する。これにより、車両の早期移動や通行ルートを選定、自主避難など、市民の判断と行動につなげ、水害リスクの低減を図る。

③ 災害発生時の情報収集手法の多様化 (SNS情報の活用)

災害発生時の情報収集については、従来の電話連絡に加え、SNS上の投稿情報を活用する仕組みを導入する。AIと人の目によって情報の真偽を確認し、デマ情報を排除したうえで活用することで、被害状況の早期把握と対応の迅速化を図っていく。

④ 行政による避難判断体制の高度化 (AIカメラによる河川監視)

行政による避難情報発令や対応判断の高度化を図るため、短時間の降雨で水位が急激に上昇しやすい河川である鹿化川を対象に、河川の映像記録と水位観測が可能なAIカメラを設置した。このAIカメラを鹿化川の上流部に設置することで、上流域における水位や流況の変化を早期に把握し、その変化が中流部・下流部の水位上昇へ及ぼす影響を、従来よりも早い段階で捉えることが可能となった。

こうした取り組みにより、避難情報の発令や注意喚起について、より適切なタイミングで判断できる体制の構築を図っている。今後は、鹿化川における各観測地点の水位状況の把握とデータ分析・検証を進め、河川監視体制のさらなる強化につなげていく。

【令和8年度当初予算】 8,978 千円 (前年度当初予算: 5,407 千円)

内訳 ① 止水板等設置補助金	7,900 千円
② 浸水センサ情報発信連携事業	231 千円
③ 災害情報収集高度化事業	847 千円

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

(意見) 治水対策において、既存の計画を粛々と進めている中、新阿瀬知ポンプ場の整備期間の短縮は、大きく評価でき、当初予算へ反映されていると考える。

(意見) 令和7年の9月の降雨において、中心部の被害が大きかったため、その対策が優先的になると考える。今後を見据えた場合、中心部以外の対策も必要となってくる。整備された年限が早く、現在の基準に合致しないポンプ場も市内にはあるため、今後の補完について検討が必要であり、その点を踏まえた中長期計画も検討してほしい。

(意見) 他部局の事業も含め事業が拡充されている点は評価できる。今後も継続して対応を進めてほしい。

(意見) 地下駐車場については運営会社の破産管財人が設定されたことで、今後事態が進むと考える。市も大きく関わっていくと考えるため、地下駐車場の今後の動向についても見据えた対応が必要である。

2. 反映状況

(都市・環境常任委員会反映状況)

既存の計画が進められている中で、「新阿瀬知ポンプ場整備」の整備期間の短縮は治水対策事業の拡充として大きく評価できるため、③拡大へ分類する。

分類	備考
① 廃止	次年度事業費予算に関連するもの
② 縮小	
③ 拡大	
④ 新規事業の実施	
⑤ その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和8年2月定例月議会 予算常任委員会)

(継続) No. 3

事業名	公園、緑地等の維持管理のあり方について	
事業概要	地元自治会、公園愛護会、市民緑地管理団体、シルバー人材センターといったこれまでの公園、緑地等の管理、運営の担い手の高齢化が進み、維持管理が困難となってきたことから、ボランティア団体等にインセンティブを提供する等、活動に参加しやすくなる維持管理の制度を構築する。	
	決算額	公園施設管理費 732,747,240 円 (その他特財 18,114,650 円) 市民に親しまれる公園ボランティア支援事業費 1,860,769 円
次年度予算への提言		
<p><提言> 公園、緑地等の維持管理のあり方について</p> <ol style="list-style-type: none"> 担い手の高齢化が進み、公園・緑地等の維持管理が困難となっているため、市が主体となって委託の拡充など必要な取組を実施した上で、住民、企業がより協力しやすい公園の維持管理と市民協働による里山保全について、有償ボランティアに関する制度づくりなどを検討すること。 企業や団体が行う公園の維持管理に対して、公園の利用許可や看板の設置等のインセンティブの導入を検討すること。 活動団体への支援については、活動に必要な機械等もその対象とするなど、拡充を検討すること。 <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>[公園緑政課]</p> <ol style="list-style-type: none"> 委託の拡充・有償ボランティアに関する制度づくり <ol style="list-style-type: none"> 委託の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 公園、緑地の除草については、シルバー人材センターで対応を図っているが、地域からの要望が7月から9月にかけて集中し、シルバー人材センターの体制面から対応が困難な場合は造園業者へ委託し、除草を行っていく。 <p style="margin-left: 20px;">【令和8年度当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設管理費 6,000 千円 (前年度予算：6,000 千円) <ol style="list-style-type: none"> 有償ボランティアに関する制度づくり <ul style="list-style-type: none"> 令和7年7月に『公園、緑地の維持管理に関する有償ボランティア試行要領』を定め、有償ボランティア制度を希望する9団体に制度説明を行った。 		

- ・このうち、申し出のあった5団体と委託契約を締結し、令和7年9月より実証実験を実施している。

※R8.1時点：5団体のうち3団体は完了、2団体はR8.3完了予定

- ・実施した団体から除草に関する聞き取りを行ったところ、委託制度の一定の有効性が確認できたため、令和8年度も希望する団体と実証実験を継続することとし、令和8年1月に開催される地区別の土木要望会で制度説明を行っている。
- ・引き続き、制度説明により本制度を希望する団体数の確認を行い、実証実験の結果を踏まえ、令和9年度からの本格導入を目指していく。

【令和8年度当初予算】

- ・市民に親しまれるボランティア支援事業費 5,000千円（前年度予算：既決予算で対応）

2. インセンティブの導入等

(1) インセンティブ制度

- ・企業に年間を通して一定の条件で公園、緑地、植樹帯等の維持管理に協力していただける場合、維持管理に協力いただいている旨の企業名入りプレートを当該公園、緑地に設置する。

《主な条件》

- 100㎡以上の公園、緑地の除草、低木剪定
 - 10㎡以上の植栽帯の剪定、清掃
 - 5箇所以上の街路樹柵の除草、清掃
- ・制度構築後、市のホームページで周知していく。

【令和8年度当初予算】

- ・市民に親しまれるボランティア支援事業費 1,000千円（前年度予算：1,000千円）

(2) 企業ボランティアの実施

- ・令和7年度は企業5社の他、シルバー人材センター、四日市造園建設業組合に協力いただき、公園、緑地の草刈り、清掃、施設の塗装等を実施していただいた。
- ・実施していただいた企業等からは今後も可能な範囲で協力していきたい旨の意向であるため、引き続き、協力を依頼していく。

3. 活動団体への支援内容の拡充

- ・草刈り機の貸し出しに関する要望に対応するため、令和7年度に手押し式草刈り機（エンジン式）を購入し、令和7年9月に草刈り機の貸し出しについて市のホームページで周知した。
- ・要望のあった2団体へ草刈り機を貸し出したところ、当該団体より効率的に草刈りができるため、次年度以降も貸し出してほしい旨の要望が出された。
- ・委託制度や草刈り機の貸し出しについて周知するため、令和8年1月に開催される地区別の土木要望会で説明を行っている。

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

Q. 有償ボランティア制度において委託額に含まれる保険はどのような補償か。また、除草した際のクリーンセンターでの草の処理費について確認したい。

A. 保険は活動中のケガに対する傷害保険と物損等に対する賠償責任保険となっている。また、除草した草はクリーンセンターまでの草の運搬費や処理費も含んでいる。

Q. 9団体の内、4団体が実施に至らなかった理由は把握しているか。

A. 4団体からは、改めて人数等の体制面を検討した結果、実施が難しいと報告を受けている。

(意見) 有償ボランティアに関する制度づくりが進められている他、インセンティブ制度の導入等、様々な試みに取り組まれているため、今後も継続してもらいたい。

(意見) 『公園、緑地の維持管理に関する有償ボランティア試行要領』を定め、実証実験に取り組んでいるものの、有償ボランティア制度を希望していた4団体が実施を見合わせるような状況を鑑みると、自治会がより参入しやすくなるよう検討してほしい。

(意見) 団体が実施を見合わせる主な要因は、人が集まらないことと、作業が大変なことが挙げられる。団体が活動しやすいように、作業用の機械を市が揃えるといったハード面での支援を行ってほしい。

2. 反映状況

『公園、緑地の維持管理に関する有償ボランティア試行要領』による有償ボランティア制度やインセンティブ制度の導入等の取り組みが、一定程度評価できるため、③拡大へ分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

5. 所管事務調査報告書

都市・環境常任委員会

○ウォーターPPP（レベル3.5）の導入について

1. はじめに

本市の下水道施設の維持管理状況は、部分的な包括的民間委託を実施し、維持管理の効率化を図っているが、汚水管の老朽化の進行や、改築更新時期が差し迫っていることから、令和9年度以降の汚水管の改築に係る国費支援を受けての、順次改築を意図している。

令和5年6月に、国からウォーターPPPの手法が示されたことに加えて、令和8年度中にウォーターPPP導入の公募を開始しなければ、令和9年度以降に汚水管の改築に係る国費支援が受けられないと、併せて通知されたため、本市は、ウォーターPPP（レベル3.5）の導入に向けての検討を進め、民間市場調査や有識者会議の開催等を重ねてきた。

令和7年6月定例会議会における都市・環境常任委員会では、上記検討の結果や、民間市場調査及び有識者会議の結果報告がなされ、ウォーターPPP導入までのスケジュールが示された。

その際に、ウォーターPPP（レベル3.5）の導入における対象施設について議論があったことから、改めて休会中の所管事務調査として取り扱う旨の提案があり確認された。

また、令和7年度において本委員会の委員が入れ替わったことから、改めて国の指針を示した、ウォーターPPP全体の動きを把握できる資料等の請求が行われた。

これらの経緯を踏まえ、ウォーターPPP（レベル3.5）の導入について、所管事務調査を行うものである。

2. ウォーターPPP（レベル3. 5）の概要について

○本市の現状

現在の維持管理状況は以下のとおり、部分的に包括的民間委託を実施しており、維持管理の効率化を図っている。しかし、本市の污水管は老朽化が進んでおり、改築更新時期も迫っていることから、順次改築を実施していく必要があるため、令和9年度以降の污水管の改築に係る国費支援を受ける必要がある。

本市の維持管理状況

対象施設	委託方式	委託期間
污水管路施設	包括的民間委託 (仕様発注)	令和7年2月27日から 令和10年3月31日まで
雨水管路施設	地元からの清掃や改修の 要望を受けて発注協議	随時
雨水排水関連施設 (雨水ポンプ場)	民間委託 (仕様発注)	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
日永浄化センターを 含む污水関連施設	包括的民間委託 (性能発注及び仕様発注)	令和3年12月20日から 令和9年3月31日まで

○ウォーターPPPとは

令和5年6月に、国から水道・下水道・工業用水道事業の持続可能性を確保するために、民間の経営ノウハウや創意工夫等を活用するための手法として、「ウォーターPPP」が示された。

※ウォーターPPPの詳細については、次ページ以降を参照。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- 公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式 ※両者を総称して「ウォーターPPP」
- 令和13年度までに100件の具体化を狙う
- 汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化
 - ※ 同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式とは？
水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式
 - ※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

ウォーターPPPの概要

内閣府ホームページ

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4-R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る
 - ※ 公共施設等運営事業(コンセッション)[レベル4]、管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]
 - ※ 管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする

概要とポイント・留意点

- ウォーターPPPは、コンセッション方式(レベル4)と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称
- 「ウォーターPPPの概要」(内閣府資料)の「レベル3.5(原則10年)の後、コンセッション方式に移行」は、「レベル3.5の後継としてコンセッション方式(レベル4)を選択肢として検討いただきたい」との趣旨

概要とポイント・留意点

他分野等との連携可能性

- 水道、工業用水道、下水道分野のそれぞれで導入することも、連携して導入することも可能
- 農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることや、他地方公共団体との連携も可能
 - ※ R5補正で導入検討費用の定額支援を創設し、水道等他分野、他地方公共団体連携等に上限額等のインセンティブ(R6当初案も同様)
 - ※ 上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分

レベル3.5導入検討の考え方

- 対象施設・業務範囲の設定について、まずは少なくとも一つの処理区を選択し、このすべての施設・業務を念頭に置いて、導入の検討を開始 ※処理区を選択は管理者の任意
 - ※ 「導入を決定済み」となる入札・公募開始(募集要項等公表)時点で、これと異なる対象施設・業務範囲の設定になる場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要
 - ※ 客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過等
- 維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設について、維持管理と、事業期間中の維持管理をふまえた更新(改築)に関する業務範囲が設定される必要
- 事業期間＝原則10年

(参考)「レベル」について

- 「ウォーターPPPの概要」(内閣府資料)では、コンセッション方式がレベル4
- 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)は、更新(改築)に関する業務範囲が設定され、資本的支出を含むため、レベル3よりレベルが上、一方、コンセッション方式(レベル4)に準ずる効果が期待できる点等から、レベル4よりレベルが下、よって、レベル3.5と位置づけられたものと考えられる

■ 包括的民間委託レベル (性能発注)

項目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

(出典) 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 令和2年6月 公益社団法人日本下水道協会

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

- ①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

概要とポイント・留意点

○ レベル3.5の実務上の定義は、上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託

- I** レベル4と3.5の比較
- 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
 - 公共施設等運営権設定と利用料金直接收受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い

ウォーターPPP

公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] 新設
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年)*1
性能発注	性能発注*2
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事 【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)
運営権(抵当権設定) 利用料金直接收受	
上・工・下一体: 1件(宮城県R4) 下水道: 3件 (浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5) 工業用水道: 2件(熊本県R3、大阪市R4)	*1 管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。 *2 民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1~3]

短期契約(3~5年程度)
仕様発注・性能発注
維持管理
修繕

II レベル3.5と1-3の比較

- 事業期間の長短、性能発注の程度が異なる
- また、修繕や更新(改築)に関係する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

水道: 1,400施設
下水道: 552施設
工業用水道: 19件

管理・更新一体マネジメント方式の要件

①長期契約

○ 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする。**

②性能発注

○ **性能発注を原則とする。**ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。
(性能規定の例)・処理施設: 処理後の水質が管理基準を満たしていること
・管路施設: 適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者委ねる。)

③維持管理と更新の一体マネジメント

○ 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

○ 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア*1の例)

- ① 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。
- ② 契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする*2。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)	プロフィットシェア	
				官	民
①	2削減		2	1	1
②		2削減	2	1	1

*1: プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

*2: 「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R26 日本下水道協会)」によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

概要とポイント・留意点

対象施設や業務範囲を設定する際の考え方

- 「導入を決定済み」となる入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設・業務ではない場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げ、比較した結果や経過等が考えられる

導入検討を開始する際の考え方

導入検討開始時点

- まずは少なくとも一つの処理区を選択して導入の検討を開始(処理区
の選択は管理者の任意)
- 一旦、すべての施設・業務を念頭に置く

FSやMS等を実施する際の考え方

(情報・資料等の収集等)

- 必要となる客観的な情報を収集するための手段としての観点が重要
(実施そのものを目的とせず、比較等の目的から逆算等)
- 管理者の任意部分は必要に応じて判断資料を収集
- 管理者が説明できることが必要であり、特段の形式・様式等はない
(例えば、民間企業の参画意向等を踏まえた外部有識者への諮問に基
づくこと等も考えうる)

入札・公募の開始(募集要項等の公表)

入札・公募開始時点

- 「導入を決定済み」となるのはこのタイミング
- 客観的な情報が必要となる場合、この時点から収集するのは不可能・
困難となるため、導入検討時点から留意が必要

□ : 導入検討開始時点 □ : 入札・公募開始時点

地方公共団体(管理者)

【イメージ】
任意にA処理区を選択



○国からの通知を受けた本市の動き

国からウォーターPPPの手法が示されたことに加えて、令和8年度中にウォーターPPP導入の公募を開始しなければ、令和9年度以降に污水管の改築に係る国費支援が受けられないと、併せて通知された。その通知を受けた本市の動きは以下のとおり。

(1) ウォーターPPP（レベル3.5）（以下「ウォーターPPP」という）の導入検討の実施
市内全域の管路・施設に関するウォーターPPPの導入に向けて、民間市場調査を実施し、その結果を基にウォーターPPPに組み入れる施設について、有識者会議（令和7年3月6日開催）に諮り、意見聴取を行った。これらの結果を受け、本市におけるウォーターPPPの対象施設は污水管路施設で実施することとした。

(2) ウォーターPPP発注資料作成

1) 事業費の算出

業務内容を踏まえて事業費を試算する。

2) 要求水準書等の資料作成

公告時に必要となる要求水準書や契約書、仕様書等の作成、公告時に公表する図面、施設情報等の資料整理を行う。

3) 公募の開始

令和9年度以降に污水管の改築に係る国費支援を受けるため、令和8年度中に公募を開始する。

(3) ウォーターPPP事業者選定

令和10年4月1日の事業開始に向けて、ウォーターPPP事業者の選定を行う。

○導入までのスケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R18	R19
国から国費要件化の通知 (R5.6.2)	●										
ウォーターPPP導入検討		■									
ウォーターPPP発注資料作成			■								
ウォーターPPP事業者選定					■						
ウォーターPPP (R10~R19)						■	■	■	■	■	■

※令和9年度に交付要件を満たすには、令和8年度中に公募を開始する必要がある。

○他自治体の状況

(1) 先行事例（下水道）（令和6年4月時点）

- ・公共施設等運営事業（コンセッション）【レベル4】

4自治体：静岡県浜松市、高知県須崎市、宮城県、神奈川県三浦市

- ・管理・更新一体マネジメント方式【レベル3.5】

1自治体：茨城県守谷市

(2) 本市と人口規模が同規模の自治体のウォーターPPP検討状況

自治体名	R6	R7	R8	R9	R10
福島県 いわき市 (314,301人)		民間市場調査 導入方向性決定 実施方針等公表	公告 契約	事業開始	
栃木県 宇都宮市 (511,852人)	導入可能性調査 民間市場調査	→ 公募準備	→ 公告	契約	事業開始
兵庫県 尼崎市 (458,313人)	導入可能性調査 参入意向調査	→ 公募準備	→ 公告	契約	事業開始
長崎県 長崎市 (384,828人)		導入可能性調査	公募準備	公告 契約	事業開始

(3) 三重県内

- ・津市 : 令和10年度からの事業開始に向けて、令和6-9年度で導入可能性調査及び支援業務を実施中
- ・鈴鹿市 : 令和6-7年度で導入可能性調査を実施中（事業開始時期未定）
- ・名張市 : 令和6-7年度で導入可能性調査を実施中（事業開始時期未定）

3 四日市市下水道分野ウォーターPPP検討委員会について

1. 検討委員会

日 時 : 令和7年3月6日(木) 13:30 ~ 15:00
場 所 : 四日市市上下水道局 地下1階会議室
出席者 : 委員長 大八木 麻希 四日市大学 環境情報学部 教授
 委 員 岩崎 祐子 四日市大学 総合政策学部 特任教授
 委 員 勝又 英之 三重大学 工学部 准教授

2. 説明概要

(1) 民間市場調査結果

市内全域の管路・施設に関するウォーターPPPの導入に向けて、対象施設を選定するために下水道施設全般について、民間企業に対し、第1回民間市場調査を実施した。その結果を受けて第2回民間市場調査を実施した。

第1回民間市場調査

第1回アンケート : (下水道施設全般) 令和6年10月8日~令和6年10月31日まで

第2回民間市場調査

第2回アンケート : (汚水関連施設) 令和6年12月16日~令和7年1月17日まで
ヒアリング : (雨水排水関連施設) 令和6年12月16日~令和7年1月17日まで

日永浄化センターを含む汚水関連施設に関する民間市場調査での回答

【第1回アンケート回答】

- ・費用負担の変更が発生する場合は、柔軟に適宜協議し合意のうえ変更する必要がある。
- ・全体事業費が大幅に変動する場合、民側の持ち出しが無いようにしてほしい。

【第2回アンケート回答】

- ・施設更新に伴う大幅な業務変更による減額となるのであれば、減額に見合う業務を他の施設の業務で追加してほしい。
- ・大規模更新の内容とスケジュールが明確になってからの検討課題であると感じる。
- ・日永浄化センターの改築の具体的な時期や業務内容等について明確になっていない状況での維持管理業務の長期契約(10年間)は委託者・受託者双方にとってリスクが大きく適切ではない。

(2) 対象施設ごとの課題

本市が実施した民間市場調査の結果を踏まえた四日市市におけるウォーターPPPの導入に対する課題について、次の通り有識者へ説明を行った。

【 日永浄化センターを含む污水関連施設 】

不確定要素の多い大規模更新に伴う業務内容の変更における、公平かつ適正な変更契約方法の具体案について、民間市場に広く意見を求めたが、市場調査の結果は、適宜変更や協議を求めている回答が多かったものの、具体的な変更方法に関する回答が得られなかった。

また、業務内容の変更リスクが大きいことで、応募を辞退する可能性を示唆する企業もあった。

⇒ 市が行う大規模改修に伴い施設が大幅に変更となるため、更新後の施設の運転管理に係る人員やユーティリティ等のコストが算定できない。

【 污水管路施設 】

過半数を超える企業がウォーターPPPの対象施設とすることを希望しており、課題・問題に関する自由意見はなかった。

⇒ 市内全域をウォーターPPPの対象とすることについて懸念事項はない。

【 雨水管路施設 】

水路の維持管理は、地元からの清掃や改修の要望について、市が重要度を判断し、地元と協議の上、実施箇所を決定している。

⇒ 地元協議の上、実施箇所を決定していることから業務量の把握が困難である。

【 雨水排水関連施設 】

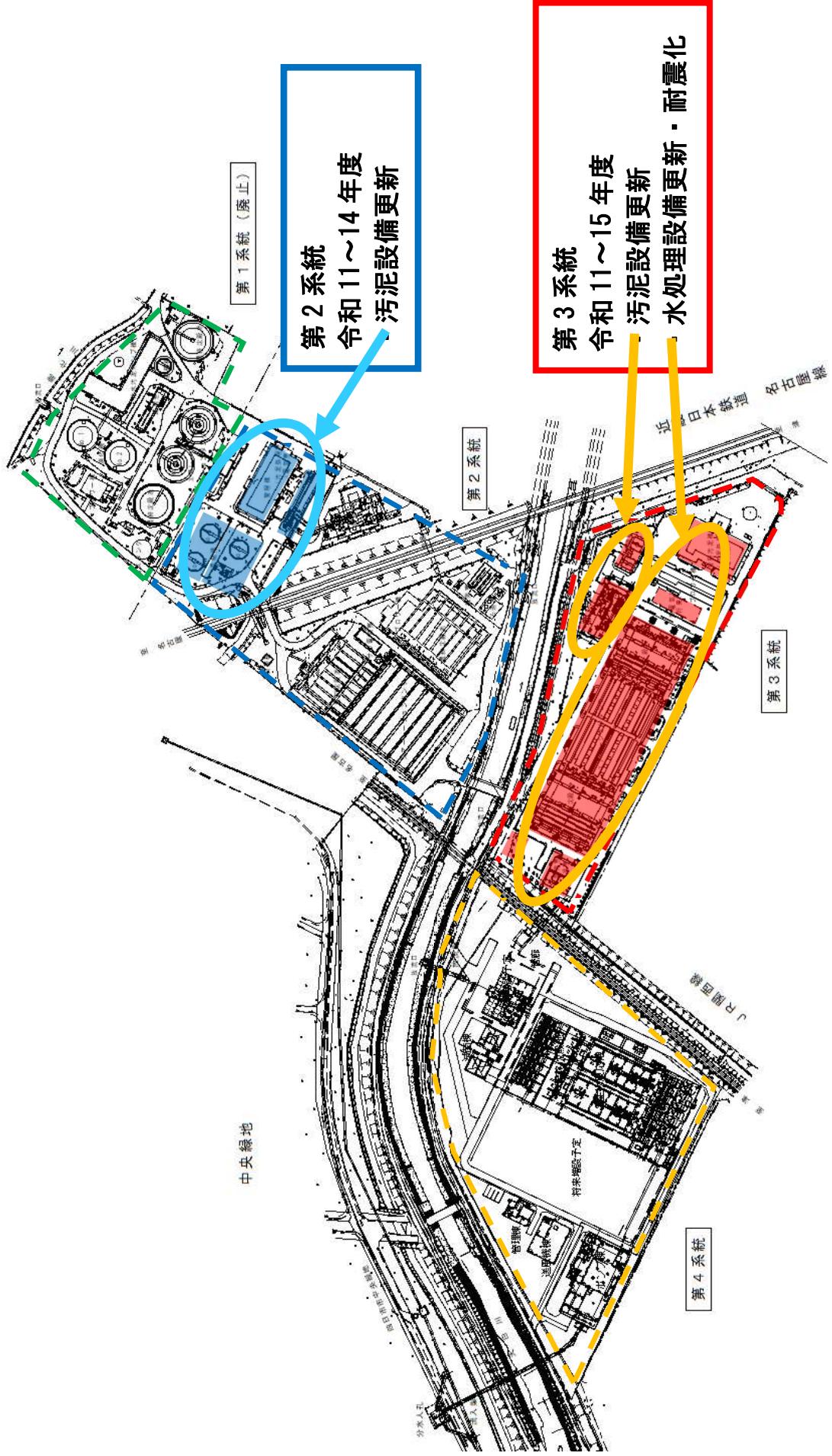
緊急時等の人員体制が自社で確保可能と回答した企業は 27 者中 2 者（運転管理実績無し）であった。また、運転管理実績がある 5 者の企業は、ウォーターPPPに含むことは困難または四日市市と同様の人員体制を確保できないと回答した。

⇒ 緊急時等の人員を確保することに課題があり、現在と同様の人員配置を行うことができる企業がないため、緊急時の雨水排水対応に支障が出る可能性があり、市民生活に影響を及ぼす恐れがある。

3. 検討委員会で出された意見

- ・ 10年間という長期間、かつその期間で大規模改修が行われることから、日永浄化センターを含む污水関連施設はウォーターPPPになじまない施設であると考える。
- ・ 民間市場調査で得られた回答の内容について理解できる。また、課題のあるところをウォーターPPPに含むことは難しいと考える。
- ・ 課題や不透明さがある施設でウォーターPPPを進めていくことは難しいと考える。
- ・ 10年という期間があることで、今後、国の制度が変わる可能性もあるので、成功事例や失敗事例を調べ、ウォーターPPPの範囲が広げられる可能性があるものから、10年の間に準備しておき、次回にて検討を行ってほしい。
- ・ 四日市市のウォーターPPPとして最初は管路のみで導入することが妥当であると考える。
- ・ ウォーターPPPの対象範囲をすべての施設とするのは難しく、污水管路施設のみが妥当ではないかという印象である。

日永浄化センターの整備計画について



日永浄化センター全体配置図

日永浄化センターにおける委託期間と改修工事の関係性について

[包括的民間委託]

対象施設		第2期					第3期					
		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
		▼契約（5年間）					▼契約（6年間）					
日永浄化センター	汚泥設備	汚泥設備改修工事										
	水処理設備	水処理設備改修工事										
	上記以外											

第2期は、改修工事部分を、委託範囲から除外して発注する。

第3期の発注時点（R13）では、改修工事後の設備詳細が明確となっているため、運転方法及び維持管理費の算定ができる。

[ウォーターPPP]

対象施設	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
		▼契約（10年間）									
汚水管路施設											
【課題あり】 日永浄化センター			汚泥設備改修工事（R11～14予定） 水処理設備改修工事（R12～15予定）								

公募の時点（R8）では、改修工事後の設備詳細が不明なため、運転方法及び維持管理費の算定ができない。

4 ウォーターPPP汚水管路施設の受託可能な業者について

1. ウォーターPPPの業務概要(想定)

【維持管理業務】

- ① 管路のつまり解消
- ② 腐食点検
- ③ 施設修繕（小規模）
- ④ マンホールポンプの点検・清掃

【改築計画策定業務】

- ⑤ 管路・人孔点検調査
- ⑥ 改築計画の立案

2. 使用機材

上記業務の内、①管路のつまり解消では、高圧洗浄車及び汚泥吸引車並びにテレビカメラを使用する業務、②腐食点検及び⑤管路・人孔点検調査では、テレビカメラを使用する調査業務が想定されるため、高圧洗浄車、汚泥吸引車及びテレビカメラの確保が求められる。



汚泥吸引車による作業状況（参考）



テレビカメラ（参考）

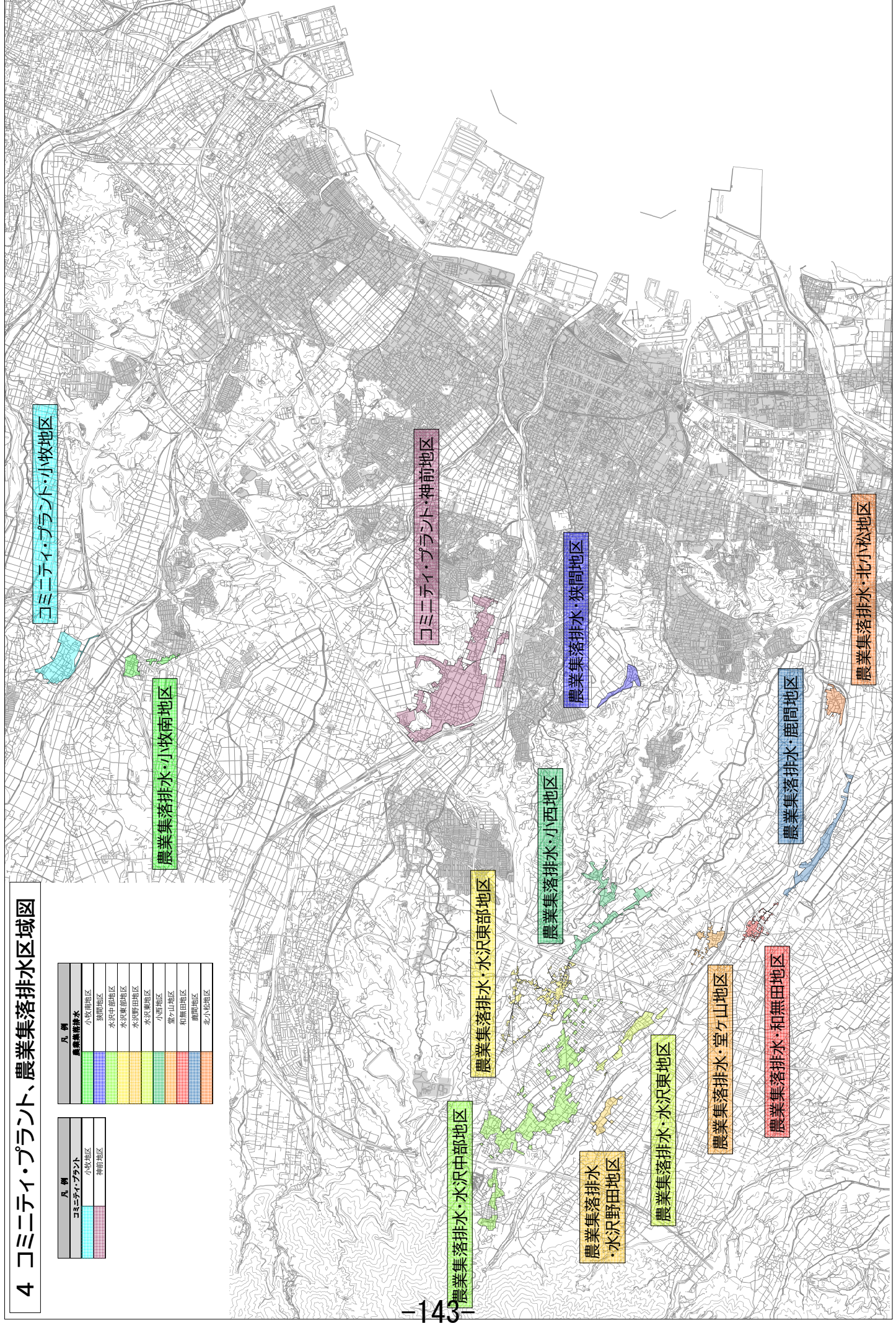
※国土交通省資料引用

3. 参加可能業者

下水道本管の目視点検、潜行目視調査、カメラ調査を行ったことのある業者が想定される。これらの実績を保有する業者は、全国に多数存在するが、市内では、3者が実績を有する。

4 コミュニティ・プラント、農業集落排水区域図

凡例	
コミュニティ・プラント	小牧地区 神前地区
農業集落排水	
小牧南地区	狭間地区
水沢中部地区	水沢東部地区
水沢西部地区	水沢東地区
堂ヶ山地区	和無田地区
鹿間地区	北小松地区



5 委員からの主な質疑・意見

Q. コミュニティ・プラントや農業集落排水施設の設置目的を確認したい。

A. コミュニティ・プラント、農業集落排水事業は、それぞれ目的が異なる。コミュニティ・プラントは小規模下水処理施設であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、市町村が定める一般廃棄物処理計画に沿って設置される。一方、農業集落排水事業は、農業集落における、し尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するという目的に沿って設置される。

Q. 農業集落排水施設で処理した水が再度、田に入ることもあるのか。

A. 基本的に処理水は排水路へ放流するが、水を再度汲み上げて用水路へ戻すといった循環を行っている地区もある。

Q. ウォーターP P P汚水管路施設の業務を受託可能な実績を持つ事業者が市内には3者存在するということだが、それらの事業者が業務を受託しない場合や、公募に参加しない可能性はないのか。

A. 3者の中には、現在行っている管路の包括管理業務委託を受託している事業者もあるため、今回のウォーターP P P汚水管路施設業務への参加についても検討していただけるものと認識している。

Q. 上水道に係るウォーターP P Pの導入は検討していないということでよいか確認したい。

A. 上水道については現在のところ、ウォーターP P Pの導入は考えていない。

(意見) 市民からは、市が上水道のウォーターP P Pの導入も検討しているのではないかと懸念の声も聞こえるため、市民が不安を抱かないような広報を心がけてほしい。

Q. ウォーターP P P汚水管路施設業務の受託は3者の内1者のみとなるのか、例えば3者がグループを組み受託することも可能なのか。

A. 業務の発注時に、市で事業者数を指定するわけではないので、1者で参加するか、複数者でグループを組んで参加するかは、事業者側の判断となる。

Q. ウォーターP P P汚水管路施設業務について、市内の事業者が有している技術を発揮できるような受け皿とすることはできないか。

A. 市内の3者がそれぞれウォーターP P P汚水管路施設業務への参加意欲があることは確認済みであるが、グループの組み合わせについては、市として言及することは難しいため、今後の推移を見守りたい。

(意見) ウォーターP P P導入に係る国の指針においては、対象施設を幅広く包括的に含めるスケールメリットや、民間事業者の技術や創意工夫を取り込むメリットが示されている。今回、ウォーターP P Pの対象範囲からは除外されている日永浄化センターなど汚水関連施設について、所管事務調査の資料の中では、対象とすることができない課題は示されているが、対象範囲に含めた場合のメリットが示されていない。

資料は、メリットとデメリットの双方を示したうえで、丁寧な説明を行ってほしい。

Q. 今回、日永浄化センター等の施設について、ウォーターP P Pの範囲に含めることができないことは理解できるが、事業継承の観点から、例えば、他の事業者が日永浄化センター等の施設に研修として参加するなど、将来に向けた取り組みの検討はできないのか。

A. 次のウォーターP P Pを受託する事業者と日永浄化センターの包括管理業務の受託事業者の意見を確認し、双方合意できるようであれば、事業のマッチアップや研修体制の構築を進める

ことも可能と考えている。

(意見) 最もスケールメリットが発生する手法で、国の指針に沿った内容となるよう努力してほしい。

Q. ウォーターP P Pの導入後、修繕等の発注について、市と受託事業者との間の分担はどのようになるのか。

A. 現在の包括管理業務委託においても小規模な修繕工事等は受託事業者の業務内容に含まれているため、ウォーターP P Pにおいても同様となる見込みである。

Q. ウォーターP P P導入により、下水道料金の値上がりは発生しないのか。

A. ウォーターP P Pの業務の中に施設の更新計画案の策定が含まれており、更新計画案については、上下水道局にて下水道使用料収入によるコストキャップも踏まえて調整し、計画決定するため、下水道使用料への影響はないものと考えている。

Q. 仮に、コンセッション方式となり、将来下水道使用料の値上げが検討された場合に、市議会に報告がなされるのか。

A. 料金改定には市議会の決定が必要なため、最終的には市議会の判断が求められる。

Q. ウォーターP P Pの要件の一つとしてプロフィットシェアの実施があるが、市と受託事業者との間の利益の分配割合について確認したい。

A. 具体的なプロフィットシェアの分配割合については、今後のウォーターP P P発注に係る仕様書を作成する中で検討し、決定していくことになる。

Q. プロフィットシェアの実施により、民間企業の会計の内容が公開されるということか。

A. プロフィットシェアは、民間企業の技術等により縮減した事業費を市と民間でシェアするものであり、民間企業の会計内容が公開されるものではない。

Q. 企業側の提出したコスト削減の提案内容が、そのままプロフィットシェアとして採用されるのか。

A. 企業からの提案内容については、内容を精査したうえで採用する。

(意見) コスト削減の裏付けを丁寧にチェックするようお願いしたい。

6 まとめ

今回の所管事務調査では、ウォーターP P P（レベル3. 5）の導入を調査テーマに、ウォーターP P P（レベル3. 5）の概要から、四日市市下水道分野ウォーターP P P検討委員会における検討結果、市内のウォーターP P P汚水管路施設の受託可能な業者について等を執行部より説明を受けた後、質疑を行った。

先の6月定例会議会における都市・環境常任委員会における説明に加え、対象となる各施設についての説明がなされた。また、ウォーターP P P（レベル3. 5）の内容も、国の資料を基に、詳細が説明され、国からの通知を受けた後の本市の動きの詳細について説明がなされた。

四日市市下水道分野ウォーターP P P検討委員会における説明では、民間市場調査の結果と対象施設ごとの課題、検討委員会で出された意見が報告され、結論として、汚水管路施設はウォーターP P P導入の対象施設とすることについて、企業、検討委員会共に妥当と考えているが、それ以外の施設については、必要人員量やコスト面の不透明さ等、それぞれの施設が抱える課題が指摘されていた。

その他、委員からは、上水道を対象としたウォーターP P Pの導入が検討されていないか、汚水管

路施設へのウォーターPPPの導入による下水道使用料が値上がりしないかといった懸念に対する問いや、日永浄化センター等の施設を含めた場合のメリットが示されていないといった意見等、多くの質疑があった。

令和8年度中にウォーターPPPの導入の公募を行うことが、令和9年度以降の汚水管の改築に係る国費支援の要件となっており、上下水道局においては、令和8年度の公募の実施を目指している。当委員会としては、今回の調査で確認したウォーターPPPの概要、本市の動き、各種施設への導入に係る課題等を認識、整理し、ウォーターPPPの導入にかかる動きについて、多角的な観点から注視していくこととして、所管事務調査の報告とする。

[委員会の構成]

委員長	石川善己
副委員長	村上 暁
委員	荒木美幸
委員	荻須智之
委員	小田あけみ
委員	平野貴之
委員	水谷一未
委員	森 康 哲

○企業視点から見る四日市コンビナートの現状と展望～設備投資と環境対策の両立に向けて～について

1. はじめに

四日市コンビナートは本市の経済を支える重要基盤であり、将来にわたる持続的な発展には、企業の競争力を高める設備投資の促進が不可欠である。一方で、工場の新設や増設といった施設整備に際しては、環境法令の遵守が操業の前提条件となっている。産業振興を図る上では、円滑な投資環境の整備と規制への確実な対応をいかに両立させるかが重要な課題である。

こうした課題に対し、行政側の視点のみならず、実際に事業を担う当事者の知見を反映させることが調査の深化には欠かせない。そこで、投資と規制対応の実情を正確に把握するため、本市の歴史的背景を熟知した経営者を参考人として招致した。

また、産業振興と環境施策が密接に関係する現状に鑑み、産業生活常任委員会と都市・環境常任委員会による連合審査会の形式をとり、多角的な視点から本件に関する調査研究を行うこととした。

2. 参考人の招致について

以下の者を参考人として招致した。

・第一工業製薬株式会社

代表取締役 常務取締役 清水 伸二 氏

3. 参考人からの説明要旨

参考人からは、実務経験に基づいた本市産業の変遷と、持続可能なコンビナート経営に向けた具体的な取組について、以下のとおり説明があった。

(1) 本市における操業の歴史と地域への貢献

参考人は四日市工業高校を卒業後、同社四日市工場の製造現場からキャリアをスタートさせ、現在は経営層として全社の財務・管理を統括している。同社は昭和12年の進出以来、87年にわたり本市と共に歩んできた歴史を持ち、現在は四日市工場震地区を世界展開の核となるマザー工場と位置づけている。こうした長年の歩みを踏まえ、自社を含むコンビナート立地企業が本市に根を張り、継続的な事業活動と投資を行うこと自体が、本市の雇用創出や財政基盤の安定に大きく寄与し、地域経済を支える根幹であるとの見解が述べられた。

(2) 設備投資の現状と戦略的転換

激動する市場環境に対応するため、従来の汎用品を中心とした事業構成から、AIサーバー向け材料やリチウムイオン電池材料といった、より高度な技術と付加価値を伴う成長分野へと経営の重点を移している。設備投資額は近年高騰しているが、企業の持続的成長には投資の手を緩めないことが不可欠である。特に、既存設備の老朽化に対し、故障後に修理する事後保全ではなく、未然に防ぐ予防保全へと投資を重点化し、安全かつ効率的な稼働を追求している。

(3) 環境対策に向けた産官の連携に関する提案

環境法令の遵守を操業の絶対条件と捉えた上で、本市における環境対策と産業振興を両立させるため、以下の産官連携施策が提案された。

- 環境産業人材の共同育成：企業の若手技術者や行政の技術職員、学生等が環境規制の実務やエネルギー管理等を共に学ぶ、四日市環境産業アカデミー（仮称）の構築。
- 規制制度の柔軟な運用と実証の推進：新技術の導入に際し、既存の規制を一時的に緩和して実証実験を可能にする特例措置の検討や、データ共有による行政判断の迅速化。
- 中堅企業のハブ機能の活用：本市に拠点を置く中堅企業が産官学の中核的役割を担い、共同インフラの構想や実証テーマの提供を通じて地域に貢献する仕組みづくり。

(4) 次世代を担う高度人材の育成と共創

参考人の所属企業においては、深刻な人材不足に対し、DX教育の徹底や、モンゴル国において日本の教育制度をモデルとした日本式高等専門学校をはじめとする海外の高度専門人材の積極的な活用を推進している。単なる採用に留まらず、市、企業、大学や高等専門学校等の教育機関が一体となり、地域全体で技術と環境を学び合い、人材が循環する仕組み、いわゆるハブ機能を本市に構築することの重要性が強調された。

4. 主な質疑・応答、意見

- Q. 参考人よりモンゴル国の高等専門学校生の採用や長岡技術科学大学等との連携について説明があったが、他国の労働者と比較した特徴や受け入れ時の留意点はどのようなものか。
- A. モンゴル人の学生は、非常に勤勉で語学力も高い。一方で、現地の厳しい寒さに耐えるために度数の高い酒を好む習慣がある。そのため、飲酒時に声が大きくなる傾向はあるが、基本的には真面目である。ビザ取得等の支援体制も整っており、就労しやすい環境にある。
- Q. モンゴルでは相撲など個人競技が盛んで個の力が強いとされるが、職場での組織的な連携やチームワークに課題はないか。
- A. 実際の職場において特段の問題はない。日本式の教育を導入した現地の高等専門学校出

- 身者は、整理整頓等の日本の職場文化にも馴染んでおり、極めて優秀である。
- Q. 電子材料用洗浄剤等に関し、有機フッ素化合物の使用状況や環境負荷への対策を確認したい。
- A. 法令で制限された有害物質は使用していない。半導体向け材料として厳格な不純物管理を行い、外部流出のない生産工程を構築している。今後も行政の指導を仰ぎ、環境に配慮した生産を継続する。
- Q. 四日市第3コンビナートの霞ヶ浦地域公災害防止協議会は、環境や災害等の課題について自治会等と協議を行う組織であるが、貴社の参画状況を確認したい。
- A. 弊社はメンバーとして参画している。
- (意見) 地域住民との情報共有は重要であるため、引き続き連携をお願いしたい。また、地元の理系学生が就職の選択肢として認識できるよう、地域に対する積極的な周知や魅力発信に努めてほしい。
- Q. 農薬による環境負荷が懸念される中、界面活性剤の技術を生かし、自然界で速やかに分解され毒性を残さない農薬の開発は期待できるか。
- A. カルボキシメチルセルロースを用いた被覆技術等で貢献できるが、実用化には長期間を要する。他企業との連携等により、将来的な開発の可能性を深めていきたい。
- (意見) 伊勢湾等の生態系保護のため、数日で毒性が消えるような、自然環境に蓄積しない革新的な農薬の研究開発を推進してほしい。
- Q. 市内河川の農薬や有機フッ素化合物による汚染に対し、浄化や分解に向けた技術的な解決策をどう考えるか。
- A. 自社工場では微生物に排水を分解させ、発生したメタンガスをエネルギーとして発電に活用する事例がある。各企業の技術を結集し汚染物質を資源化する等の革新的な検討は、解決に向けた良い機会になるのではないかと考える。
- Q. 第3コンビナート内の新工場用地を取得した経緯と、進出による効果を確認したい。
- A. 既存工場の敷地不足や法規制への対応から、事業拡大に向けた先行投資として新用地を取得した。近隣企業との相乗効果も視野に入れ、操業の拡大と発展を図るものである。
- Q. 組織の持続的発展に向け、不採算設備や遊休資産の見直しについてどう考えるか。
- A. 投資目的が果たせない場合も、設備を改良して他用途へ転用することで遊休化を防いでいる。設計段階から将来の活用を考慮し、定期的な見直しにより資産の有効活用を図っている。
- (意見) 行政も民間企業の経営手法を参考に、遊休資産の定期的な見直しと有効活用を厳格に進めてはどうか。
- Q. 市内に分散する工場の老朽化対策や安全管理、地震等の災害時における地域住民への安全確保に向けた考え方を確認したい。
- A. 事後保全から予防保全へ転換し、既存設備にも成長分野と同等の投資を行っている。日

常的な点検・修繕により安全第一の操業を徹底し、地域との良好な関係維持を図っている。
(意見) コンビナート周辺の歴史的経緯も踏まえ、事故の未然防止に万全を期し、地域住民
の安全確保に努めてほしい。

Q. 多様な製品を製造しているが、今後の核となる事業領域はどのようなものか。

A. 電子情報、環境・エネルギー、ライフウェルネスの三領域を重点としている。現在は電子材料や電池材料の比重が高いが、今後は生活の質を高めるライフ分野にも注力し、持続的な成長を図るものである。

Q. 重点領域以外で注目する将来分野は何か。

A. 宇宙やライフサイエンス分野での研究に挑戦している。今後も研究開発に注力し、事業拡大を図っていきたい。

Q. 本市では大学建設を計画しているが、企業として採用したい人材像や、期待する学びの場としての在り方はどのようなものか。

A. 大学の枠を超え、企業や行政と共に学び合える場が望ましい。早期の専門的な能力の習得や就職後の継続学習、海外人材の活用等、地域全体で将来の産業を担う人材を育む環境が重要だと考える。

5. まとめ

今回の調査では、四日市コンビナートの持続的発展に向け、設備投資の促進と環境規制への対応という両面から、現場の知見に基づいた議論を行った。

企業の競争力強化には、遊休資産の有効活用や予防保全による安全性向上など、経営視点での効率的な設備運用が不可欠であり、環境面では法令遵守のみならず、独自技術を用いた高度な浄化や資源化への可能性が示された。また、深刻な人材不足に対し、専門性の高い外国人材の活用や、産官学が共創する新大学を通じた高度な現場人材の育成など、将来を見据えた多角的な視点が示された。

これらの課題解決には、企業の自助努力に加え、行政による投資環境の整備や地域との信頼構築、教育機関との連携が不可欠である。今後は、産業振興と環境保全の調和を図りつつ、次世代の産業を支える人材還流の仕組みづくりを後押ししていくことがより一層重要となる。

以上を踏まえ、引き続き関係機関と連携を密にし、未来につながる持続可能な産業都市の実現に向けた取組を推進していくことを期待し、調査報告とする。

〔委員会の構成〕

(産業生活常任委員会)

委員長	谷	口	周	司
副委員長	今	村	厚	美
委員	伊	藤	嗣	也
委員	太	田	紀	子
委員	加	納	康	樹
委員	小	林	博	次
委員	笹	井	絹	予
委員	辻		裕	登
委員	山	口	智	也

(都市・環境常任委員会)

委員長	石	川	善	己
副委員長	村	上		暁
委員	荒	木	美	幸
委員	荻	須	智	之
委員	小	田	あ	けみ
委員	平	野	貴	之
委員	水	谷	一	未
委員	森		康	哲

〔 参 考 资 料 〕

1. 自己紹介・会社紹介・



自己紹介 IR用



1992年 3月 三重県立四日市工業高等学校 卒業
 1992年 4月 当社採用 四日市工場 製造課 配属

2014年 4月 人事総務本部 人事総務部長
 2016年 4月 双一力(天津)新能源有限公司 総経理
 2018年 4月 双一力(天津)新能源有限公司 董事
 2019年 6月 財務本部 財務部長
 2020年 4月 執行役員 生産本部長
 2022年 4月 執行役員 管理統括(コーポレート統括)
 2022年 6月 取締役 管理統括
 2023年 4月 取締役 (経営執行を分離)
 2025年 4月 代表取締役 常務取締役(現任)

- ・菟野中学 ラグビー部 → 四日市工業ラグビー部 所属
- ・趣味:ゴルフ、ラグビー観戦、茶道、一之宮巡り、東寺参拝

代表取締役
 常務取締役
 (CFO)
 しみず しんじ
清水伸二



会社概要

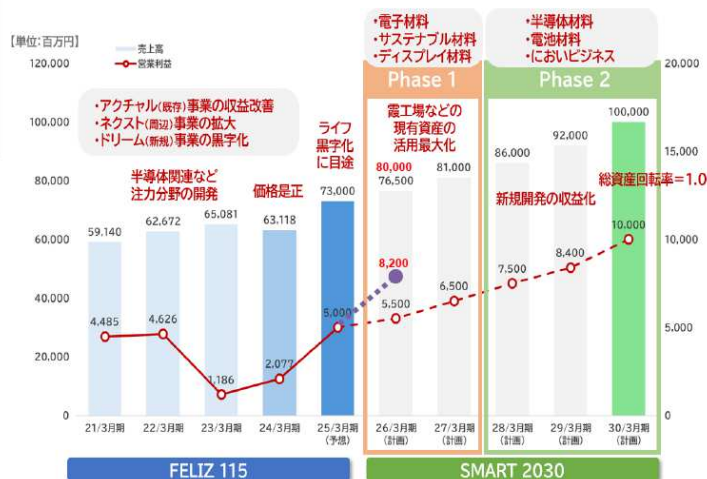


創業 1909年(明治42年)
 資本金 88億9,500万円
 従業員数 594名(連結1,138名) 2025年3月末現在
 所在地
 京都市南区東九条上殿田町48番2(本社)
 京都市南区吉祥院大河原町5 (研究所)

2025年3月31日現在



▶新中期経営計画「SMART 2030」





第一工業製薬(DKS)のはじまり



◇3人の創業者



中村 嘉吉郎 負野 小左衛門 小野 茂平

社 是

産業を通じて、国家・社会に貢献する

社 訓

品質第一、原価逦減、研究努力

◇1909年 絹織物の原料となる蚕(カイコ)の繭(マユ)をほぐす薬剤の研究開発・販売からスタートしました



創業の地 負野薫玉堂



玄武印マルセル石鹸



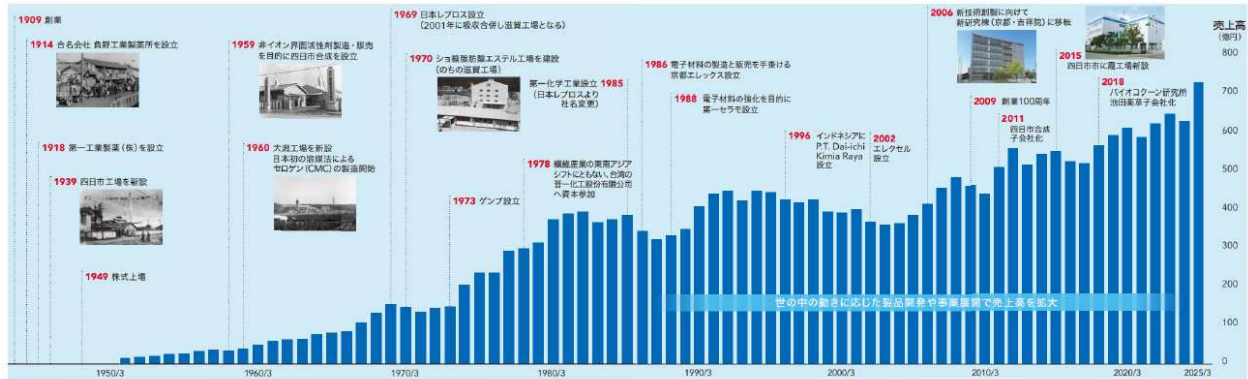
モノゲン



当社の歴史



京都で116年培った技術と信頼をもとに
ユニークで独自性の高い工業用薬剤を提供する化学の素材メーカー



第1の創業

紡績の発展と共に石鹸・洗剤の必要性から四日市倉庫様からお声がけ打頂いた

第2の創業

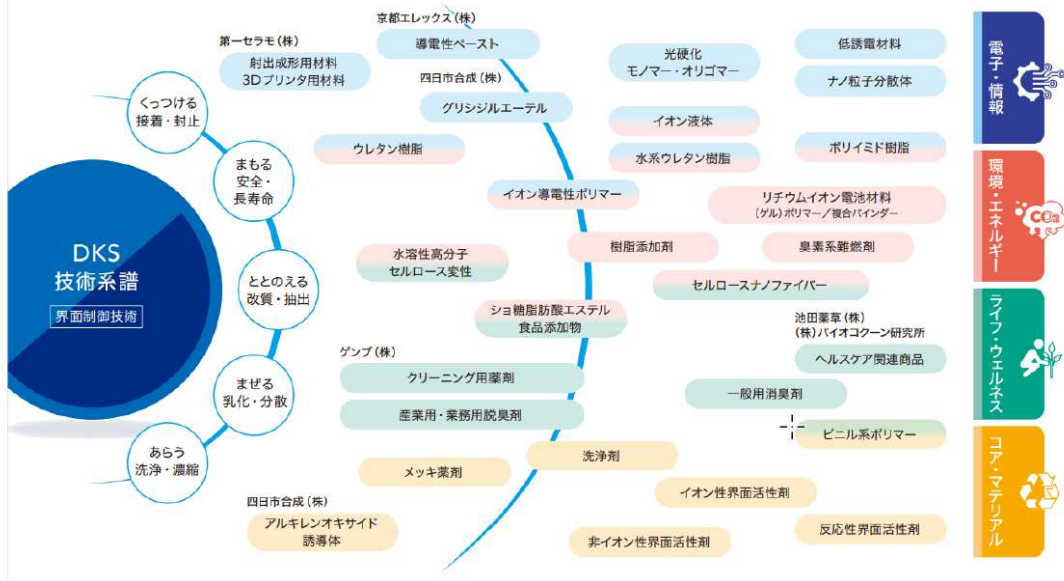
家庭品撤退→工業用薬剤に集中

第3の創業

ライフサイエンス分野に参入



第一工業製薬の保有技術



注力分野① 電子・情報関連



✓パソコン・スマートフォン等のIT・電子材料に使用される部品に高機能な性能を付与

実装基板

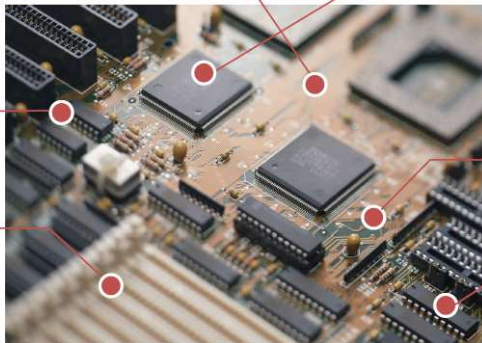
- ▶ コーティング剤
- ▶ 導電性ペースト

リードフレーム

- ▶ 酸化防止剤

プリント基板材料

- ▶ 熱架橋性低誘電樹脂
- 普及が進む高速大容量データ通信 (5G) に貢献



パッケージ材料

- ▶ リン系難燃剤
- ▶ 放熱ギャップフィラー
- ▶ 樹脂系封止材、接着剤

洗浄剤・分散剤

- ▶ 高機能洗浄成分 有機アルカリ

ガラスクロス

- ▶ 帯電防止剤「カチオーゲン®」



注力分野②-1 リチウムイオン二次電池

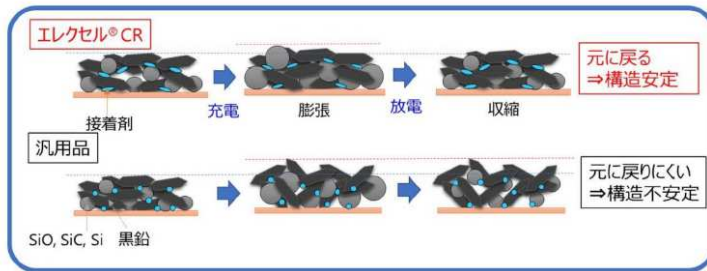


負極用水系複合接着剤「エクセル®CR シリーズ」
生産能力増強リチウムイオン二次電池の高容量・長寿命化を実現！！

「エクセル®CR シリーズ」は、シリコン系材料を100%使用しながらも、電極の安定性を保ち、**高容量化、長寿命化**を実現します。

樹脂の弾性率や強度を調整し、負極材の膨張と収縮に対応できる特性を持ち、高い構造復元性を示します。

小型機器やEV分野での成長が期待されています。



注力分野②-2 リチウムイオン二次電池



リチウムイオン二次電池 負極用水系複合接着剤
四日市工場 震地区に約30億円の設備投資を決定！

リチウムイオン二次電池の需要増加に対応するため、四日市工場震地区において設備投資を行います。

投資額は約30億円、2027年度の稼働開始を予定しています。さらなる事業展開に向け、供給体制の構築を積極的に進める予定です。



第一工業製薬 四日市工場震地区全景
所在地:三重県四日市市震 1-23-5

【詳細はこちらからも確認いただけます】





四日市工場 製品の使用用途 (岩盤固結剤)



NATM工法の
補助工程に、当社の
岩盤固結剤が使用
されています！

A 開削工法 ① 坑打ち ② 掘削・支保工 ③ 構築 ④ 埋め戻し・復旧	B シールド工法 この部分が回転して土を削り進む。	C NATM工法 ロックボルト 吹き付けコンクリート	D 沈埋工法 クレーン 沈埋面
駅部等	比較的地質が軟らかい都市部の地下鉄等	比較的地質が硬い山岳部の道路、鉄道等	海中トンネル



注力分野③ 健康寿命延伸とQOL(生活の質)向上



快脳冬虫夏草

冬虫夏草由来成分(ナトリード)を
機能性関与成分とする初めての
機能性表示食品

<ヘルスクレーム>

中高年の認知機能の一部である
認知機能速度や**視覚的
な記憶力**を維持する
のに役立つ



NIOCAN

気になる**ニオイ**を**瞬間キャンセル**！
天然精油を用いた**中和消臭法**で、
消臭・除菌します

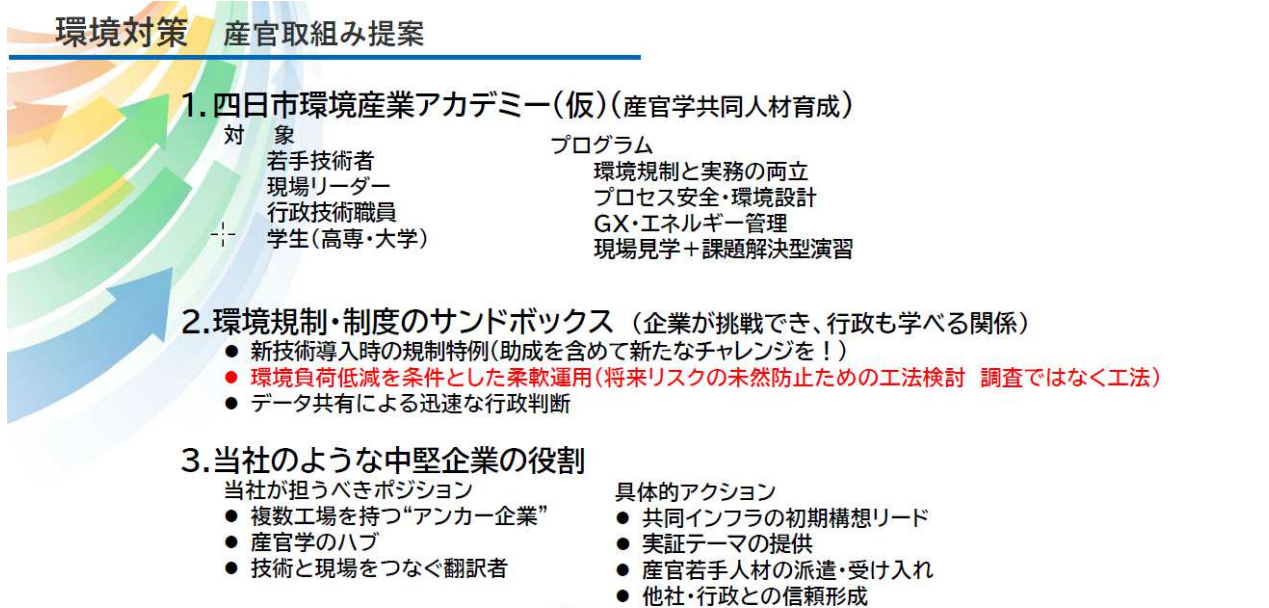
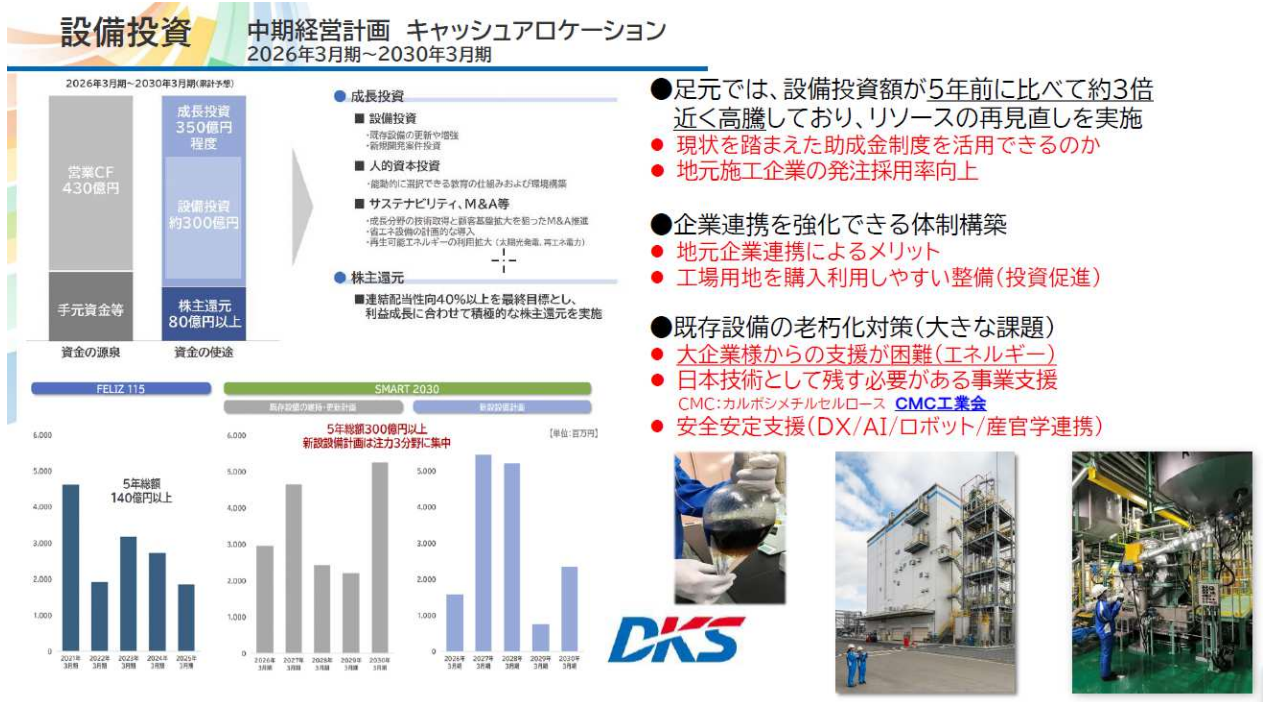


NIOCANがTVで紹介されました！
「注文の多い初キャンプ」
25.6.15 OA



※肖像権、二次利用は使用許可を得ています

3. 設備投資や環境対策など、事業活動における取組



4. 本市に対する期待と提言

中堅企業が持続的に発展するためには

1. 事業ポートフォリオの再構築

- コモディティ依存からの脱却
- 「売上」よりも操業継続性・付加価値を重視

2. キャッシュ創出力を最優先する経営

- 不採算設備・遊休資産の定期的な見直し
- 設備投資＝成長投資＋操業維持投資の明確な区分管理

3. 研究テーマの3階層管理

- 既存事業深化(収益源)
- 隣接市場展開(3～5年)
- 次世代の種(5～10年)
- 自社で最後まで量産できる技術への集中

4. 顧客と一体化した開発体制

- 研究所と工場の分断解消(現場主導R&D 生産技術研究所設立)

5. 設備と操業の再設計

- 老朽設備の計画的更新(突発停止の回避)
- 24時間操業を前提とした人・設備・IT設計

廃棄物⇒製品化

6. エネルギー・環境対応の内製化

- エネルギー多様化(電力PPA、廃熱回収、燃料転換)
- VOC・排水・廃棄物対応を競争力に変える
- 地域・自治体と一体となった操業継続モデル策定

7. 現場人材の確保と高度化

- 技能伝承を「属人」から「仕組み」へ
- ベテラン×若手×DXの融合
- 高専・大学・地域との長期的な人材循環

8. 経営人材の層の厚み

- 技術・製造・営業を横断できる人材育成
- 「事業責任者」を育てる評価制度
- 50代後半～60代の知見活用(顧問ではなく実務)

9. ESG・ガバナンスの実装

- 形式的開示ではなく操業と直結したESG
- 安全・環境事故ゼロ＝最大の企業価値
- 株主・金融機関・地域からの信頼確保

10. M&A・アライアンスの戦略活用

- 技術・人材・設備を「買う」選択
- 国内外の中小・専門企業との連携
- 単独成長に固執しない柔軟性



都市・環境常任委員会

○ごみの収集・処理について

1. はじめに

ごみの収集・処理は、市民の健康的で快適な生活環境を維持するための最も基本的な行政サービスである。しかし近年、少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化に伴い、地域におけるごみ集積場の維持管理や、自力でのごみ出しが困難な世帯の増加など、ごみ処理行政を取り巻く環境は新たな課題に直面している。

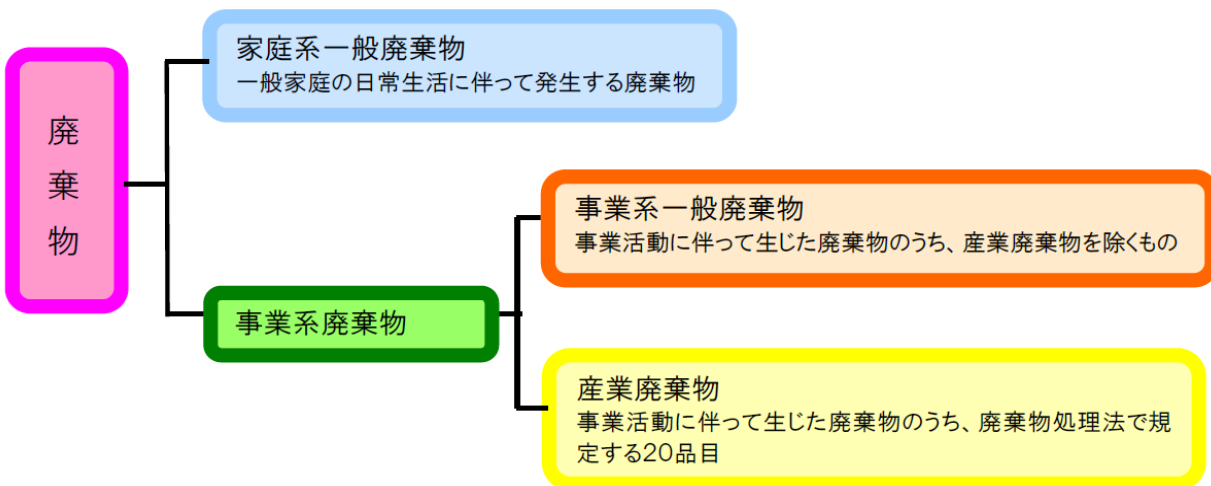
このような状況を踏まえ、本委員会は休会中の所管事務調査として「ごみの収集・処理について」をテーマに設定した。具体的には、ごみ収集・処理の全体的な仕組み、多様化する市民ニーズに対応した収集体制、福祉サービスと連携した収集、ならびに実績と事業計画の概要について聴取し、本市の廃棄物処理および家庭系ごみ収集体制の現状と今後のあり方について調査を実施することとした。

2. ごみの収集・処理について

(1) 廃棄物の分類について

廃棄物は、家庭系一般廃棄物(一般家庭の日常生活に伴って発生する廃棄物)と事業系廃棄物に分かれ、事業系廃棄物は事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分かれる。

市では、家庭系一般廃棄物の収集を行うほか、各処理施設では事業系も含めた一般廃棄物の処理を行っている。



(2) 家庭系ごみの収集について

地域のごみ集積場に排出された、一般家庭から排出されるごみについては、市の直営(北部・南部清掃事業所)または委託業者により収集を行っている。

また、資源物、ペットボトル、粗大ごみ戸別有料収集は(株)四日市市生活環境公社が収集を行っている。

(3) 分別区分と収集方式

種 別：可燃ごみ、破碎ごみ、資源物、ペットボトル、粗大ごみ戸別有料収集

分別区分：5種15分別（別紙参照）

収集方式：ステーション方式

(4) ごみ集積場について

① ごみ集積場数(令和7年度末時点)

・可燃ごみ集積場 . . . 5, 670ヶ所

・破碎ごみ・資源物集積場 . . . 1, 414ヶ所

※中心市街地戸別145ヶ所

② 設置基準

・可燃ごみ集積場 . . . 15世帯以上で1ヶ所

・破碎ごみ・資源物集積場 . . . 50世帯以上で1ヶ所

③ 材料支給

ごみ集積場の新設、改修にかかる材料費を支給している。

支給額：集積場1ヶ所につき10万円未満(税込)

④ 物品支給

可燃ごみ集積場については、希望する自治会に対しごみの散乱防止のための

鳥獣防護用ネットおよびペットボトル用の専用回収箱を支給している。

(5) 町内清掃ごみについて

自治会による町内清掃ごみ(側溝の汚泥、草、落ち葉など)は、通常のごみ収集とは別に、自治会から地区市民センター経由で北部または南部清掃事業所へ連絡してもらい、収集を行っている。

(6) 福祉サービスと連携したごみの収集について

高齢化や核家族化の進展により、地域の集積場にごみを出すことができない高齢者等の世帯が増加することが予想されることから、自力でのごみ出しが困難な世帯を対象に、福祉サービスの担い手等と連携したごみ収集システムを構築した。

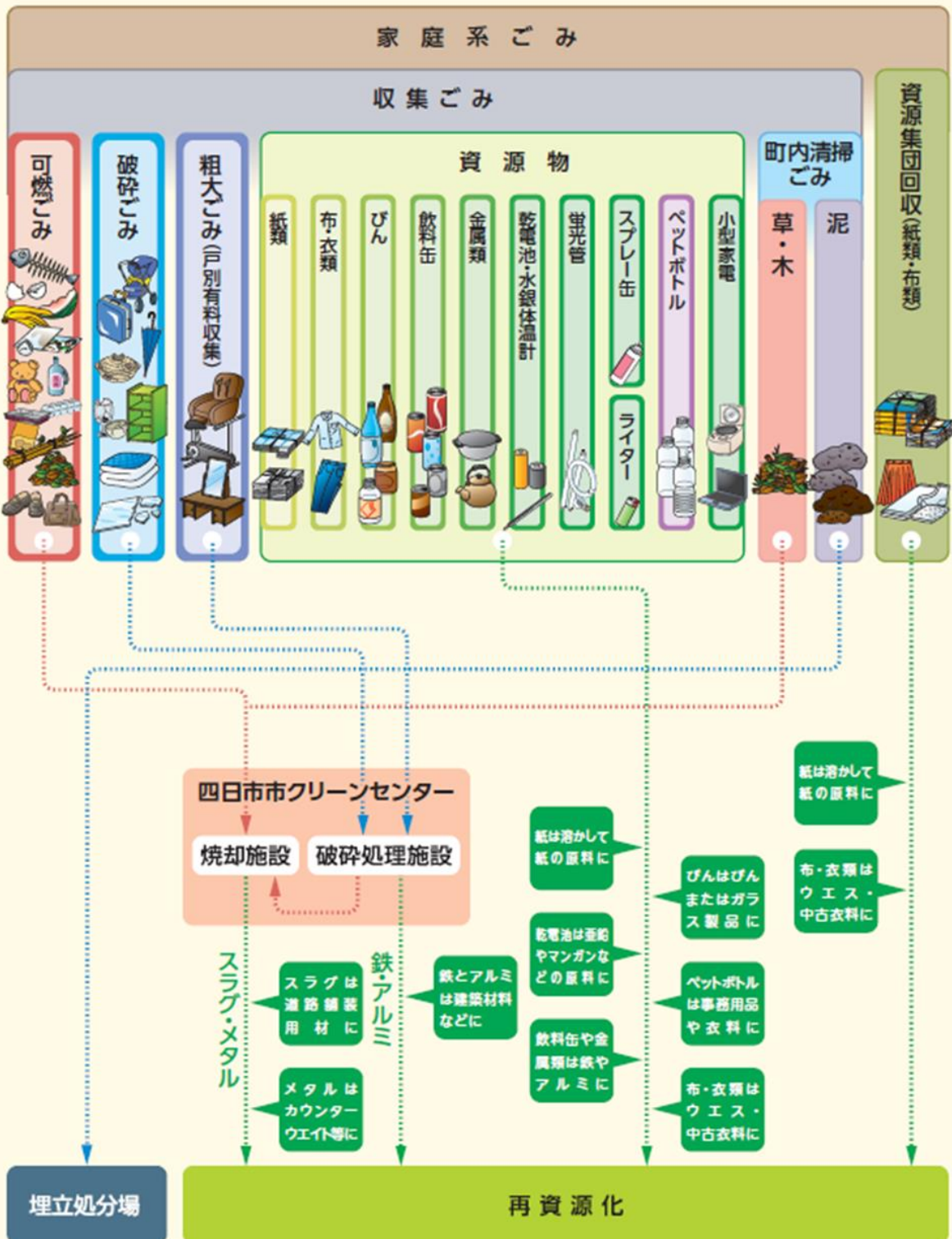
令和3年10月より、ヘルパー等の福祉サービス事業者（住民主体型介護サービス事業者（サービスB事業者）含む）が朝8時30分以降であっても可燃ごみが出せるよう、地区市民センターに回収ボックスを設置している。

なお、事業者での対応が困難な事例については、関係部局が連携し個別に対応することとしている。

登録事業者数 . . . 54事業者(令和7年度末時点)

設置数 . . . 22ヶ所(令和7年度末時点)

しげんぶつ ごみ・資源物のながれ



(7) 清掃費予算・決算について

① 予算

令和7年度・令和6年度清掃費予算総括比較

(単位:千円)

区 分		令和7年度(A) 当初予算額	令和6年度(B) 当初予算額	増 減 額 (A)-(B)	対前年度比(%)
歳 入	衛生使用料	6,887	5,764	1,123	119.5
	衛生手数料	572,067	580,383	▲ 8,316	98.6
	県補助金	27,006	2,710	24,296	996.5
	財産収入	1,892	1,181	711	160.2
	繰入金	19,014	15,390	3,624	-
	雑入	680,168	803,873	▲ 123,705	84.6
計		1,307,034	1,409,301	▲ 102,267	92.7
歳 出	清掃総務費	1,310,929	1,253,463	57,466	104.6
	塵芥処理費	1,022,031	1,011,585	10,446	101.0
	し尿処理費	364,393	341,098	23,295	106.8
	清掃工場費	2,010,189	1,780,839	229,350	112.9
	南部埋立処分場費	190,555	161,366	29,189	118.1
	計	4,898,097	4,548,351	349,746	107.7

② 決算

令和6年度・令和5年度清掃費決算総括比較

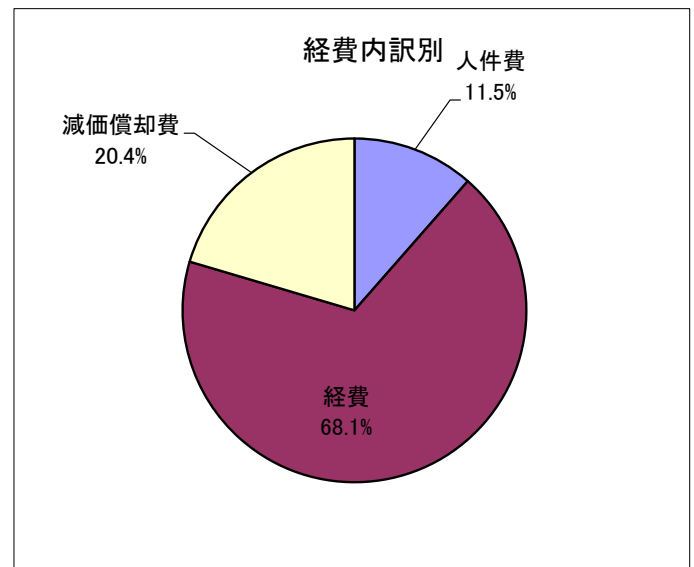
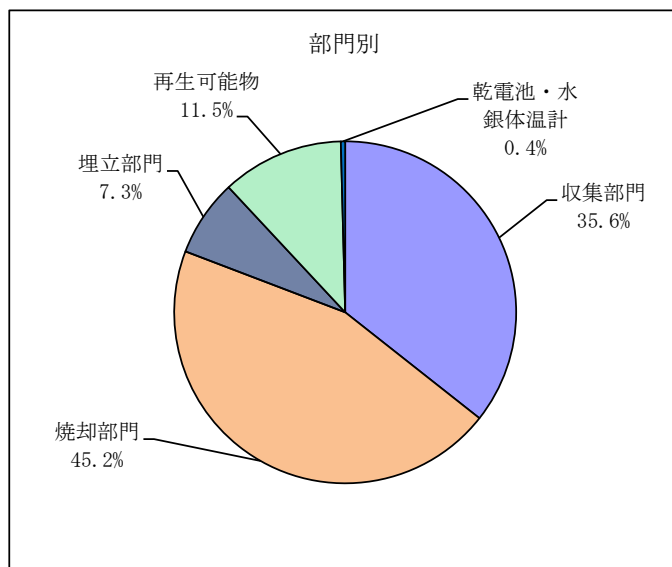
(単位:千円)

区 分		令和6年度(A) 決 算 額	令和5年度(B) 決 算 額	増 減 額 (A)-(B)	対前年度比(%)
歳 入	衛生使用料	6,332	5,772	560	109.7
	衛生手数料	578,191	592,268	▲ 14,077	97.6
	県補助金	8,631	4,000	4,631	215.8
	財産収入	1,510	834	676	181.1
	繰入金	15,244			
	雑入	688,269	857,175	▲ 168,906	80.3
計		1,298,177	1,460,049	▲ 177,116	88.9
歳 出	清掃総務費	1,166,435	1,141,636	24,799	102.2
	塵芥処理費	1,007,256	920,675	86,581	109.4
	し尿処理費	370,121	342,528	27,593	108.1
	清掃工場費	1,849,699	1,555,530	294,169	118.9
	南部埋立処分場費	161,365	152,027	9,338	106.1
	計	4,554,876	4,112,396	442,480	110.8

(8) 原価計算について
ごみ処理部門(令和6年度)

		収集部門	焼却部門	埋立部門	資源物部門	ペットボトル部門	粗大収集部門	乾電池・水銀体温計部門
直接原価	人件費(千円)	501,157	—	—	—	—	—	—
	経費(千円)	585,244	1,828,708	161,363	390,100	55,099	29,687	12,992
	減価償却費(千円)	47,715	775,246	70,036	—	—	—	—
原価合計	管理部門経費(千円)	76,347	96,776	15,561	24,707	2,572	1,341	875
小計(千円)		1,210,463	2,700,730	246,960	414,807	57,671	31,028	13,867
充当財源(千円)		365	1,166,840	314	23,198	16,900	9,768	—
合計(千円)		1,210,098	1,533,890	246,646	391,609	40,771	21,260	13,867
処理量(t)		51,191	89,615	967	5,945	403	287	104
1t当たり経費(円)		23,639	17,116	255,063	65,872	101,169	74,077	133,337

部門直接原価グラフ



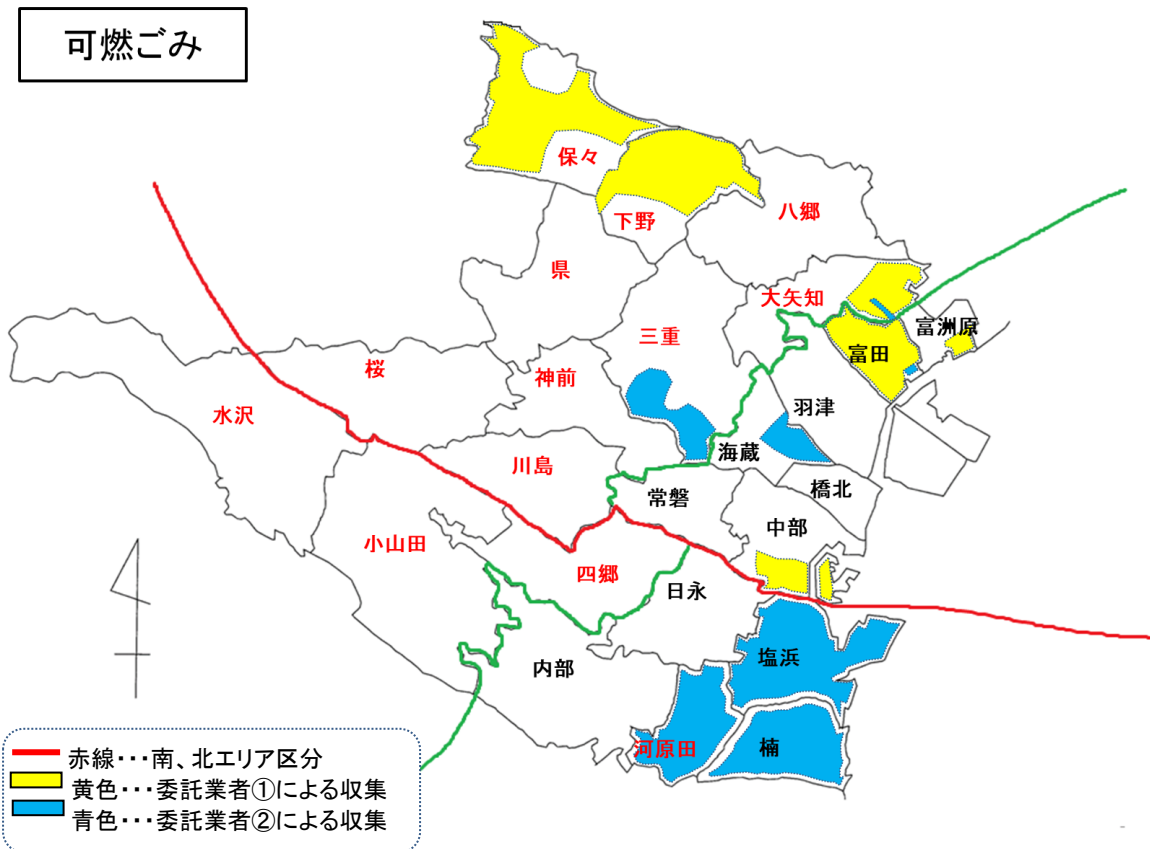
(9) 車両保有状況

【令和7年4月1日現在】

塵芥

(単位:台)

	環境事業課				生活環境課	合計	
	北部清掃事業所	南部清掃事業所	南部埋立処分場	クリーンセンター			
小型塵芥	23	12				35	
小型粗大			2			2	
普通粗大			1			1	
普通トラック			1			1	
予備車・その他	小型塵芥	11	6			17	
	普通塵芥	1				1	
	普通粗大	1				1	
	タイヤシャベル			1	1	2	
	バキューム車 (散水用)			1		1	
	軽自動車	1	1		4	2	8
	乗用車 (軽自動車を除く)				2		2
	ライトバン					1	1
	小型トラック	1	1		3		5
合計	38	20	6	10	3	77	



(10) ごみ処理事業（令和6年度実績）

① ごみ収集処理状況（総括）

ア 施設搬入、処理量

（単位：t）

		クリーンセンター 搬入量(※1)	クリーンセンター 処理量(※2)	埋立処分場処分量	計	
家庭系一般廃棄物	直営収集	可燃ごみ	37,263	37,263	0	37,263
		破碎ごみ	1,408	1,408	0	1,408
		町内清掃ごみ	465	465	214	679
		火災・災害	0	0	0	0
	委託収集	可燃ごみ	11,365	11,365	0	11,365
		破碎ごみ	690	690	0	690
		町内清掃ごみ	0	0	44	44
		火災・災害	0	0	0	0
	搬直入接	可燃ごみ	1,124	1,124	0	1,124
		破碎ごみ	3,996	2,570	0	2,570
		町内清掃ごみ	0	0	4	4
		火災・災害	0	0	338	338
小計		56,311	54,885	600	55,485	
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	29,545	29,545	0	29,545	
	破碎ごみ	1,167	1,167	81	1,248	
	火災・災害	0	0	0	0	
小計		30,712	30,712	81	30,793	
処理不適物		0	0	286	286	
中計（四日市市合計）		87,023	85,597	967	86,564	
朝日町・川越町	可燃ごみ	3,745	3,745	0	3,745	
	破碎ごみ	273	273	0	273	
小計		4,018	4,018	0	4,018	
合計（朝日町、川越町含む）		91,041	89,615	967	90,582	

(※1) 家庭系、事業系一般廃棄物をクリーンセンターで受け入れた量

(※2) (※1) をクリーンセンターで溶融、破碎等の処理を行った量

(直接資源化量（1,140 t）および処理不適物（286 t）を除く）

イ 資源化量

(単位：t)

直接資源化量 (※1)			
家庭系資源物	委託	紙類、布・衣類、びん等	5,657
		ペットボトル	403
	託	小型家電	288
		乾電池・水銀体温計	104
資源の物他	集団回収		736
	エコステーション		209
合計(四日市市内)			7,397

(単位：t)

処理後資源化量 (※2)	
破碎鉄	102
破碎アルミ	4
溶融スラグ	8,193
溶融メタル	867
溶融飛灰	2,451
合計(四日市市内)	11,617

(※1) 収集した資源物が、資源化業者によって直接資源化された量

(※2) クリーンセンターで受け入れた家庭系、事業系一般廃棄物が、溶融、破碎等の処理を経て資源化された量

ウ 各種指標

項目	目標値 (R12)	実績 (R6)	単位	備考
本市の人口	-	306,749	人	令和6年10月1日現在
本市の世帯数	-	145,962	世帯	令和6年10月1日現在
ごみ総排出量(四日市市)	97,869	93,961	t/年	四日市市の処理量に直接資源化量を加えた量
一人一日当たりごみ総排出量(四日市市)	883	839	g/人・日	朝日町、川越町を除く
一人一日当たり家庭系ごみ排出量(資源物・町内清掃含む)	613	564	g/人・日	
一人一日当たり家庭系ごみ排出量(資源物・町内清掃除く)	510	497	g/人・日	
一人一日当たり事業系ごみ排出量(参考値)	270	275	g/人・日	

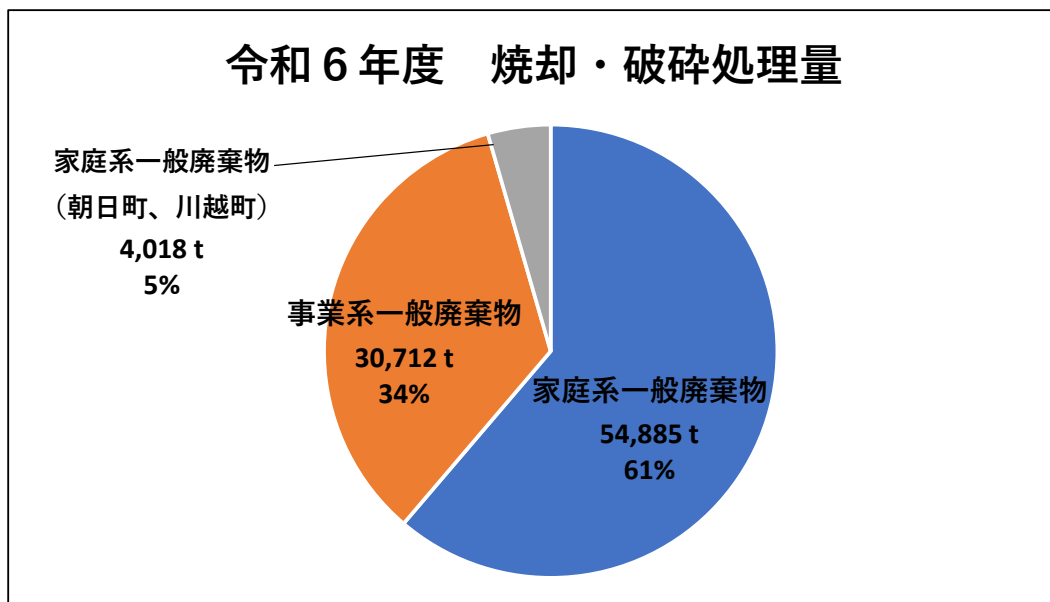
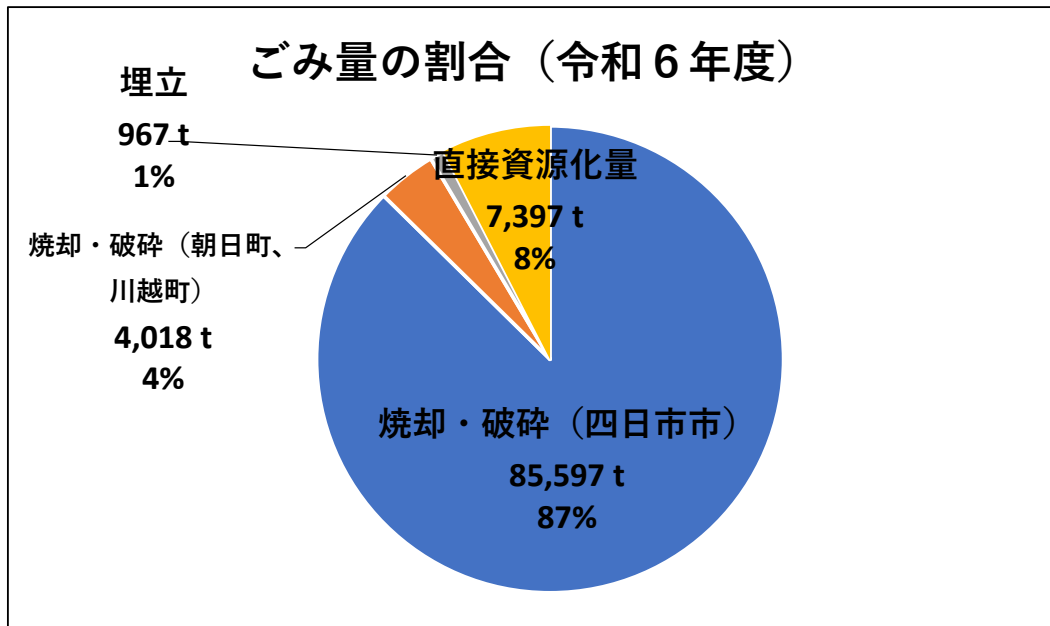
(11) ごみ収集処理実績年度経緯

① ごみ量の推移

(単位：t)

年 度	合 計	焼却、破碎		埋立処分	直接資源化量
		四日市市	朝日町、川越町		
R2	110,090	95,175	4,436	1,153	9,326
R3	107,101	92,944	4,372	836	8,949
R4	105,901	92,061	4,318	958	8,564
R5	100,750	87,952	4,093	791	7,915
R6	97,979	85,597	4,018	967	7,397

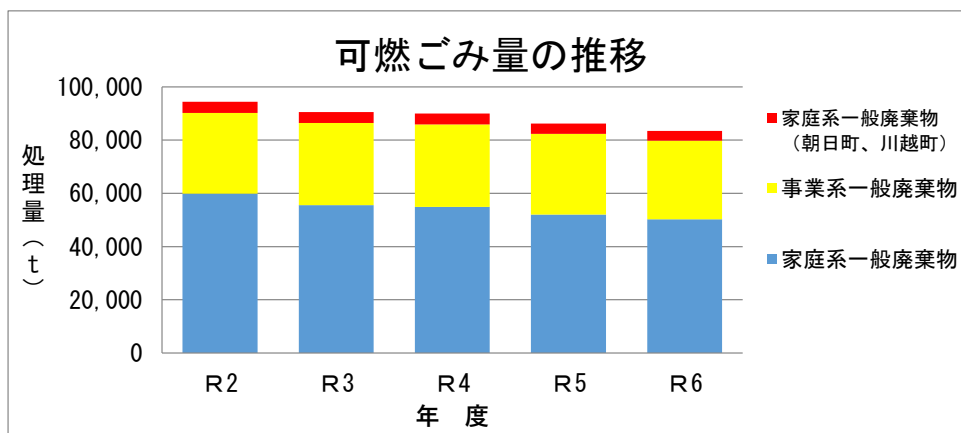
※埋立処分量には処理不適物（286 t）を含む。



② 可燃ごみ処理実績

(単位：t)

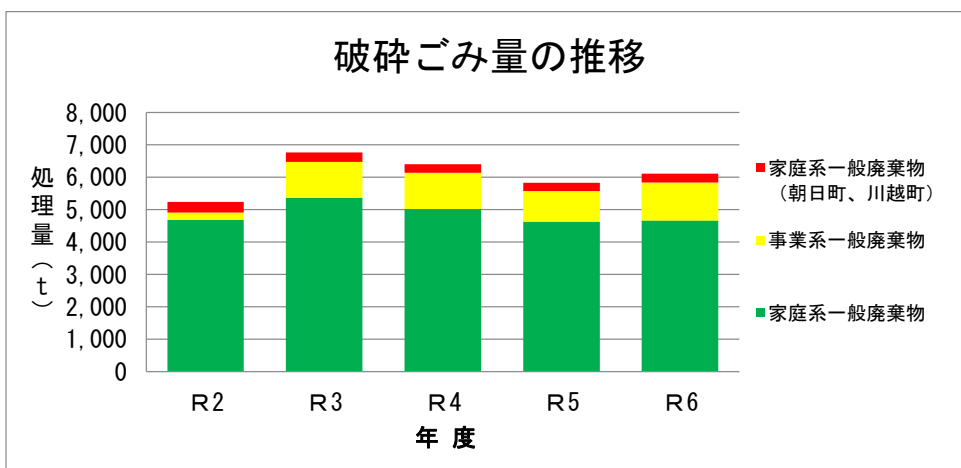
年 度	処理実績	内 訳		
		家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物	家庭系一般廃棄物 (朝日町、川越町)
R2	94,375	59,874	30,391	4,110
R3	90,552	55,615	30,857	4,080
R4	89,979	54,862	31,061	4,056
R5	86,215	52,069	30,307	3,839
R6	83,507	50,217	29,545	3,745



③ 破碎ごみ処理実績

(単位：t)

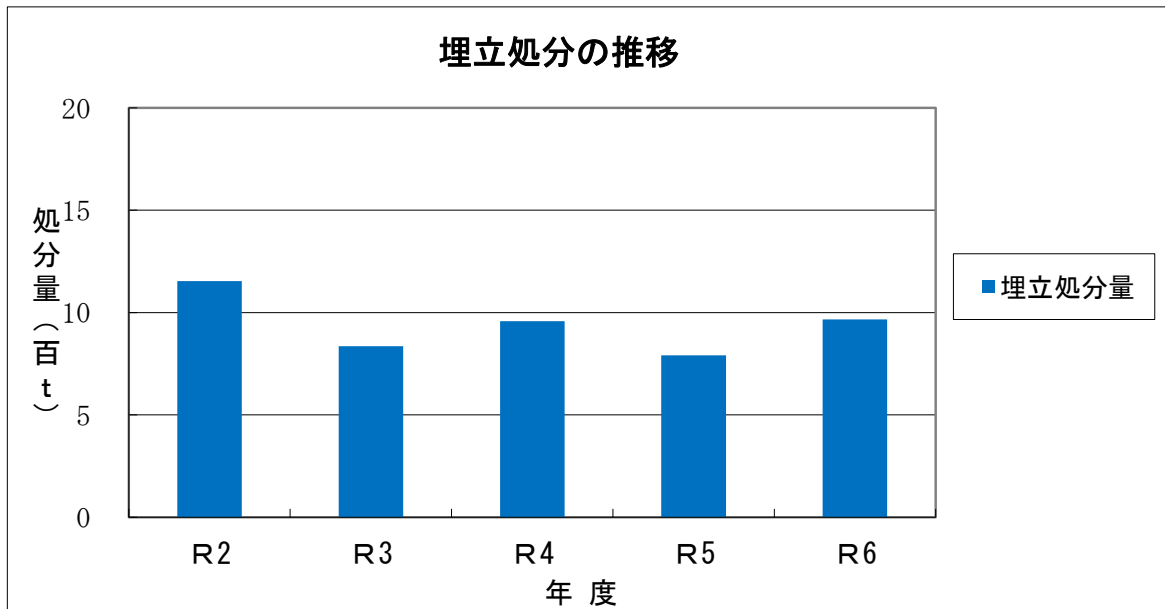
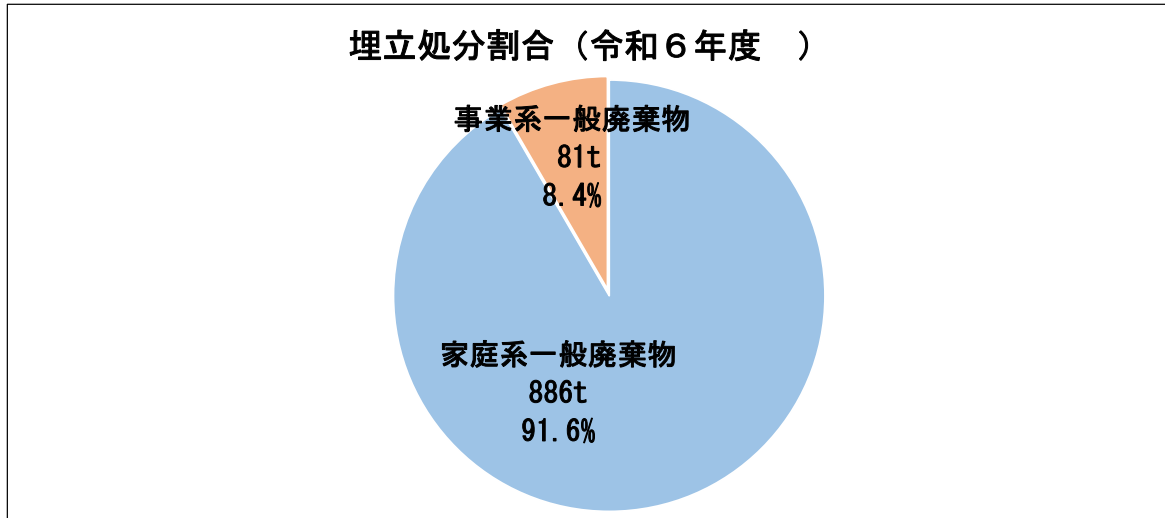
年 度	実績	内 訳		
		家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物	家庭系一般廃棄物 (朝日町、川越町)
R2	5,236	4,681	229	326
R3	6,764	5,362	1,110	292
R4	6,400	5,024	1,114	262
R5	5,831	4,629	948	254
R6	6,108	4,668	1,167	273



(12) 埋立処分実績

(単位：t)

年 度	処分実績	搬 入 内 訳	
		家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物
R2	1,153	480	673
R3	836	728	108
R4	958	790	168
R5	791	580	211
R6	967	886	81

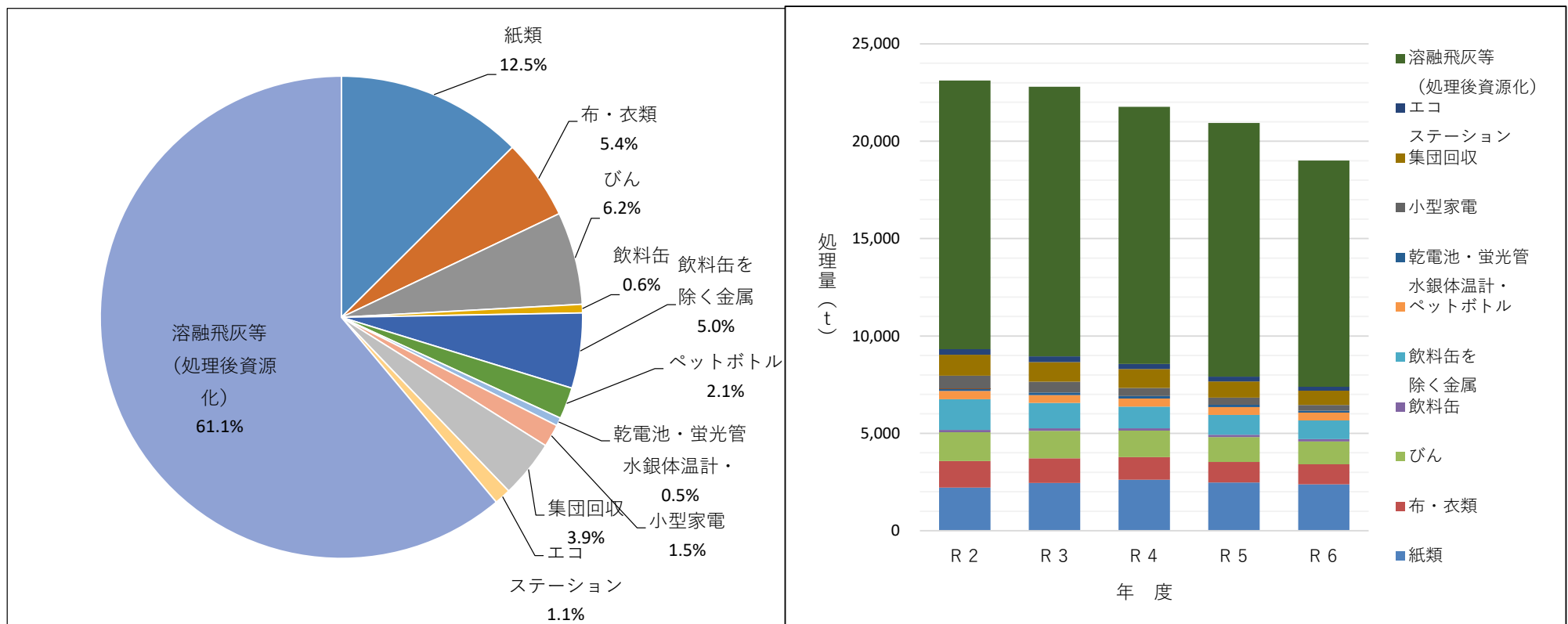


(13) 資源化実績

(単位：t)

年 度	処理実績	内 訳										
		紙類	布・衣類	びん	飲料缶	飲料缶を 除く金属	ペットボトル	乾電池・蛍光管 水銀体温計・	小型家電	集団回収	エコ ステーション	溶融飛灰等 (処理後資源化)
R 2	23,121	2,221	1,355	1,488	116	1,574	421	124	661	1,082	284	13,795
R 3	22,801	2,453	1,273	1,406	127	1,298	413	123	561	1,000	295	13,852
R 4	21,772	2,614	1,165	1,367	111	1,117	416	124	420	968	262	13,208
R 5	20,943	2,477	1,055	1,279	113	1,020	402	123	360	833	253	13,028
R 6	19,014	2,385	1,024	1,181	109	958	403	104	288	736	209	11,617

令和6年度 資源化処理の種類別割合・処理量



(14) 使用済み乾電池・水銀体温計及び蛍光管処理実績

① 使用済み乾電池・水銀体温計処理実績

区 分 年 度	処理実績 (t)
R 2	94
R 3	102
R 4	103
R 5	106
R 6	88

② 使用済み蛍光管処理実績

区 分 年 度	処理実績 (t)
R 2	30
R 3	21
R 4	21
R 5	17
R 6	16

※使用済み乾電池については、昭和61年度から(社)全国都市清掃会議の定める「使用済み乾電池の広域回収・処理計画」に基づいて処理を開始し、野村興産(株)イトムカ鋳業所(北海道北見市)において資源化处理している。また、平成28年度からは蛍光管も電池と同様の処理とし、楠衛生センターにおいて一時保管し、年3回資源化施設へ搬出している。

(15) 粗大ごみ戸別有料収集実績

年 度	件 数 (件)	点 数 (個)
R 2	5,385	9,579
R 3	5,471	9,525
R 4	5,334	9,318
R 5	5,290	9,602
R 6	5,278	9,576

(16) ペットボトル資源化実績

年 度	処理実績 (t)
R 2	421
R 3	413
R 4	416
R 5	402
R 6	403

令和8年度 四日市市一般廃棄物処理実施計画(抜粋)

第1 一般廃棄物処理実施計画の概要

一般廃棄物処理実施計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）」及び「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）」ならびに「四日市市ごみ処理基本計画（四日市市一般廃棄物処理基本計画）」に基づき、単年度ごとの事業計画を定めるものである。

1 計画区域 四日市市全域

2 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 概要（面積、人口、世帯数は令和7年12月現在）

面積 (km)	人口 (人)	世 数 数 (世帯)	ごみ (t)			し尿 (kl)	浄化槽 汚泥 (kl)	コミティ プラント汚泥 (kl)
			総排出量	家庭系	事業系			
206.50	305,232	147,294	93,529	63,440	30,089	8,411	46,118	500

※ごみ総排出量には、資源物（6,424 t）、ペットボトル回収量（400 t）、資源集団回収量・エコステーション回収量（1,005 t）を家庭系に含む。

4 ごみの分別区分

分別区分		事 例
可燃ごみ		台所から出る生ごみ、リサイクルできない紙くず、かばん、靴など革製品、プラスチック類（菓子の袋、シャンプー容器）など
破碎ごみ	粗大ごみ	ふとん、スーツケース、カーペットなど
	ガラス・陶器類	陶磁器、板ガラス、化粧びんなど
粗大ごみ戸別有料収集品目		タンス、ベッド、イス、机、本棚など
資源物	紙類	新聞紙・新聞チラシ、ダンボール、雑誌・雑紙など
	布・衣類	肌着、ワイシャツ、カーテン、毛布など
	びん	飲料びん、調味料びん、酒びんなど
	飲料缶	ジュース、コーヒーなど飲料用の缶
	金属類	ガスレンジ、自転車、なべ、缶づめ缶など
	小型家電	扇風機、掃除機、炊飯器、電子レンジ、ビデオデッキ、デジタルカメラ、パソコンなど
	蛍光管	蛍光灯、電球など
	スプレー缶	ヘアスプレー、携帯用ガスボンベなど
	ライター	
	乾電池	ボタン電池、蓄電池などの二次電池を含む
水銀体温計	水銀血圧計は個別に対応	
ペットボトル		飲料用、酒類用、しょうゆ用、酢用など

第2 ごみの処理

1 処理主体

(1) 収集・運搬

廃棄物の種類		区分	収集・運搬主体	
家庭系ごみ	可燃ごみ	市全域 (委託地域を除く)	直営 四日市市	
		委託地域	委託 (法第6条の2)	三重郡川越町大字高松字川下 1368-1 株式会社環衛 四日市市楠町北五味塚 1335-1 株式会社中央クリーンメンテ
				四日市市中野町 2010 四日市一般廃棄物処理協同組合
	破碎ごみ	市全域 (委託地域を除く)	直営 四日市市	
		委託地域	委託 (法第6条の2)	四日市市楠町北五味塚 1335-1 株式会社中央クリーンメンテ
	資源物、ペットボトル	市全域 (楠地区を除く)	委託 (法第6条の2)	四日市市平尾町 2370-8 株式会社四日市市生活環境公社
		楠地区	委託 (法第6条の2)	四日市市楠町北五味塚 1335-1 株式会社中央クリーンメンテ
	粗大ごみ戸別有料収集品目	市全域	委託 (法第6条の2)	四日市市平尾町 2370-8 株式会社四日市市生活環境公社
	事業系一般廃棄物、一時多量の家庭系ごみ		許可 (法第7条)	

(2) 中間処理

廃棄物の種類	処理方法	区分	中間処理主体
可燃ごみ、破碎ごみ、粗大ごみ 戸別有料収集品目、事業系一般 廃棄物、一時多量の家庭系ごみ	溶融、破碎、 選別、保管	直営 (施設の運営管理 は委託)	四日市市 四日市市クリーンセンター (運営管理) 四日市市垂坂町 1736 株式会社四日市市クリーンシステ ム
資源物 (紙類、布・衣類、びん (引渡し分)、飲料缶、小型家電 (引渡し分) を除く。) ペットボトル	選別、保管	直営 (施設の運営管理 は委託)	四日市市 四日市市クリーンセンター (運営管理) 四日市市垂坂町 1736 株式会社四日市市クリーンシステ ム 四日市市楠衛生センター (運営管理) 四日市市平尾町 2370-8 株式会社四日市市生活環境公社

びん ((公社) 容器包装リサイクル協会契約分に限る。)	破碎、選別	委託	四日市市午起 1-6-11 有限会社勝山商店
四日市市クリーンセンターから排出される溶融飛灰	山元還元	委託 (広域処理)	香川県香川郡直島町 4049-1 三菱マテリアル株式会社 直島製錬所
			愛知県名古屋港区昭和町 18 中部リサイクル株式会社
			栃木県小山市大字梁 2333-29 メルテック株式会社
金属類	破碎、選別	委託	四日市市昌栄町 16-11 朝日金属株式会社四日市工場
小型家電	破碎、選別	委託 (広域処理)	愛知県名古屋北区六が池町 555 番地 朝日金属株式会社本社工場
			愛知県西尾市吉良町宮迫大迫 105 吉良開発株式会社
蛍光管、乾電池、水銀体温計	破碎、洗浄、選別、焙焼、凝縮、精製等	委託 (広域処理)	北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1 株式会社野村興産 イトムカ鋳業所 大阪府大阪市西淀川区中島 2-4-143 株式会社野村興産 関西工場
スプレー缶、ライター	破碎、選別	委託 (広域処理)	三重県亀山市関町鷺山 171 長沼商事株式会社亀山工場
ペットボトル	選別、圧縮、梱包	委託	四日市市昌栄町 16-11 朝日金属株式会社四日市工場

(3) 最終処分

廃棄物の種類	処理方法	区分	最終処分主体および施設名
災害廃棄物、町内清掃(泥)等 四日市市クリーンセンターにおける処理不適物	埋立	直営 (施設の運営管理は委託)	四日市市 四日市市南部埋立処分場 (運営管理) 伊賀市治田字シデノ木 2441-1 株式会社ヤマゼン

2 処理計画

(1) 収集および運搬

ア 収集および運搬するごみの量

廃棄物の種類	収集形態別収集量 (t/年)			
	総収集量	直営	委託	直接搬入 (許可を含む。)
可燃ごみ	78,999	37,377	11,400	30,222
破碎ごみ	5,424	1,348	613	3,463
町内清掃ごみ	471	471	—	—
資源物	6,424	—	6,424	—
ペットボトル	400	—	400	—
計	91,718	39,196	18,837	33,685

※埋立処分量（806t）、資源集団回収量・エコステーション回収量（1,005 t）を除く。

※破碎ごみには、粗大ごみ戸別有料収集品目の回収量（290 t）を含む（委託、直接搬入）。

イ ごみの収集区域、回数および方法

廃棄物の種類	回数	方法
可燃ごみ	週2回	ステーション
破碎ごみ	2週1回	ステーション
資源物	2週1回	ステーション
ペットボトル	2週1回	ステーション
粗大ごみ戸別有料収集品目	随時	戸別
事業系・一時多量の家庭系ごみ	随時	個別（許可業者）

(2) 中間処理

中間処理施設および処理量

施設名	処理方法	処理対象物	処理量
四日市市垂坂町 1736 四日市市クリーンセンター	溶融、破碎、 選別、保管	可燃ごみ、破碎ごみ、粗大ごみ戸別 有料収集品目、事業系一般廃棄物、 一時多量の家庭系ごみ、資源物（紙 類、布・衣類、びん（引渡し分）、 飲料缶、小型家電（引渡し分）を除 く。）、ペットボトル	84,894 t
四日市市楠町北五味塚 1085-208 四日市市楠衛生センター	選別、保管	資源物（紙類、布・衣類、びん（引 渡し分）、飲料缶、小型家電（引渡 し分）を除く。）、ペットボトル	— t
四日市市午起 1-6-11 有限会社勝山商店	破碎・選別	びん （（公社）容器包装リサイクル協会 契約分に限る。）	260 t
香川県香川郡直島町 4049-1 三菱マテリアル株式会社直島製錬所	山元還元	四日市市クリーンセンターの 溶融飛灰（乾灰）	1,200 t
愛知県名古屋市中区昭和町 18 中部リサイクル株式会社		四日市市クリーンセンターの 溶融飛灰（湿灰）	120 t
栃木県小山市大字梁 2333-29 メルテック株式会社		四日市市クリーンセンターの 溶融飛灰（湿灰）	1,660 t
四日市市昌栄町 16-11 朝日金属株式会社四日市工場	破碎、選別	金属類	900 t
北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1 株式会社野村興産 イトムカ鉱業所 大阪府大阪市西淀川区中島 2-4-143 株式会社野村興産 関西工場	破碎、洗浄、 選別、焙焼、 凝縮、精製等	乾電池・水銀体温計、蛍光管	120 t
埼玉県所沢市林 1-306-7 長沼商事株式会社	破碎、選別	スプレー缶、ライター	60 t
四日市市昌栄町 16-11 朝日金属株式会社四日市工場	選別、圧縮・ 梱包	ペットボトル	400 t

(3) 最終処分

施設名	処理方法	埋立対象物	埋立量
四日市市小山町 2855 四日市市南部埋立処分場	埋立	災害廃棄物、町内清掃（泥）等 クリーンセンター処理不適物	806 t

(4) 資源物引渡し先

施設名	引渡対象物	引渡量
四日市市八田三丁目 6-35 株式会社宮崎 四日市市末広町 9-18 大誠商事株式会社	紙類（（株）四日市市生活環境公社経由）	2,424 t
四日市市河原田町 1450 福田三商株式会社四日市営業所	紙類（（株）中央クリーンメンテ経由）	90 t
愛知県愛西市落合町下通 210-1 株式会社大綿	布、衣類（（株）四日市市生活環境公社経由）	1,020 t
四日市市河原田町 1450 福田三商株式会社四日市営業所	布、衣類（（株）中央クリーンメンテ経由）	30 t
四日市市午起 1-6-11 有限会社勝山商店	びん（（株）四日市市生活環境公社経由） （（公社）容器包装リサイクル協会契約分を除く。）	1,140 t
四日市市昌栄町 16-11 朝日金属株式会社四日市工場	飲料缶	100 t
愛知県西尾市吉良町宮迫大迫 105 吉良開発株式会社 愛知県名古屋市中村区六が池町 555 番地 朝日金属株式会社四日市工場	小型家電	280 t
四日市市垂坂町 1736 株式会社四日市クリーンシステム	溶融スラグ	9,000 t
福岡県北九州市戸畑区大字中原 46-59 日鉄エコマテリアルズ株式会社	溶融メタル	1,000 t
四日市市午起二丁目 1-5 株式会社ミズノ	破碎鉄、破碎アルミ	100 t
愛知県名古屋市中村区名駅 2-38-2 オーキッドビル 5 階 河田フェザー株式会社名古屋支店	羽毛ふとん	700 枚

(5) ごみの適正処理困難物に対する対応方針

適正処理困難物	排出者への対応方法
廃棄物処理法第 2 条第 3 項及び第 5 項に定める特別管理廃棄物	販売店等による下取り、又は引取りの指導
有毒性のある物	自ら使い切ることの指導、又は販売店等による引取りの指導
爆発の危険性のある物	自ら使い切ることの指導、又は販売店等による引取りの指導
引火性の強い物	自ら使い切ることの指導、又は販売店等による引取りの指導
可燃性ガスを発生する物	自ら使い切ることの指導、又は販売店等による引取りの指導
感染性またはそのおそれのある医療系一般廃棄物	医療機関等への返却を指導

適正処理困難物	排出者への対応方法
動物、魚などの臓物、残さ物など悪臭を発する物	袋などにより臭気止めをすることの指導
タイヤ類（自転車・一輪車を除く）	販売店等による下取り、又は引取りの指導
自動車、自動二輪車、原動機付自転車	販売店等による下取り、又は引取りの指導
ピアノ、消火器など破砕不能な物	販売店等による下取り、又は引取りの指導
特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号） 第2条第4項に規定する特定家庭用機器	販売店等による引取りの指導、又は自ら指定引取 場所へ持ち込むことの指導
その他市長が処理困難と認める物	販売店等による下取り、又は引取りの指導

参 考 资 料

集積場の設備を新しくしたい

壊れている集積場を直したい

ごみ集積場材料支給

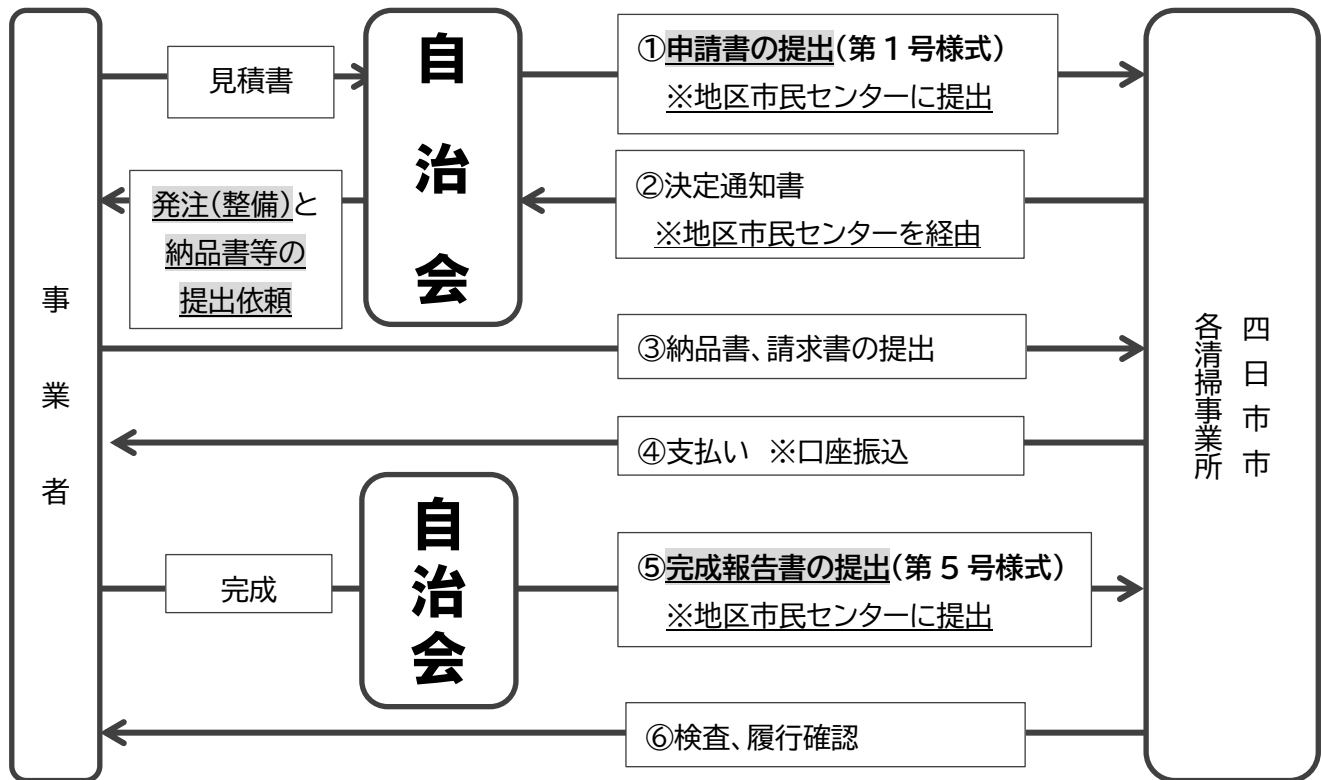
ごみ集積場を新設または改修する時に必要な材料を支給する制度です。

対象 材料費⇒○ 人件費⇒× 施工費⇒× 送料⇒×

事務手続き等の担当部署：各清掃事業所（環境事業課）

（１）手続きの流れ

※ 網掛け部分は自治会で行っていただく必要があります。



※決定を受けた後に変更するときは、**変更承認申請書(第3号様式)**の提出が必要です。

① 申請書の提出(地区市民センターに提出)

【必要書類】

- ①材料支給申請書(1つの集積場に対して1枚必要)
- ②位置図・構造図
- ③見積書(以下の点をご確認ください。)
 - ・見積書の金額 **総額表記は税抜**(なお、金額の上限は**税込で10万円未満**となります)
 - ・見積書の宛先 **四日市市長宛⇒○** 自治会宛⇒×
 - ・業者の代表者印 **代表取締役之印⇒○** 代表者印なし会社印のみ⇒×
- ④占有許可書や使用許可書の写し(道路、水路、公園などの公共用地上の場合のみ添付)

② 決定通知書の送付(地区市民センターを経由)

申請書の提出後、各清掃事業所が申請内容を審査のうえ、支給決定を行います。
業者への発注は、必ず決定通知書がお手元に届いた後にしてください。

※**支給決定する前に発注した場合は対象外**となりますので、ご注意ください。

③ 納品書、請求書の提出

自治会から業者へ発注→業者から自治会へ納品

→各清掃事業所に納品書及び請求書を送付するよう自治会から業者へ依頼

【必要書類】

①納品書(以下の点にご注意ください。)

・納品書の日付は請求書の日付以降の日付 例)納品書 7月7日 請求書は7日以降

・納品書の宛先 四日市市長宛⇒○ 自治会宛⇒× ※見積書・請求書と同じ

・業者の代表者印 代表取締役之印⇒○ 会社印のみ⇒× ※見積書・請求書と同じ

②請求書(以下の点にご注意ください。)

・請求書の宛先 四日市市長宛⇒○ 自治会宛⇒× ※見積書・納品書と同じ

・業者の代表者印 代表取締役之印⇒○ 会社印のみ⇒× ※見積書・納品書と同じ

※納品書と請求書の総額表記は税込 ※見積書の総額表記は税抜

④ 支払い

納品書、請求書の提出→各事業者へ支払い ※中身について確認する場合があります。

⑤ 完成報告書の提出(地区市民センターに提出)

支給決定の日から、60日以内、又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに提出

【添付書類】 完成写真

⑥ 履行確認

各清掃事業所が現地確認 ※自治会の立ち合いなどのご協力をお願いする場合があります。

※決定通知書と異なる内容で実施されていたときは、支給した材料費の返還を求めることがあります。

(2) 間違いやすい点、よくあるご質問など

○ごみ集積場が公共地上の場合 管理者に占有許可の申請→許可決定→材料支給の申請

※許可の申請中(許可決定前)は受付できません。

○ごみ集積場を新設する場合

各清掃事業所と設置要件等の協議が必要

○見積書、納品書、請求書の件名

「○○材料費」⇒○ 「○○工事費」⇒×

ごみが散らからない
ようにしたい

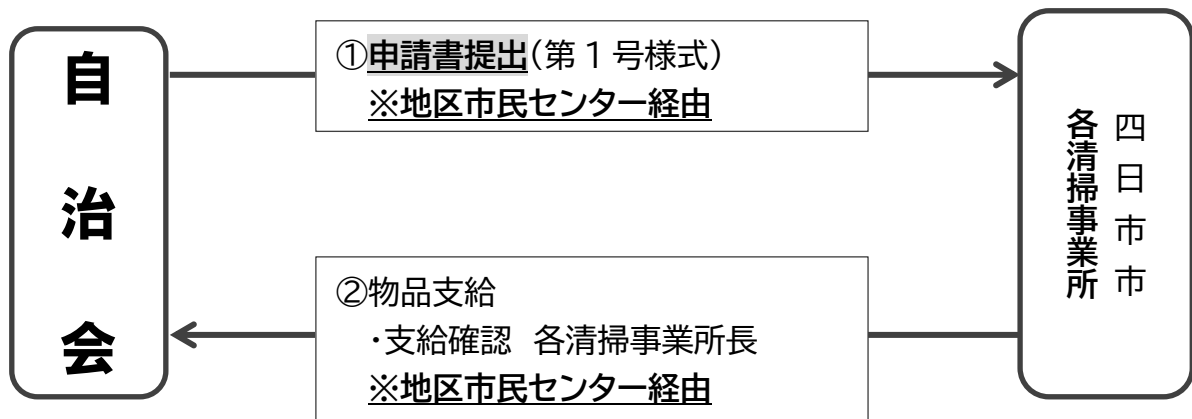
ごみ集積場物品支給

ごみ散乱防止ネット(鳥獣防護ネット)、ペットボトル回収容器を支給する制度です。

事務手続き等の担当部署：各清掃事業所(環境事業課)

(1) 手続きの流れ

※自治会で行っていただくこと



※ごみ散乱防止ネット(鳥獣防護ネット)、ペットボトル回収容器に関しては、支給決定通知書の交付はありません。

① 申込書提出(地区市民センターに提出)

【必要書類】

- ①材料支給申請書(1つの集積場に対して1枚必要)
- ②位置図

② 物品支給

申込書の提出→各清掃事業所が現地確認→各清掃事業所から地区市民センター経由で支給

【お問い合わせ先】

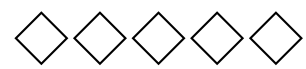
・南部清掃事業所：電話 059-345-3666

担当：日永、四郷、内部、塩浜、小山田、河原田、水沢、楠

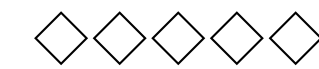
・北部清掃事業所：電話 059-331-3228


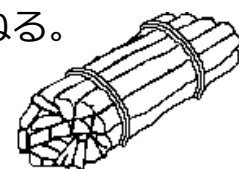
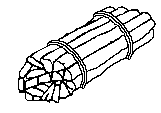


担当：富洲原、富田、羽津、常磐、三重、川島、神前、桜、県、八郷、
下野、大矢知、保々、海蔵、橋北、中部

・環境事業課事業係(制度に関する事)：電話 059-340-3308



自治会等による町内清掃ごみの出し方 ご協力をお願いします。



ごみの種類	ごみの分別	ごみの出し方
側溝の汚泥	破碎ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●土のう袋に入れる。土のう袋のライン（目印）以下にする。（人が片手で持てる重さ） ●南京袋、肥料用のビニール袋（重いもの）やダンボール箱（水気で底が抜けます）には入れないでください。赤いラインが入っている土嚢袋を使用してください。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>土のう袋が重すぎると収集できない場合があります。</p> </div>
樹木・枝・竹	太さ5cm以上 破碎ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●長さ1メートルまでに切ってひもで両端を束ねる。（人が片手で持てる重さ）  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>1メートルを超えるものは収集できない場合があります。</p> </div>
	太さ5cm以下 可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●長さ50センチまでに切って、四日市市指定袋に入れるか、またはひもで両端を束ねて出す。（人が片手で持てる重さ）   <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>上記以外の出し方をされると収集できない場合があります。</p> </div>
草・落ち葉 プラスチック類 汚れたペットボトル	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●四日市市指定袋に入れる。 ●草や落ち葉は土を十分落とす。（人が片手で持てる重さ） 
空き缶・金属類	資源物	<ul style="list-style-type: none"> ●少量の場合は次回の資源物の収集日に資源物（金属類）の集積場に出してください。（収集日まで自治会で保管してください。）
空きびん		<ul style="list-style-type: none"> ●少量の場合は次回の資源物の収集日に資源物（びん）の集積場に出してください。（収集日まで自治会で保管してください。）

お 願 い

- ◆ごみ収集袋は地区市民センターで必要数を受け取ってください。収集袋は2種類あります。
- 土のう袋・・・泥用
 - 四日市市指定袋・・・草、葉、枝、プラスチックなどの可燃ごみ、びん・缶

（※それぞれ分けて袋に入れてください）
- ◆泥と草を同時に出す時には、きちんと分けて出してください。
 - ◆土のう袋と、四日市市指定袋の使い分けはきちんとしてください。
 - ◆町内のごみ集積場には集積しないでください。（通常のごみ収集ができない場合があります。）
 - ◆集積箇所は、できるだけまとめて少なくしてください。
 - ◆ごみの収集は2トントラック以上の車両で行いますので、集積箇所はできるだけ広くて安全な場所にしてください。
 - ◆市の管理する公園のみの清掃は、市の公園緑政課（354-8197）に、収集の依頼をしてください。
 - ◆自治会の町内清掃に便乗して、家庭から出たごみや庭木のせん定木などが出されることのないようお願いします。
 - ◆実施後、集積場所及びごみの種類別（泥、草等）の数量（袋の数）をゼンリン地図に記入して、地区市民センターへ提出してください。地区市民センターから各清掃事業所へ連絡します。
 - ◆収集までに1週間ほどかかる場合がありますので、ご了承ください。
 - ◆地区行事等（盆踊り、運動会、文化祭、お花見など）で出たごみは実施団体が処理してください。（四日市市としては収集できません。）

ごみの種類によって処理方法が異なります。必ず種類ごとに分けて集積してください。（分別がされていない場合は、収集できない場合があります。）

福祉サービスと連携したごみの収集について

1 目的

通常のごみの収集日程に限らず、ごみを出せる訪問介護等専用の回収箱を地区市民センター等に設置し、ホームヘルパー等によるごみ出しを支援することで、福祉サービスの拡充を図り、高齢者等のごみ出しを含めた地域での生活を支えることを目的としています。

2 概要

(1) 利用の要件

所定のごみ集積場までごみを持ち出すことが困難な高齢者等のごみ出しを支援する訪問介護事業者等

高齢者等 以下のいずれかに該当する方

- ① 要介護・要支援の認定を受けている方
- ② 事業対象者
- ③ 居宅介護・重度訪問介護等の支給決定を受けている方

訪問介護事業者等 以下のいずれかに該当する事業所

《介護サービス等》

- ① 訪問介護
- ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ③ 介護予防訪問介護相当サービス
- ④ 基準緩和訪問型サービス
- ⑤ 住民主体訪問型サービス

《障害福祉サービス》

- ⑥ 居宅介護
- ⑦ 重度訪問介護
- ⑧ 重度障害者等包括支援

(2) 対象となるごみ

訪問介護等を利用している高齢者等の自宅から出る生ごみを中心とした可燃ごみ（破碎ごみや資源物（ペットボトル含む）、粗大ごみ、剪定枝、刈草などは対象外）

(3) ごみを出せる日時 地区市民センター等の開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

3 開始時期

令和3年10月25日（月）以降順次開始

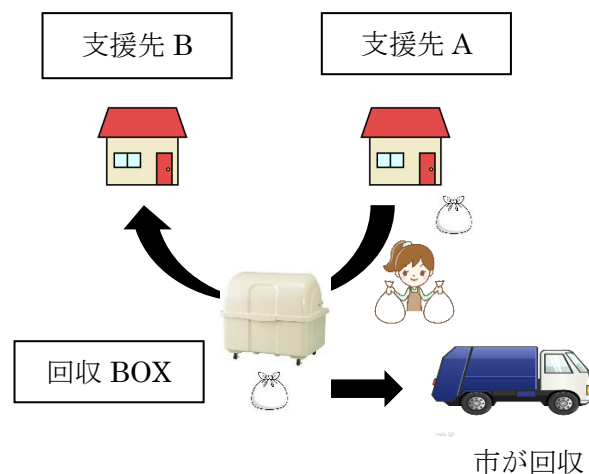
4 ごみ回収箱を設置する場所

市内の訪問介護事業所に対するアンケートで利用希望の多かった地区から段階的に設置

- 開始時 常磐、四郷、川島、大矢知の各地区市民センター及び市役所本庁
 - 11月～ 富田、羽津、日永、八郷、海蔵の各地区市民センター（予定）
- その他の地区については、設置した地区の利用状況なども踏まえて検討

5 利用の流れ

- ①利用を希望する訪問介護事業等が、事前に生活環境課へ利用を申請し決定を受ける。
(決定を受けた事業者は、利用承諾書が交付されるほか、回収ボックスのナンバー付き鍵の番号が通知されます)
- ②利用決定を受けた訪問介護事業所のホームヘルパー等が、支援先で預かったごみを回収ボックスへ出す。
(ごみは、訪問先から訪問先や事業所への移動途中に、市内のどこのボックスにでも出すことができます。ごみ袋には、ごみを出した事業所名、ヘルパー氏名を記載することが必要です)
- ③ごみ回収車が、回収ボックス設置地区の収集日にごみを収集する。

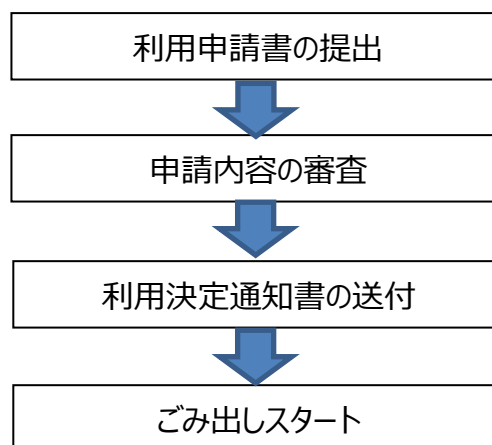


設置する回収箱 FRP 製ごみストッカー



<利用手続>

利用を希望する訪問介護事業等は、別添の「回収箱利用申請書」(四日市市のホームページからもダウンロードできます)に必要な事項を記入のうえ、環境事業課へ提出してください。



3. 委員からの主な質疑・意見

Q. 自治会を脱退しても地域の集積場にごみを出せるため、自治会からの脱退者が増えているとの相談をよく受けている。ごみ出しが自治会加入を維持する大きな要因となっている現状について、市として今後どのように対応していくのか。

A. 本件は全国的な課題であり、自治会未加入者のごみ出しを制限することは違法であるとする裁判例も見られる。ごみ集積場の維持管理に費用もかかることから、自治会未加入者も何らかの負担をしていただくことが望ましいが、現時点で解決策は見い出せていない。

Q. 自治会を脱退しても、ごみ集積場を利用する以上は清掃や維持管理の当番には参加するよう、市から指導することはできないか。

A. 自治会は任意団体であるため市が強制することはできないが、当番制への協力を促したり、準会員制度を設けて一部費用負担を求めたりする自治会もあるため、検討の余地はあると考える。

Q. ごみ集積場の維持管理について地域ごとに対応の差異が生じることは望ましくないため、自治会未加入者に応分の費用負担を求めるなど、市として一定の方向性を示すべきではないか。

A. ごみ集積場ごとに整備費用や利用人数などの状況が異なるため、一律に金額等を示すことは難しい。任意の団体に対し行政が入り込める領域ではないと考えることから、関連部局と情報共有し慎重に検討していきたい。

(意見) 本件は全国的な課題でもあるため、早期に関連部局と協議し対策を検討すべきである。令和8年度内に当委員会への報告を求めたい。

Q. 令和3年に開始した福祉サービスと連携した可燃ごみの収集について、利用者の満足度等をどのように把握しているか。

A. 現時点で特に苦情や要望はなく、利用者からは感謝の声をいただいている。またヘルパー等福祉サービス事業者からは「ごみ出しのストレスが減った」などの意見をいただいております。概ね満足いただいていると考えている。

Q. 福祉サービスを受ける要件を満たさず、対象外となる方で、自力でのごみ出しが困難な方への対応方針はどうか。

A. 福祉サービスを受ける要件に該当しない方については、住民主体サービス（サービスB）が利用できる場合があるため、そうしたサービスの活用を促したい。

Q. 福祉サービスと連携した可燃ごみ収集の利用者が増加した場合、現行サービスを維持するのか、または新たな仕組みを導入する考えはあるか。

A. まずは現行サービスについて事業者への周知と利用促進を図るよう努めたい。また今後の状況変化に応じて、サービスの拡充・多様化の可能性について検討してまいりたい。

(意見) まずは本サービスを定着・周知させることが最優先であるが、その上で介護事業者等の協力を得てニーズを把握し、今後の方向性について整理していただきたい。

Q. 以前検討されていた夜間収集について、市としては実施しない結論に至ったのか、現在も検討中か。

A. 福岡市の事例を基に検討を行ったが、ごみ出しの利便性向上等の一方で、夜間収集による事故増加や騒音等の課題があり、現時点で結論には至っていない。

Q. 市民と収集作業員の安全確保を最優先とした上で、中心市街地や渋滞地域に限定した場合の経費等、収集に要するコストの試算や収集体制等について検討を行うべきではないか。

A. 他市での事例を参考に、手法や必要経費について引き続き調査したい。

Q. 今後、市の職員不足が深刻化した場合には、民間委託の収集エリアを拡大する可能性があるという認識でよいか。

A. 委託業者が業務を継続できなくなった場合に市が補完できる体制が不可欠である。状況変化によっては民間委託の拡大を検討する可能性はあるが、廃棄物処理の継続性と安定性を最優先に判断していく。

Q. 火災等の要因として近年課題となっているリチウムイオン電池の回収について、今後の対応方針はどうか。

A. 環境省から小型家電機器として取り扱う旨の通知が出されている。本市では平成 28 年の四日市市クリーンセンター稼働当初から、資源物の分別区分の中で乾電池、水銀体温計、小型家電等の収集を行っているため、現時点で排出方法を大きく変更する予定はない。

Q. 東京 23 区で家庭ごみ収集の有料化を検討しているが、本市における家庭系ごみ収集の有料化についての見解はどうか。

A. 現在のところ、本市として家庭系ごみ収集の有料化の実施時期や手法について明確な方針を回答できる状況にはない。

(意見) 現在のごみ処理方式が熔融処理であることから分別の負担が軽減されているが、将来の施設更新時には多大な財政負担が見込まれる。ごみ問題は避けて通れない課題であるため、今後の議論の中で自治会存続にも資するような工夫が求められる。

Q. 四日市市クリーンセンターおよび南部埋立処分場の耐用年数は残りどの程度か。

A. 四日市市クリーンセンターは今後 20 年間程度使用する計画である。南部埋立処分場は年間埋立量が 1,000 トン未満で推移しており、現状の埋立量が継続すれば、現在供用中の第 2 区画単独でも今後約 25 年間は使用可能であると推計している。

Q. 自動販売機等の横に備え付けられているごみ箱はペットボトルのラベル等を分別せずに廃棄可能であるが、市の収集では分別する必要がある理由について確認したい。

A. 市の収集分は容器包装リサイクル法の基準に基づき収集を行っていることから、不純物（ラベル等）を除去する必要がある。民間事業者は選別工程で分別するが、多大なコストを要するため産業廃棄物として処分される事例もある。本市は市民の協力により、ほぼ全量がリサイクルされている。

4. まとめ

今回の所管事務調査を通じ、本市のごみ処理体制は概ね安定稼働していることが確認された。一方で、少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、制度を支える地域コミュニティの負担増など、将来に向けた課題が浮き彫りとなった。

最大の焦点は、ごみ集積場の維持管理と自治会未加入者への対応である。「自治会を脱退してもごみ集積場の利用は可能」という現状が、維持管理を担う住民に不公平感や負担を生じさせていることから関係部局と協議の上、令和8年度内に当委員会において報告を行うよう要望した。

また、自力でのごみ出しが困難な世帯に向けた「福祉サービスと連携したごみ収集」は高く評価されている。今後は現行サービスについて事業者への周知と利用促進を図るとともに、制度対象外となる世帯への支援を含め、潜在的ニーズを的確に把握し、サービスを持続・拡充できる体制の構築が求められる。

本市におけるごみの収集体制については、渋滞回避や安全確保の観点から夜間収集の再検討を提起した。経費の増加や労働環境の課題はあるが、他市の成功事例の研究や一部地域での試行的導入の検討を求めた。あわせて、民間委託の拡大については、不測の事態に市が補完できるよう直営とのバランスを保ち、処理の継続性と安定性を最優先とすることが確認された。

四日市市クリーンセンター等の処理施設は当面稼働可能だが、将来的な施設更新や処理コストの増加は避けられない。家庭系ごみの有料化は直ちに導入する段階ではないが、自治会存続の観点等も踏まえ、中長期的な視野で議論を深める必要がある。

本市のごみ処理体制を持続可能なものとするためには、効率的な収集体制の維持はもとより、地域への支援や地域との連携、ごみ出しルールの啓発など、市がより一層関与することが不可欠であることから、今後のさらなる施策を展開していくことを要望し、調査の報告とする。

[委員会の構成]

委員長	石川善己
副委員長	村上 暁
委員	荒木美幸
委員	荻須智之
委員	小田あけみ
委員	平野貴之
委員	水谷一未
委員	森 康哲